弘前城馬場土居並松

宇和島城ノ馬場松
松代城ノ馬場松
島原城ノ櫻馬場

も、大小杉木立千以上に及べりと言傳ふ。

二三一八（萬治元）年七月、弘前藩にては馬屋丁馬場土居に並木の松〔註三九・四〇〕を植立て、二三四二（天和二）年三月、馬場の松西之方〔註四一〕へ、二三五七（元祿一〇）年四月、二之郭馬場土手〔註四二〕へ松を植ゑしめ、二三六〇（元祿一三）年八月、馬場土居植付用の松〔註四三〕を湯口山より取寄せ、二三九八（元文三）年二月、外馬場小土居の並木松等の徒伐者〔註四四〕ありしを以て取締方を嚴達せり。

二三二二（寛文二二）年十一月、宇和島藩〔註四五〕は馬場の土手、來村竝米の末藥師谷の土口山はな迄松を植立てしめ、二四七四（文化一一）年二月、松代藩〔註四六〕は御馬出之辻の內、長刀堀の土居に松を植ゑさせ、二四八五（文政八）年四月、島原藩〔註四七〕は櫻之馬場其外に櫻苗を植付け、右圍に馬を繫ぐべからずと沙汰したり。

註一　【教令類纂初集廿一】　○內閣文庫
註二　【彦根山由來記】　○滋賀縣彦根町彦根圖書館
註三　【彦根藩公益私記】　○滋賀縣廳
註四　【金龜山物語】　○同上
註五　【改作所舊記】　○東京市前田侯爵邸
註六　【寛文十年日記】　○弘前市津輕伯爵別邸
註七・八　【津輕史雜】　○弘前市關清六氏
註九　【津輕舊記類八】　○津輕伯爵別邸
註一〇　【享保七年日記】　○同上
註一一　【享保八年日記】　○同上
註一二　【町年寄竝名主御用留抄錄一】　○弘前市役所
註一三　【松井四郎兵衞古今御用留日記】　○同市立弘前圖書館
註一四・一五・一六　【享保十三年日記】　○津輕伯爵別邸
註一七　【享保十六年日記】　○同上
註一八　【御用之格覺書二・三】　○弘前圖書館
註一九　【津輕年表一二】　○弘前市新町岩見常三郎氏
註二〇　【要記祕鑑一三】　○同上
註二一　【古老祕傳集】　○同上
註二二　【甲斐古事記下卷】　○甲府市南塘文庫
註二三　【延寶八年分覺書】　○東京市山內侯爵邸
註二四　【里山方竝道屋敷方寫】　○佐賀市鍋島侯爵別邸
註二五　【宗國史外篇】　○三重縣阿山郡上野町上野圖書館
註二六　【篤焉家訓】　○巖手縣立盛岡圖書館
註二七　【山方法令】　○福岡縣廳
註二八　【山御法竝御達留類寫】　○同上
註二九　【山林古老傳中】　○福岡市黑田侯爵別邸
註三〇　【臼杵町史】　○大分縣臼杵町役場

註三一【土壤山林竹木取締竝訴訟抜書】○岡山市池田侯爵別邸
註三二【教令類纂初集卅六】○内閣文庫
註三三【憲教類典四ノ一】○同上
註三四・三五・三六・三七【教令類纂初集廿三】○同上
註三八【遠野舊事記巻一】○巖手縣遠野町宮本愛次郎氏
註三九【奥富士物語】○岩見常三郎氏
註四〇【見聞日記】○同上
註四一【天和三年日記】○津輕伯爵別邸
註四二【元祿十年日記】○同上
註四三【元祿十三年日記】○同上
註四四【齋藤長門御廻状】○弘前市小人町齋藤久光氏
註四五【自寛文二年至天明四年記錄書抜】○宇和島市伊達侯爵別邸
註四六【松代町誌稿本】○長野縣松代町役場
註四七【溫故選要】○長崎縣島原町阿部元勳氏

八　所飾り林

朱雀ノ柳

中古一四九六(承和三)年七月、京[1]の朱雀を飾れる柳樹あり。

中古一四九六(承和三)年七月、京[1]の朱雀を飾れる柳樹あり。

近江國日野町ノ竹木禁制

近江國日野町[2]に對して、山林竹木切取る間敷を達したり。

京廻ノ竹

二二五五(文祿四)年四月、京[3]を飾れる京總堀・京廻土居の青竹枯損せるもの甚多く、明所も勘からざる爲、見懸も宜しからざるの故を以て、新植又は補植に著手せしめたり。

津藩ノ在所柄

近世二三〇九(慶安二)年八月、津藩(註一)にては兩奉行・郡奉行の連署を以て大庄屋中へ『在所がら家がらみかけあしく仕なし候は令二吟味一、其身は不レ及レ云、庄屋組頭可レ爲二曲事一』とて、自今以後山林に竹木を植そへ、四壁をくろませ、在所がらを整ふべき樣奬勵するところありたり。

高知藩ノ上々村

二三五〇(元祿三)年、高知藩は檢見の際、土地の狀況により木の成長と色と土の輕重深淺等を測り、山林の多きを上々村(註二)とすることに定め、近在にては大津村などを第一番の上村とせり。

白河藩ノ村柄

二三六八(寶永五)年、[4]白河藩は、村柄を好く見せる樹木の植立方として『居久根幷栗・柿・梨子・梅・桃其外村柄能相見へ候樹木植立、往還道筋之儀は、西側に土手を築き、芝をふせ、並木に添、松・杉、土地を考植可レ申候』と指示せり。

都ノ柳櫻

一五四九―五七(寛平)年代、素性法師の『見わたせは[1]柳櫻をこきまぜて都そ春の錦なりける』は、樹木が都市の飾りなることを言現はせる代表的の歌詞といふべし。

①古今和歌集一　②滋賀縣史卷五　③駒井日記　④福島縣林政紀要藩政篇

弘前藩ノ村ノ見入

二三六九（寶永六）年八月、弘前藩にては『松百本長二尺より四尺迄、右之松藤崎村船場之邊末々迄田畑不二罷成一空地御座候、此所江植申候ハヽ、村之見入茂克（ヨク）御座候』〔註三〕と、代官よりの申出を允許して松を植付けしめ、二四六三（享和三）年四月、弘前城下の南郊に櫻樹を植ゑしめ〔註四〕たるも、城飾りと共に所の美觀を添へしめんが爲なり。二三七八（享保三）年五月、越後高田藩は、領奉行年寄より代官に宛て『百姓屋舗廻り不レ苦所ニ、竹木ヲ植、郷村モ能見候様可ニ申付一候事』〔註五〕と達して、郷村風致林の育成を指示し、同藩奥州領〔註六〕に於ても、二四七六（文化一三）年十一月、五人組より『田畑居屋敷に至る迄、少茂荒し申間敷候、面々屋敷いたらざる所、竹木植連ね、郷村能見得候様可レ仕候事』との一札を差出さしめたり。

高田藩ノ郷村飾リ

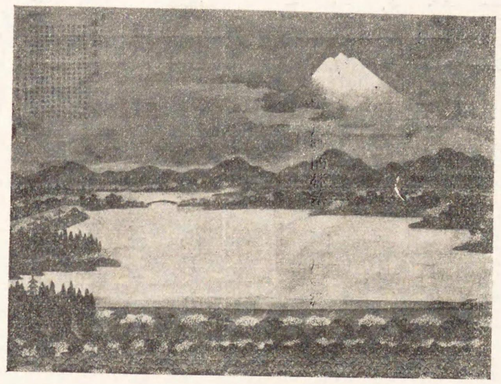

弘前城下南郊の櫻圖

（備考）　二三八一（享保六）年、武州の田中丘隅〔①〕右衛門は、其著書中に於て『諸國の村里を通覽するに、山林の茂りたるは稀也、其村の貧富先づは樹木にて知らるゝに似たりと雖、何れの國にても少く木立物ふりたるは皆御林か、又は社地寺院の分にて、百姓所持の分に目に立つ程の山林は稀也』といひ、二三九六―四〇〇（元文）年間、簑笠之助〔②〕は『百姓爲ものに飾はいらず、四壁の樹木老茂り、庭の常にほしものにて取ちらして有がかざりなり』と說き、二四二三（寶曆一三）年、失名氏は『其村へ入、四壁茂り、家居竝圍等の締よきは宜村なり、村柄を見るは高と人馬の數を見合知るべし（中略）村へ入まばらに、或は四壁もなく、家居垣にも破れいとはず、庭の樹ひ草深く見ゆるは困窮の村なり、又村に入何となくそう〳〵として見すかす如くにて物淋しき體なるは、至て困窮の村なり、又家居見苦しく共、其村山林壹野等有レ之、秣場茂野等の有る村は、內證能ものなり、如レ此の村多きは野向に有レ之なり』と記して、いづれも所の飾りが樹林に存することを裏書せり。

盛岡藩志田町ノ紅白桃樹

會津藩ノ見場飾リ

佐賀藩ノ領內飾リ

二四三三（安永二）年閏三月、盛岡藩〔註七〕は、見前通（陸中國紫波郡見前村）津志田町へ、前年植付けたる紅白の桃樹、老木となりたるを以て植繼を命じたり。

二四五八（寬政一〇）年正月、會津藩にては、赤谷村より三代峠迄竝に外街道共に兩側五間通りは『見場宜敷殘候樣』樹林の伐採を制限〔註八〕すべき旨達したるが、二四九一（天保二）年七月には郡役所より、總て街道筋に存在する並松〔註九〕は、縱令輕路なりと雖、往來の旅人寒暑の凌ぎは勿論、飾ともなるべきものなるを以て、盛木方取計ふべく、其筋の極印を受くるに非ざれば、勝手次第に伐木するを禁じ、盜伐したる者あるときは、御林同樣の制裁を加ふべしとて、鄉村風致の保全に努めたり。

二五〇〇（天保一一）年二月、佐賀藩〔註一〇〕に於ては『御山之樹木繁茂之儀は、精々御手遣被ニ相附一儀ニ而、就レ中往還見へ通山々者旅人之見張も有レ之、成丈不ニ相荒一樣無レ之而不ニ相濟一（中略）先以口山見張之場は、猶又差寄（サシヨリ）相應之樹木植蒔等相整候樣被ニ仰付一儀ニ候』と令達して所謂領內飾に努力せり。

①民間省要上篇　②農家貫行上卷

①地方落穗集

仙臺藩ノ宿場飾リ

（備考）二五二〇（萬延元）年、福岡藩の失名氏〔註一一〕は其著書中に『山林ノ茂リタルハ其國其所ノカザリ』と記せり。

尚年代不明なるも仙臺藩にては『名取中田町裏川除並杉、御野被遊候砌見付宿場飾ト相成候品々、向後伐方不レ申様被二相留一候事』『註一二』と下知して、宿場飾の風致保存を令したり。

註一　【宗國史乙篇】　○三重縣阿山郡上野町上野圖書館

『一、今度在々所々家並改候付、地下人若わる心を存、むさと四壁をあらし、在所から家からみかけあしく仕なし候は、令二吟味一、其身は不レ及レ云庄屋や組頭可レ爲二曲事一。

一、たとへどこともなく家なりをわるくし、山林四壁竹木迄そろ〳〵うすくなし、在所がら手あまく見へ候樣ニ仕なし候は、堯相のたりには少も成ましく候、若如レ此たくみに仕候村有レ之は、御藏入給領共、過料として先物成を上ケ取、其上夫役等も多く可二召仕一事。

一、自今以後山林に竹木を栽そへ、四壁をくろませ、在所がら前々より小成とも能仕なし候村、少の日燒（ママ）をも造し、其上夫役諸役等をも相應より心持令二用捨一、善惡共、國中の手本ニ成候樣ニ可二申付一事。』（下略）

註二　【土佐國群書類從一三九卷】　○高知市高知圖書館

註三　【寶永六己丑歲日記】　○弘前市津輕伯爵別邸

註四　【津輕舊記類】　○同上

註五　【頴城郡志稿案】　○高田市莊田稻美氏

註六　【差上申五人組一札之事】　○福島縣西白河郡釜子村根本虎次郎氏

註七　【御家被仰出四】　○盛岡市南部伯爵別邸

註八　【福島縣林野史料會篇元卷之三】　○福島縣廳

註九　【文化五辰年より岡部惣兵衞】　萬覺書　○福島縣耶麻郡猪苗代町岡部丈夫氏

註一〇　【諫早日記】　○長崎市縣立圖書館

註一一　【山林古老傳】　○福岡市黑田侯爵別邸

註一二　【御下知留大頭書】　○宮城縣廳

諸國諸社ノ制

德島藩ノ制

金澤藩社木縮方

二　宮飾り林

中古一五八七（延長五）年、藤原忠平の上れる延喜式中『凡神社四至之內、不レ得下伐二樹木一及埋中藏死人上』①と規定したるは、一に宮飾りの趣旨に外ならず。降りて近世江戸時代となるや、各領主は夫々諸社の制を定めたり。

近世二二六六（慶長一一）年正月、德島藩は、板野郡西條村（一條村內）③禁制中に『宮廻のはやしのうちへ鷹野之者とも一切入間敷候事』と規定して宮の風致を維持せしめ、二五三〇（明治三）年九月、藩は社家制法〔註一〕を制定して、中に『古跡之森林社地の樹木猥に不レ可二採用一事』とし、之を以て社家永世の制法としたり。

二三二〇（萬治三）年八月、金澤藩は『所々宮林伐取候由、神主共より及レ斷候段、寺社御奉行中より申來候條、向後伐不レ申樣、小百姓中へ可二申付一候、伐不レ申候て不レ叶所ニ候ハヽ、相斷、其上を以、伐可レ申候』〔註二〕と堅く申渡したるが、二三二八（寬文八）年三月には、更に能州四郡十村中に對し〔註三〕『御郡中寺社方山林竹木、所ニより伐荒シ候樣ニ取沙汰ニ候、御寄合所又者御算用場より御吟味之義も可レ有レ之候、近在之百姓中伐取不レ申樣縮仕尤ニ候、

①延喜式三　②德島藩民政資料

左候者在々縮仕候段、寺社方江物語仕置、尤ニ候、爲ニ後日之一勿論寺庵社人無レ之宮林之山林縮面々より可ニ申付一候』と達し、二四一七(寶暦七)年五月に至り、更に又『近年神社之木を伐申故、社ニより殊外荒申躰相見申候、村方之者神主抔申合、隱伐賣木抔ニ致申儀候得は、沙汰之限ニ候條、急度村々之者江可ニ申渡置一候、若我儘ニ神主伐申候様子候ハヽ、氏子共より相構爲レ伐申間敷候、無レ據義ニ而も申時ハ、神主より寺社奉行山奉行願申ニ而可レ有レ之候、無レ左候而むさと伐申様子ニ候ハヽ、指留可レ申候、承引無レ之候ハヽ、百姓共より此方江相斷候様可ニ申渡一候』(註四)とて、社木縮方につき羽咋・鹿島兩郡の十村中・山廻中に申渡し、二四六二(享和二)年四月、能登國鹿島・鳳至・珠洲三郡(註五)の神林伐木の節は、神主書付に肝煎等加印の上出願せしむることゝし、以て取締を嚴にせり。尙二五〇八(嘉永元)年三月、能州社家居宮竝兼帶持宮神林伐木(註六)の儀に付、頭神主櫻井某より上書する所ありたり。二三三七(延寶五)年、仙臺藩は、領内の神社佛閣名所古跡を改めて御牒付木(註七)となせしが、御牒付木以外と雖、見透となるは容易に伐採を許さず。二三八八(享保一三)年八月『御屋敷方御定』(註八)を以て『神社佛閣竝諸寺院境内ニ有來候古木其地之かざりニ成候所猥りニ伐採候而ハ古跡も新敷成、不レ宜候間、假社堂建立繕等ニ用立候共、自分ニ伐採間敷候、雖レ然無ニ餘儀一子細於レ在レ之ハ相達可レ得ニ差圖一事』と定め、更に二四二三(寶暦一三)年十一月、神社等の儉竝故由ある寺院境内の青木を調べて、景題御調の地(註九)と定めて保育せしめ、

仙臺藩ノ制

是等の樹林(註一〇)は見透等出來ざる様伐採方取扱ふべしと定めたり。

熊本藩ノ制

二三四四(貞享元)年六月、熊本藩は『在々宮山の竹木御用には不レ被ニ召仕一候、其宮々造營に召仕申候』(註一一)と定め、二四八四(文政七)年五月、領内山神祭(註一二)の時、一人前十本宛の植木仕立を命ぜり。

弘前藩ノ寺社除地竝宮林ノ制

二三四七(貞享四)年五月、弘前藩は寺社除地反別高寄を書上(註一三)げしめ、其中境内林及境内山林を記載せり。二五〇八(嘉永元)年正月、同藩(註一四)は、節約年限中橋梁二間以下の修覆架換は、其所の持内の負擔と定めたるが、物入の折柄難澁する趣を以て、宮林にても格別差障りにならざる分は一時伐採を許すことゝせり。

高知藩ノ制

(備考) 二三四九(元祿二)年、大坂に於て若林利朝は、其著書中古今五人組法式(註一五)に『寺社境内竹木下枝伐候共、見分ヲ請ヘキ事』と記し、二三五六(元祿九)年、福岡藩の宮崎安貞(①)は其著書中に『神の社の前うしろ、寺院のほとりにまめやかに此木(八重櫻)をつぎ種なば、年を經て後何國の地にても、大和洛陽の花の景氣をうつすべし、其事を司れる人は必こゝろを用ゆべし』と記せり。

二三七七(享保二)年七月、高知藩は『宮林風折朽木有レ之節太夫神主取るべき事、枝葉長吏に可レ取事』(註一六)と定めて濫に採取することを禁じ、二四五七(寛政九)年十一月、『小くるめ之堂社林、一かわの並木同前之木數少き處ハ願有レ之候共不レ被レ遣候事、馬場之並木一切不レ可レ伐支』(註一七)と達せり。又年代不明なるも『宮林(註一八)は總てに候へとも、馬場並木は御普請方支配も有レ之に付詮議第一也、其餘本山筆川御土居林は御普請方支配也』と定めて

① 農業全書

其責任の所在を明かにし、又『凡神祠林木、禁二斧斤一如二公林一、且不レ論二神祠佛庵一、其所レ有林木、如有二事修造一請二採伐一、則遣レ吏檢視、計二其需用一允レ之』〔註一九〕と令して、神祠林木の保護に努めたり。

高田藩ノ覺書

二四〇三(寛保三)年九月、高田藩は覺書〔註二〇〕中に、神社佛閣等に參詣又は見物の際、濫りに境内の竹木を伐採るべからざるの一項を加へたり。

水戸藩ノ制

二四六三(享和三)年三月、水戸藩にては『寺社境内ニ而諸木無レ願伐取候儀、木之多少ニ不レ限、御朱印地たりとも不二相成一御國法ニ而、先年より度相觸れ、追而酉十二月申も屹度相觸、廉々可レ爲二承知一』と令達せり。

(備考) 二四六七(文化四)年二月、弘前藩の棟方實勝は其上書〔註二一〕中に『寺社の義は、樹木繁茂仕候程、社閣等茂奥深く神威も尊く相見得、諸人の詣禮拜仕候義茂敬肅厚く相成候義ニ可レ有二御座一与乍レ恐奉レ存候』と云ひ又『是迄伐取被二仰付一候得は、代り木等植付候様被二仰付一、大抵廿年位之星霜を經不レ申候得は、又伐取之御用方竝堂社之申立用方ニ茂相成申間敷候様奉レ存候、尤宮木社木等は伐取不レ申儀は古へより之格悟も御座候様承り申候』と云へり。

盛岡藩ノ制

二四八七(文政一〇)年四月、盛岡藩は、寺社の境内樹木〔註二二〕は、專ら寺社黒み等の爲に植付けしめたるものなるを以て、濫に伐採すべからず、萬一之を許したる場合は、元木一本に付杉五本宛を代植し、且つ其本數を屆出づべき旨令達せり。

佐賀藩ノ制

二四九五(天保六)年十月、佐賀藩は社寺林の伐採を禁止〔註二三〕せり。

岡城寺領内諸社ノ制

園城寺(大津市)は、三井寺とも稱す、寺領内の村々なる氏神社地神木・神庄の山林古木等濫

①帝國林制史

に伐採せられたるを以て、二五一二(嘉永五)年二月、同寺政所より令達して之を停止〔註二四〕せしめ、神庄山林にても枯木・風折木等も差圖を受くるにあらざれば處分し難きこと、せり。

宇和島藩ノ制

二五一九(安政六)年十二月、宇和島藩〔註二五〕にては『鄉中寺社山之諸木無レ願ニ而仕成致御不締ニ付、在浦社家出家末々迄御沙汰被二成下一度』と山奉行より伺出で夫々沙汰したり。

(備考) 二五二〇(萬延元)年、福岡藩の失名氏は其著書〔註二六〕中に『殊ニ宮寺ノ森林物フリタルハ神サビテ尊キモノナリ。山林ノ良材伐盡シタル上、有堂塔ノ建立ニ村里ノ神木ヲモ切取テ、佛教方丈ノ用木トスル事多シ。佛ハ神ヨリモ尊キモノカ、但大社ニハナキ事ナリ』と云へり。

美濃國上手向村社內植法

年代不明なるも幕領笠松代官所管內美濃國惠那郡上手向村(遠山村內)〔註二七〕に於ては、舊來村中の神社境內に苗木栽植の法を定めたり。

國別社別ノ風致林

斯くして全國の大小神社に於ては、風致を目的とする森林を多少なりとも有せざるもの無き狀態となるに至れり。今之を國別・社別として觀るときは凡次の如し。

山城國賀茂神社

中古一五四四(元慶八)年七月、賀茂神社(京都市上京區)に狩獵を禁ぜられたる神山ありたるが、一六七八(寛仁二)年十一月、太政官符を以て更に愛宕郡八箇鄉を賀茂上下大明神に奉寄せられたり。

男山八幡宮

(備考) 二三三〇(寛文一〇)年、白井宗因は、鴨社を下賀茂と云ひ、王都の東北數百步平林の中に在りと記せり。

近古一九四五(弘安八)年十一月、山城國男山八幡神社(綏喜郡男山)への宣旨中『可レ禁二制伐一御山木一事』の條あり。

①類聚三代格 ②類聚符宣抄第一 ③神社啓蒙卷二 ④當宮緣事抄

豐國神社

近世二二六九(慶長一四)年八月、豐國神社(京都市)[①]の禁制中『伐二採山林竹木一、苅レ柴掘二取植木一事』あり。

貴布禰神社

二三二四(寛文四)年四月、山城國貴布禰神山(愛宕郡鞍馬村)(註二八)内に於て、近郷より押て草刈・大木伐採・畠開等の事ありしを以て制止方に付て言上あり、翌(寛文五)年三月掃除講へ木植講を合せて、社邊の掃除等の外に、下河原及新開畠何れも二季に木を植ゑ(註二九)しめ、同年五月(註三〇)荒草の七手の並木の田地日陰となりて作物障りとなりしの故を以て伐採することゝなれるが、同年七月檀之並木御前之後ノ木御生所山の櫟を禁伐(註三一)とし、二三二九(寛文九)年十二月、豫て繫爭中なりし同神社境内宮山の訴訟落著(註三二)し、従前通り同神社の所領となりたるを以て、爾後同神社に於て同宮山々林の經營に當ることゝなれり。二四三一(明和八)年二月、馬場の植栽(註三三)を終るや小兒等をも參らしめざる様と制止し、二四六一(享和元)年二月、木植奉行の申入(註三四)により、氏神之森・菖蒲薗の邊へ五貫文に相當する程の樹木を植付けしむ。尚年代は不明なるも、同神社神山[②]は從來樵蘇を禁ぜられ居たるに拘らず、近代以來事を寄役に寄せ濫伐する者あるを以て、天裁により宣旨を下し、樵蘇の輩を停止して神威の嚴を保たれんとを、社司連署を以て請願せるとあり。

大和國春日神社

中古一五〇一(承和八)年三月、倭[③]々郡司に命じ、添上郡春日大神々山内に於て狩獵伐木することを禁ぜられたるは神座林の項に於て記せるが如し、近世二二七四(慶長一九)年十二

①豐國神社文書　②朝野群載六　③續日本後紀十

河内國片野神社

月、神社の寶樹[①]として『堂莊嚴寶樹預之事、右以二式日一可二進曳一之狀如レ件』と奉行より達せらる。

近世二二六三(慶長八)年五月、河内國片野神社(北河内郡今牧村)再興に付、境内山手米を免除〔註三五〕し、先規通り林相を保持せしめたり。

攝津國水無瀨神社

近古一九〇(享祿三)年八月、攝津國水無瀨神社(三島郡島本村)(註三六)禁制中に『伐二取竹木一事』の一條を記載せり。

伊勢國皇太神宮

近古二二五一―八(天正一九―慶長三)年代、宮川内の山林竹木[②]等は先規の如く沙汰すべく、諸役免許の太閤朱印あり。近世二二六四(慶長九)年五月、内宮神路山の禁伐(註三七)を令し、二二八七(寛永四)年正月、宮山境内の木葉掻き取草刈(註三八)を、二三〇一(寛永一八)年四月、宮中定(註三九)を定めて宮山領内顚倒以外之諸木・道以外の篠草をも制止し、二三五五(元祿八)年二月、守宗長官が東御宮地の奥玉拜所の櫟木を伐採(註四〇)し玉垣等を損せることありて物議を起し、爾來一層宮飾り林の保育に努めたり。

二見鄉鹽之宮

近世二二九三(寛永一〇)年六月、河越侍從の名を以て伊勢二見鄉(註四一)に對し『一、今度二見鄉六ケ村、爲二内外兩宮一御鹽田御寄附有レ之、御鹽無二懈怠一可二勤仕一(中略)一、御鹽之宮、今度造營有レ之、以來於二六ケ村一可二修理一事。一、山林竹木猥不レ可二伐採一、雖レ然御鹽之宮修理之時は、應二其用一可レ伐レ之、其外禰宜一同姓居敷之内は非二制限一事』と

①春日神社釣燈籠銘　②神境雜例

達せられたり。

尾張國熱田神宮

近古鎌倉時代、一九〇二(仁治三)年八月、源親行①が京都を出でゝ關東に下れる時、尾張國熱田神宮に詣でゝ『神垣のあたりちかければ、やかてまゐりてをかみ奉る、木立年ふりたる林の木の間より、夕日のかけたえ〳〵さし入りて、あけの玉垣色をかへたるに』云々とせる木立の年ふりたる杜あり。近世二二五六―八三(慶長・元和)年代、林道春②は『楊什伍云、東海上ニ蓬萊一、是指ニ熱田一、蓋熱田廣前有レ山、松茂森々然、是號ニ蓬萊一』と、松の茂りて森森たるの狀を記したるが、二三〇三(寛永二〇)年、再び③神宮に詣でたる時の七絶に『逆旅經過拜ニ熱田一。森森松樹瑞籬前。』とあり、神宮社頭樹林の莊嚴を想見するに足る。二三七二(正德二)年、寺島良安④は『當社(熱田)前有レ山、松茂森森然、此號ニ蓬萊山一、秦徐福入ニ蓬萊一者此地乎』と解せり。

駿河國久能山

近世二三二四(寛文四)年九月、駿河國久能山條目中『山林竹木猥不レ可ニ伐採一事』(註四二)とあり、德川家綱の朱印なり。

甲斐國金櫻神社

甲斐國巨摩郡金峰山藏王權現(中巨摩郡宮本村)同郡御嶽山權現兩社共に、甲斐國の宗廟として以前は德川家康より三千石の朱印を賜はりたる程にて、近世二三四九(元祿二)年正月、社僧社人御師等殘らず加判の上『御森者禁制、方々之並木、我貴山之御森、猥ニ伐申間敷候事、並木、御森之木、風おれ有レ之而見苦くは、以ニ相談一役人さし引之事、春の彼岸之內每年

①東關紀行六　②本朝神社考卷三　③癸未紀行　④和漢三才圖會卷七

惣社家出合、御森我貴山並木之櫻、人足割致、自身罷出、年々に植立可レ申事、御森我貴山並木之櫻伐申者、親子之中ニ而も隱申間敷候事』等の自役法度(註四三)を定め、樹林の保護育成に努めたるが、其後金峰山麓なる黑平村(中巨摩郡宮本村內)の百姓が、同山を入會の山なりと主張して伐採したるより山論誘起せられ、公儀にて裁決の結果、黑平村百姓の申分立たず、謝罪證文まで評定所へ徵せられたるも、其後又復同樣の山論再發し、且つ神領山の內八箇所新たに時の領主の御留山に編入せられ、頻に神領山を伐荒らさるゝ爲、二三七三(正德三)年四月、御嶽山の社僧社家(註四四)より寺社奉行に對し、右神領山復舊及黑平村百姓取締方を願出でたり。

二四〇一(寛保元)年、甲斐國吉澤村(中巨摩郡)金櫻神社の參道々緣に、久しき以前より武田家及代々の國主等が絕えず寄附して植次植增したりと言傳ふる櫻並木(註四五)あり。

甲斐國猪狩村(宮本村內)山內八王子より一鳥居までの間往還道に於て、猪狩村にて植立てたる並木櫻を、龜澤村(中巨摩郡睦澤村內)の者が伐倒したる事件あり、二四四八(天明八)年五月、龜澤村より詫書(註四六)を差出し、道筋立木並木櫻は勿論、往還道筋の並木何木にても、元通り立置くことゝして落著せり。

吉澤村外三箇村にては、御嶽山藏王權現社參道の風致を添へ、且つ參詣者を誘導するの目的を以て、參道たる字矢澤の道端に櫻並木(註四七)を植立て、成るべく伐取らざる樣保育に

努めたるが、二五〇七(弘化四)年押領したる者あり、同年四月四箇村役人より甲府役所へ訴へ出でたり。

巨摩郡御嶽山藏王權現より甲府への往還、吉澤村字雨澤の內八王子より小玉石に至る間に植立てられたる並木の櫻を、龜澤村の百姓が伐採せんとしたるより山論を生じ、久しく結んで解けざりしが、二五一一(嘉永四)年二月、雙方の間に和談(註四八・四九)調ひ『櫻木竝松大本(ママ)は獻木と心得伐採申間舖事、道筋兩側櫻木之儀は、是迄有來之分大切ニいたし、枯絕候場所は追々四箇村一同神願ニ掛植附いたし、道脇櫻木不レ絕樣可レ致事、櫻木植次いたし候節は、前以申談、雙方立會之上植附いたし、枯絕候場所無レ之樣可レ致事』等の覺書を取替はせて濟口成れり。

相摸國鶴岡八幡宮

二五一三(嘉永六)年正月、御嶽山藏王權現社人惣代は、神領地に植付の杉・檜等枯木を生じたるの故を以て、此年より苗卸しを爲し、三尺以上のものを指示の場所へ植付けたく、相當の代金及費用を下附されたしと願出(註五〇)てたるが、同權現年番所にては、代金及費用を値下げせしめて之を許せり。

近古二二〇〇(天文九)年十一月、鶴岡八幡宮(鎌倉郡鎌倉)は、①北條氏綱の名を以て『御社中總廻山迄落葉カキ其外薪取草苅事可レ留事』との法度を下し、二二〇四(天文一三)年六月、氏綱の子氏②康は更に『植木ノ枝葉ニ手付ル者是アラハ不レ可レ入ニ高下一カラメ取ヘキ事、社頭

①②鶴岡御造營日記

之上山ヘカリソメニモ人不レ可レ上事』と追加し、近世德川時代に入りては、二二九八(寬永一五)年八月、同八幡宮條目中(註五一)『宮中竝坊中之山林竹木等於ニ盜取族一は可レ處ニ罪科一事』とあり、前橋侍從より同宮一藪に沙汰せられたり。

武藏國大國魂神社

中古一七一八—二二(康平)年代、①源頼義は奥羽征伐に際して武藏國大國魂神社(北多摩郡府中)に祈願し、賽するに欅樹千本を以てし、近世二二七四—五(慶長—元和)年中大坂陣の時、德川家康亦源頼義に倣ひ、同社に祈願して馬場を寄附すると共に、欅苗を植ゑしめたるとは奉賽林の項に記せるが如し、尙同神社の末社に、隣接せる②八幡社あり、除地三町餘歩を有し、鳥居より社前に至る迄左右に松樹を列栽したり。

氷川神社

近古二二三四(天正二)年六月、武藏國氷川神社(足立郡大宮町)③宮山にては、祭禮の用木にても奉行の許可を得るに非ざれば伐るを禁じ『宮山社中共に無所詮に木不レ可レ剪事』とせり。

(備考) 二四八一(文政四)年、④松浦靜山は『中山道大宮宿氷川大明神の社は、大宮宿入口より右の方に立石あり、武藏國一の宮氷川大明神と云ふ、一の鳥居より御宮まで十八町あり、其の間左右並木にて三所に鳥居建てり(中略)御宮の後の山は杉・榊多く生えて宛も三輪山によく似たり』と記せり。

常陸國鹿島神宮

中古一三七三(和銅六)年、常陸國鹿島神宮は⑤『嶺頭構レ舍、松竹衛ニ於垣外一、鑿レ腰掘レ井、薜蘿蔭ニ於壁上一、春經ニ其村一者、百草□花、秋過ニ其路一、千樹錦葉』と記され、神宮の森巖想ふに餘りあるものあり。

近江國大寶神社

近古二〇八八(正長元)年九月、近江國栗太郡大寶村大寶⑥神社神主は、同社領分の森林竹木

①東京府史蹟名勝天然記念物調査報告書 ②新編武藏風土記稿九十二卷 ③新編武藏風土記稿百九十五卷 ④甲子夜話一三卷 ⑤常陸風土記 ⑥滋賀縣史、大寶神社文書

に付、古來の掟に從ひ、枯木落葉も切取拾取すべからざること、及社内森林中へ堅く牛馬を入らしめざることを、更めて領内に達して之が保育に努めたり。

日吉神社

近古二一〇八(文安五)年十一月、近江國日吉神社(滋賀郡坂本村)は、森林保護の爲衆議に依り『森林木なへ切木は五百文宛可レ爲レ咎者也、木葉は百文宛可レ爲レ咎者也』と定め、越えて二一四九(延徳元)年十一月『惣森ニテ青木ハ葉かきたる物ハ村人ハ村を可レ落、村人ニテ無物ハ地下ヲハラウヘシ』と制裁倍々峻烈となり、二一六二(文龜二)年三月『惣松森林事、手ニ折木葉一寄上者可レ爲二百文咎一、カマキリハ二百文、ナタハ三百文、マサカリハ五百文咎たるべく候』とし、二一八〇(永正一七)年十二月、更に『マサカリハ三百卅文、ナタカマキリハ二百文、手オリ木の葉は百文咎也』と改めたり。

三上山

三上山(近江國野洲郡三上村・三上明神宮四社所在)は夙に植林を怠らざりしもの、如く、近古二一五〇(延徳二)年正月、更めて神殿其他に於る下刈區域とはやし方の分擔を定め、樹林の保育に努めたるが、二二五一(天正一九)年、北櫻(三上村内)の村民同山より柴を刈取りて捕へられ、詫狀を徵せられたるとあり。近世『元和元(一六一五)年卯歳大坂御陣以後、台徳院(徳川秀忠)様御下向之刻、石部表ヨリ當山を御上覽被レ爲レ成、名山之儀候間、はやし候様にと伊丹播磨守殿へ被二仰付一、則次之辰歳より山手米をも御免被レ成之旨被二仰渡一、明ル巳ノ歳、惣山ニ植木被二仰付一、御はやし被レ成候』とある如く、同山が名山として御立山となりたるに付、更

①②③④滋賀縣史、日吉神社文書　⑤三上山治革史

に植栽について三上代官より庄屋中へ申し達する所あり。二二七七(元和三)年十二月播磨守は、三上山及北櫻村の上にも松・栗・あぶら木を植付け、翌(元和四)年正月には、北櫻村百姓の同山出入に對し、樹林保護の意を體すべき旨、北櫻代官より注意するところありたるが、同年及二二八五(寛永二)年の兩度、北櫻村の百姓が同山より柴を盜みて捕へられたる爲、同村の重立ちたる者より三上村へ詫書を差入れたることあり、鋭意植林保育の效空しからず、二二八七(寛永四)年に至りては『三上山の木の枝大キ成木は下枝二なみ、ちいさき木は一なみも、えだをおろし』他郷に賣るに至りたるが、二三一三(承應二)年三月、明神宮四社其他拜殿樓門等破損に付修理の爲『三上山御林下草二年程被レ下候ハヽ、修覆可二罷成一』と社人社僧御訴訟申上候、如レ此被二仰付一候ハヽ、拙者隨分入念、本木之儀ハ不レ及レ申、小松竝下枝等も爲レ伐申間敷』旨、觀音寺代官所より幕府へ願出でたるに對し『若以來不念之儀相聞候ハヽ其方可レ爲二越度一候』との條件を以て、寺社・勘定兩奉行より之を許されたり。尚翌二三一四(承應三)年十二月、同村五人組に於て御法度覺書を定めたるが、右によれば、

當山竝明神森之木・下草ニ至迄ぬすみ申間敷候、今度者山廻りを相定、給分とらせ、起請書せ、爲二親子兄弟一とも見隱し不レ申、木を伐候ハヽ、地下へ致二披露一、其者は所を追拂申可(べく)候、爲レ其一人々々に若宮於二神前一鰐口を打、申上は見隱し聞隱し仕間敷候、則過怠相極申候、若違背仕者、明神之可レ蒙二御罰一者也、仍如レ件

とありて、木を伐りたるものは所拂、松の枝を打ちたる者は過怠として米五斗、柴を刈りたる者は米三斗を課することゝしたるは、公儀の御留山とはいへ、如何に風致に關心したるかを見るべし。然るに二三二六(寛文六)年に至り、三上山中東平の所屬に付三上・北櫻兩村の間に爭議を生じたるが、繫爭久しきを經て二三五〇(元祿三)年三月に至り、此山論は三上村の勝訴に歸し、同時に奉行所より同村に對し『三上山御林下草苅候節奉行可レ遣候、本木者不レ及レ申、小松竝下枝等迄茂堅伐取申間敷』旨を申渡し、降つて二四六一(享和元)年三月、三上役所より三上村に對し、貸渡し地域に小松・檜生立つ樣見廻り、萬一他村より入込みて立木を荒らす者あらば、召捕るべき旨申渡し、特に小松苗木を損せざる樣注意し、貸地域の外在所の森林一圓採伐すべからざることを嚴命せり。

多賀神社

近古二一五八(明應七)年九月、近江國多賀神社(犬上郡多賀村)[1]は三社森の掟を定め『何之方ヨリ雖レ爲二所望一、神官宮人不レ可レ致二披露一、幷木草落葉者三百卅文過料可レ懸、森奉行及大儀者神官相供可レ有二沙汰一事』とし、禰宜屋敷竹木かはりめ切とる事さへ禁じたり。

美濃國木曾武並大權現

近古一八七三(建保元)年、美濃國岩村(惠那郡岩村町)城主遠山景任[註五二]が、大已貴神に併せて鎌倉三代將軍を合祀せる木曾の武並大權現境内に、鎌倉より多くの樹木を移し植ゑ、今尙鎌倉杉といへるものあり。

信濃國諏訪社

二一二九(文明元)年六月、信濃國下水内郡太田村なる諏訪社[2]の禁制中に、叢林竹木剪採事を記載せり。

①滋賀縣史、多賀神社文書　②下水内郡誌

下野國日光東照宮

德川幕府が、日光東照宮境内の樹木を重視して風致の保存に努めたる事實は、其社參法令に見るも明なり、卽ち近世二二七九(元和五)年五月、德川秀忠の同令[註五三]には『右之條條(濫ニ不レ可レ伐二採竹木一事其他)若於二相背族一者、隨二科之輕重一、或ハ死罪流罪或ハ可レ爲二過料一、自然御目付之者幷番頭諸奉行人、見遁聞遁令二用捨一者、可レ出二過料一』とありて、罪の重きは死罪流罪をも科することとせり。二二八二(元和八)年四月、秀忠は同令に供奉條目[註五四]を定めて猥に竹木の剪採を禁じ、二二九二(寛永九)年三月、三代將軍家光[3]は更に『作毛之場に馬を不レ可二放置一事』を附加せしが、二三一五(明曆元)年九月には、日光山條目[註五五]を定めて『日光領内山林竹木猥不レ可二伐採一事』とし、之に違反する者は嚴科に處すべき旨を下知し、更に『日光山御下知條々』を布達して『於二當山領之内一、東之方ハ大立山・小倉山之外山、北之方ハ氷岩・不動岩、西之方ハ一野寂光寺・久治良山・躑躅山・清龍寺・南之方ハ煩惱山・白銀山・鞍掛山・二宮化生山・松立山・大黑山・川口神主山、限レ之至二此内一不レ可レ放二野火一事』とせり。是より先松平正綱[2]は、二二八四―三〇七(寛永―正保)年代、廿餘年の久しき常に日光山に往來し、其間下野國鹿沼・宇都宮及陸奥國へ往還の三里餘に、路邊の左右及山中十四里の間に杉樹を植ゑて寄進したり。

陸前國龜岡八幡宮

近世二三四三(天和三)年六月、仙臺藩は龜岡八幡宮(仙臺市)建立に付神領林[註五六・五七]を附し、社内の者共手拾ひ及風折木等の外、立木生枝共濫伐すべからざるを令せり。二三四八―六三(元祿)年代、同藩は白鳥明神(柴田郡村田村)[註五八]に神領林を寄進せり。

白鳥明神

①德川禁令考卷六　②重修譜二輯　③

陸中國松樹堂

二三五一（元祿四）年二月、一關城（陸中國西磐井郡）主田村建顯は、聖堂一宇を建てゝ松樹堂（一關町）と名け、四圍に松を植ゑ〔註五九〕たり。

愛宕神社

二四六四―五〇三（文化―天保）年代、盛岡藩遠野（陸中國上閉伊郡）の儒醫和田某が、京都の名勝嵐山に擬せんとて、遠野の西郊なる綾織村大字新里愛宕神社境内の雜木の間に交植した①る櫻樹は、花時の好觀尤も佳にして景趣を添ふ。

陸奥國檜木村八幡宮

盛岡藩なる七戸檜木村（陸奥國上北郡横濱村）八幡宮〔註六〇〕は、往昔八幡太郎義家勸請の大社と傳へらるゝも、舊記燒失して分明ならず、棟札の一に慶長十八（一六一三）年七戸右馬助云云とありて、同時代の建立に係るものなるべきが、社地四方三町餘に及び、老齡の柏・楢等數百本森々として生茂し、古社の風致を備へたり。

五戸神林

二四一八（寶曆八）年九月、同藩五戸代官所管内（陸奥國三戸郡内）に神林〔註六一〕あり、二四三七（安永六）年八月の同神林帳〔註六二〕に、六拾九箇社林の内譯を書上げたり。

古道川社地其他

二四二一（寶曆一一）年、同藩内葛山及出戸平（陸奥國下北郡）に松を植立て、古道川社地に檜・杉の苗を育成〔註六三〕し、二四二三（寶曆一三）年には、木和田川麓南澤に杉苗數萬本〔註六四〕を植付くることゝなり、四年間植ゑ續けしも粗略なりし故にや、二四六四―七七（文化）年代には、生立てるもの僅に四五百本に過ぎざりき。

八幡宮

二四三八（安永七）年、同藩内八幡宮地（下北郡）に槻三本〔註六五〕を植ゑ、谷地樟をも移植したるが、其他の諸木は四年前より植始めたるものゝ如し。

①上閉伊郡志

羽色明神

二四四二（天明二）年、同藩内羽色明神（下北郡）近邊の檜百本を社木と指定〔註六六〕し、札を建てたり。

陸奥國弘前神明宮

二二六二（慶長七）年九月、弘前藩主津輕爲信は、弘前神明宮を建立すると同時に、東西八拾間、南北七拾間の境内林〔註六七〕を設置し繁茂せしが、近年に至り木薄となれるを以て、二四五七（寛政九）年九月、藩は山方をして境内に杉並木〔註六八〕を植付けしめ、同時に下社家共へ十分に手入すべきことを命ぜり。二四九二（天保三）年正月、同宮境内に植付けある杉につき書上げ〔註六九〕しめたるが、同境内は元雜木林なりし爲見入宜しからざりしを以て、寛政（二四四九―六〇）年度より兩三年前まで年々小杉を植付け、其數凡そ三萬餘本に上りしも、眞枯・中折・蟲喰等あり、其他近邊子供の徒伐もあり、又洪水の爲め泥下となりし等によりて、殘り少くなりしに付、其都度植足し、又社家手當として伐取を許されし分に對しては十倍の代植をなし、鋭意杉林の育成に努力し居れりとあり。二五〇一（天保一二）年七月、同境内並木の内枯杉〔註七〇〕を生じたるを、領主社參の目障りたるべしとて伐取り、其代植を爲したり。越えて二五〇四（弘化元）年二月、同宮葺替用として、八幡宮西北の角より用木杉の伐取〔註七一〕を命ぜられたるに對し、八幡宮よりは、文化（二四六四―七七）年中領主社參の砌、八幡宮近邊の樹木は薄立にて、殊の外見透しとなれる爲、西北方は樹の大小に拘らず伐採を禁ぜられたりとの故を以て之を拒絶したるが、寺社役にては詮議の末、同年三月〔註七二〕『近邊御用立木品無レ之、碇ケ關山ゟ伐取候而ハ手後ニ相成候間、最初山方見分表を

以、伐取被ニ仰付一候』と、重ねて八幡宮に申渡し、同宮本坊最勝院は、同月直に又復抗議〔註七三〕を申入れたり。

高岡御林

二三八八（享保一三）年三月、同藩内高岡御林〔註七四〕に松杉を植付け、尙同年より檜・漆をも植付くることゝし、弘前より二尺許の苗木を取寄せたり。又神明宮冬木用として樅・栂及おつこの木二三尺より五六尺までのもの各五六本を植付けたり。

弘前藩所所ノ宮林

二四二八（明和五）年春立より、弘前藩内所々宮林〔註七五・七六〕の大木多く枯れたるが、是れ三年前の地震にて根ゆるぎたる爲なりとせられたり。

弘前八幡宮

弘前八幡宮〔註七七・七八〕にては、境内御宮近邊竝に樹木薄立の場所へ、二四九三（天保四）年三千百本、二四九四（天保五）年千二百本、二四九五（天保六）年四千本、二四九六（天保七）年千八百本、都合一萬百本の小杉を植付け、其後復た千二百本を植付け、内一萬餘本根付きたるが、該杉成木に伴ひ過分厚立の場所も生じ、今後成木の差障りとなるの故を以て、二五〇四（弘化元）年二月、格別差障りとなるもの其他枯木等五尺廻り以上の杉木拾一本を焚用として伐取方〔註七九・八〇〕願出で、二五一〇（嘉永三）年六月には同樣の趣旨を以て神官より、右の内八寸廻りより二尺廻りまでのもの二百五拾本の間伐〔註八一〕を願出で、許されて百七拾本を伐取り、同時に他方に於て二百五拾本の小杉を植付けたり。

中野神社

黑石藩なる中野神社（陸奥國南津輕郡山形村字南中野）境内は、二三七九（享保四）年十月、廿二町歩餘と定められ、其内松・杉・栗等により林立〔註八二〕てたるもの九町歩餘あり、翌二三八〇（享保五）年四月、同社不動尊の境に檜の植立〔註八三〕を命じ、二三九〇（享保一五）年四月には、杉二千本〔註八四〕を植付けしめ、風致大に見るべきものあるに至りしが、二四六三（享和三）年四月、弘前藩主津輕信寧、更に京地より楓樹百種を同境内に移植〔註八五〕して奉納し、今尙生茂して風致を添へつゝあり。

（備考）①中野山は黑石を距る東方二里二拾町、溫湯溫泉より拾四町を距て、古來楓の多き地なりしが、弘前藩主の移植奉納により、滿山殆ど楓樹を以て覆はれ、晩秋降霜の候は絢爛たる錦を織り成せり、又瀑布あり高さ三丈、恰も素絹を懸けたるが如く、其淸流山麓を縈れり。

羽前國羽黑山

二三二八（寛文八）年十月、羽黑山への下知狀〔註八六〕に『神木之儀者不レ及レ申、堂社近邊之山林、縱雖レ爲ニ別當一猥不レ可ニ伐荒一、但支配ハ別當可レ致レ之、若本社末社破損之節者、衆徒ゟ令ニ相談一可ニ伐用一之事、山麓面々之坊内ニ有レ之樹木可レ爲ニ自由一、併表面之分不レ可ニ伐荒一事』とあり、風致を損傷する伐木を制限したり。二四〇六（延享三）年五月、同山神路坂伐木事件巡見の際、羽黑山支配の並木林〔註八七〕あり。

椙尾神社

幕領羽前國西田川郡西鄕村椙尾神社の椙尾山宮山〔註八八〕は、二三二九（寛文九）年四月、南は丸山田切、西は澤切、北はいけ切、又學頭の山は西は丸山東之通切、南は田切、北はいけ切と書上げて申請けたるものなりと古書にあり、神主支配の宮山は古來樹木を植栽したるも、社僧支配の分は當時適當の靑木無かりし故を以て、自今植付に出精すべき旨、二三九六―四〇〇（元文）年代、一山の者に申渡〔註八九〕したるが、二四一二（寶暦二）年の掟書〔註九〇〕を

①烏城志

以て、境内山林の儀に付ては、自今何事によらず、神主・社僧協調の上、六供下社人等へも申談じ、一山評議の上措置すべき旨定められ、二四五二(寛政四)年四月の文書(註九一)によれば、社内永福寺の住職賢喩は、八十年以前下墓所の後なる宮林に杉苗數百本を植立て、其後惠喩住持の時も植添へたりとあり。二四五三(寛政五)年五月に至り、自分山林屋敷に植付けたる青木と雖、無斷にて伐採することを禁(註九二)ぜられ、宮林手入の爲撰取る必要ある時は、役所に申出で指揮を受くべきことゝなり、後年(註九三・九四)に至りては『境内山林之内、神主植付置候松杉二萬本程も御座候所、餘り厚ク生立惡ク御座候、其上去年雪折數多御座候ニ付、捨置候も迷惑至極ニ奉レ存候』とて、椙尾神主・同社僧・六供下社人等連署の上、松百本・杉二百本(何れも元口指渡三寸乃至五寸)のすぐり切を寺社奉行に願出でたり。

下居權現社

二三八〇(享保五)年三月、幕領村山郡箕輪村(羽前國西村山郡醍醐村)なる總鎭守①下居權現社の例規中『權現之社、常々可レ掛レ心、社地へ松・桂込しけり候ニ致、或ハ□宮建立修覆等之砌考、村相談之上、役所へも窺伐可レ用事』と記して、松・桂の繁茂を圖り、主として社の風致上に資することゝせり。

浮島神社

二四八〇(文政三)年六月、②大沼山(西村山郡大谷村)大行院(浮島大明神別當)に宛てたる五人組遵守法度中に『御社林之義、別而手入堅不レ仕差置申間敷候御事』とあり。因に大沼は世に名高き所にして、二四四七(天明七)年五月、③古河古松軒が『沼の內に浮島六十六有、大成島は方五六尺、小なるはわづか一尺餘り、沼の西に散在せり、島毎に諸生茂り』といへるもの即ち是なり。

①②編年村山郡史　③東遊雜記

羽後國杉ノ宮大明神

秋田藩内杉ノ宮大明神(雄勝郡杉宮村)境内に、二二五六―七四(慶長)年代以來、二三七二(正德二)年に亙り、神杉十五萬餘本を植付けたるは、奉賽林の項に記せる如し。

番神堂

同藩なる平鹿郡今宿村(沼館町內)の鎭守番神堂(註九五)は『其以後神々之御神體相下シ松柳等植置、森林と罷成候』時、卽ち二三五五(元祿八)年九月、領主渡り野に際し、社段より森の態を眺めて賞美し、且つ社後の大松一本に御身隱之松と命名したり。同藩內雄勝郡西馬音內村(元西馬音內村內)氏神の社木は、永世御宮飾り木(註九六)とすることゝし、同藩寺社奉行の裏判を申請けたり。

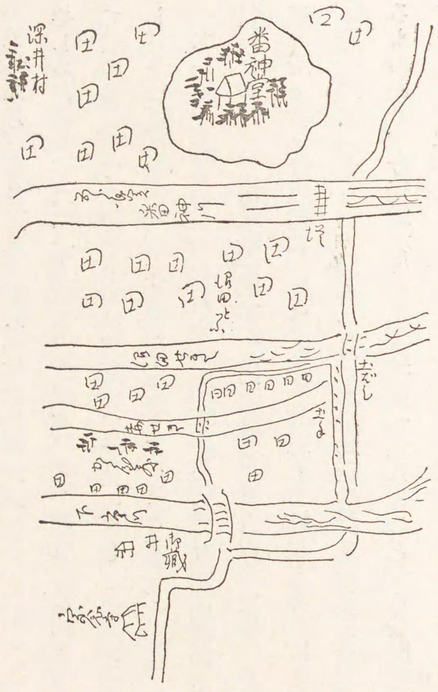

秋田藩番神堂古圖

近古二一五〇(延德二)年十一月、水落神明神社(今立郡神明村)に對し、神明之森木は用木たり。

西馬音內氏神

越前國水落神明社

りと雖、伐木禁制の觸〔註九七〕あり。二二二八（永祿一二）年十一月、北庄橋修理の爲、同樹林の伐木方〔註九八〕を願出でたるも許されず。二二四三（天正一一）年八月、丹羽長秀は、神明之森は神木雜木共一切伐採を嚴禁〔註九九〕し、木苗植立方を命ずるところあり。二二七三（慶長一八）年九月、本多富正は更に『竹木伐取候儀は不レ及レ申』掘ることまで堅く停止〔註一〇〇〕せしめたるが、二二七六（元和二）年三月、松平忠直越前國を領するに及び、鳥羽野の內に於て森の場として大道より東の田端まで水落の森を、永く神明神社に寄附〔註一〇一〕するとし、且つ更に諸木を植立〔註一〇二〕てしむることとせり。

劍大明神

二一五七（明應六）年十二月、越前國丹生郡織田村劍大明神領山林等に付き朝倉景亮は、禁制〔註一〇三〕として內林樹木拾木等出入之事、金宮用木之事、風呂山之事、林河內用木之事、在々所々村ノ堂道橋等ゟ所望之事を停止し、違犯する者は嚴科に處する旨を令達せり。

木船神社

近世二四一九（寶曆九）年十一月、木船神社神林（越前國平泉寺內）內にて朽栗の一木を伐取りたるものあり、今後神林は勿論、境內へ立入ることすら仕間敷旨、氏子惣代より平泉寺へ詫狀を入れて事濟となれり。

天王宮

丹生郡天王村（朝日村內）天王宮は、往年信長及秀吉より『山林竹木伐取之事、附芝刈取之事』其他禁制の建札〔註一〇四〕を許されたるが、本社大破と共に禁制札も立腐れ、數年來中絕となりたるに付、二四六五（文化二）年十二月、右禁制札再建方を神主より幕府の寺社奉行へ願出でたるも、一旦中絕したるの故を以て許されず。

加賀國多田八幡宮

近世二三〇九（慶安二）年四月、金澤藩主前田利常は、能美郡多田八幡宮（小松町多太神社）の禁制中、竹木の伐採を特記〔註一〇五〕せしめたり。

加賀爪八幡宮

二三四五（貞享二）年七月、鞍降莊加賀爪赤馬場（河北郡津幡町）總社八幡宮神主より、藩へ上申したる同神社の由來書〔註一〇六〕によれば、同社は正保（二三〇四―七）年間藩主微妙院より、社頭を飾るべき植松三百五拾本を人足と共に拜領し、神前に植付けたりと云ふ。

黑津舟神社

二三七四（正德四）年八月、大風あり、加越能三國の松木倒るゝもの多く、加賀國黑津舟神社（河北郡內灘村字大根布）の神林〔註一〇七〕も被害尠からず、社廻の神林薄くなり、特に神前通り一向に松木なきを以て、明年より苗松を下附し、十ケ年間二萬本植付の願を許せり。

能登國氣多神社

近古二二四八（天正一六）年十月、氣多神社（羽咋郡一ノ宮村）への條々中『神林小松以下、不レ可二伐採一之事』あり。二二七六（元和二）年七月、金澤藩より同神社はやし所として宮廻二町四方を寄進〔註一〇八〕し、神社莊嚴の植林をなさしめたるが、二三〇七（正保四）年四月、一宮法式中に『山林竹木猥不レ可二伐採一事』を記せり。

播磨國大避神社

近世二四六四―七七（文化）年代、羽茂郡羽茂本郷（佐渡國佐渡郡羽茂村內）なる牛頭天王、八王子合殿に千株の櫻花〔註一〇九〕を植ゑたり。

佐渡國牛頭天王八王子合殿

赤穗郡坂越村字生島大避神社の所在地は、內海灣內に在り、全島常綠樹の密林を以て覆

①平泉寺文書上卷　①②氣多神社古文書　③兵庫縣史蹟名勝天然記念物調査報告書

はれたる八町歩の一小島なるが、古來神地として濫に人の入るものなく、島中の草木亦能く保存せられ、冬期も鬱蒼たる光景を呈せり、幹の大なるものには目通周圍三尺八寸の椿、同五尺の榊、同六尺のもちの木、同一丈三尺餘の黑松、同一丈八尺の樟等あり。

備前國西菅野村宮山

近世二三四四(貞享元)年八月、岡山藩領津高郡西菅野村宮山(備前國御津郡野谷村内カ)の矢篦竹〔註一一〇〕伐採を禁ぜらる。

周防國本郷村八幡山

玖珂郡本郷村の八幡山〔註一一一〕は、山鬼靈神の所有と言傳へ、往古より神木採用被ニ差留一たるが、近古二二五二―五(文祿)年代、毛利輝元嚴島神社造營に際し、同山より檜三百本餘を伐採せしめし爲、其翌年春より六箇村氏子其祟を受け時疫を煩ひたりとの口碑あり。

伯耆國大藏大明神

近世二二七三(慶長一八)年五月、①日野郡生山大藏大明神宮山(日野上村内)の竹木は、一切伐ることを嚴禁する旨領主より達したり。

隱岐國水若酢命神社

二四六四―七七(文化)年代、伴信友は、②隱岐國隱地一宮(穩地郡五箇村字郡)なる延喜の名神大社水若酢命神社につき『社ハ田園ノ中ニアリテ(中略)蕭々タル林下、宮殿神々』と記せり。

紀伊國伊向山

紀伊國東牟婁郡本宮村御宮向山は、大半雜木草山なりしを、二四九五(天保六)年十二月村方とも談合し、又村内の重立つ者よりも寄進せしめて杉・檜を植立〔一一二〕つるととし『社中村方申合、諸木伐荒シ或は盜伐等いたし候者、小前末々に至迄家別供吟味ニいたし嚴敷政道可レ致筈。政道之儀は、社中より寺社御奉行所ゟ相達、村方ハ御代官所ゟ屆置、右心得違之者有レ之候ハヽ、社中村方共申合、在所追放いたし可レ申筈』等の儀定書を取替はせ、翌二四九六(天保七)年二月より、二四九七(天保八)年二月に互り盛に植樹したるが、當時坂口屋某外八名より寄進植栽したる杉・檜一萬千三百本に達せり。

阿波國杉尾神社

二二六二(慶長七)年九月、德島藩は杉尾山(名東郡國府町字矢野、杉尾神社所在地神山)八町の内にて竹木を伐採〔註一一三〕し、殺生を爲すことを禁ぜり。

天王宮廻

二二七八(元和四)年二月、阿波國田野村(勝浦郡小松島町内)大乘院に對し『天王宮廻竹木一本も不レ可ニ伐採一』〔註一一四〕と令したり。

諏訪明神社

二二八八(寬永五)年十一月、德島藩は、城下近の佐古村(德島市)諏訪明神社の拜殿廻り一町四方に於る草木等の採取を禁止する旨制札〔註一一五〕を立てたり。

小松島辨財天山

二三〇〇(寬永一七)年十一月、同藩は、勝浦郡小松島の辨財天山を寺島某に預け、嚴重に諸木を保護〔註一一六〕せしめたり。

岡宮御林

二三一〇(慶安三)年十二月、阿波國板野郡吹田村(板西町内)なる岡宮御林の御法度に付、同村の百姓より『彌々以來とても岡宮御林へ參、木くばニ而も取申候ハヽ、曲事に被ニ仰付一候、其時少も迷惑と申間敷候』云々との覺書〔註一一七〕を村政所へ差出して、岡宮御林の保護を約せり。

若宮八幡社

二三四六(貞享三)年二月、名東郡新濱浦(德島市)御林内に在りたる同浦の氏神若宮八幡社大

①日野郡史　②神名帳考證土代

雪の爲破損せしにより、修覆用材〔註一一八〕として氏子より該社宮林の神木中、松六本・椚一本の拝領竝に他に松三拾本の下拂を願出でたりしが、右願木は、籠ノ口より見ゆる所にして、願通り許可する時は見懸を損ずるの故を以て、其時限り神木は無代、其他は有料を以て下附せられたり。

伊豫國扇岡八幡神社

①福岡八幡の樹叢は、伊豫國周桑郡丹原町福岡八幡神社の所在地に在り、松山街道の東側に接し、椀を伏せたる如き丸形の丘上に鬱蒼として生茂せり、樹種は暖帶固有の常綠濶葉樹タイミンタチバナ・ヤマモモ・ホルトノキ・クロバイ・カンザブロウノキ・ヤマモガシ・リンボク・クロガネモチ・カゴノキ・イヌヒバ・クチナシ等にして、平野に孤立して群生せるは全く該神社の爲なりとす。

若宮八幡宮

近古二二三〇―二(元慶)年代、秦元親により土佐神社(土佐郡一宮村)再興せられたるが、社の東北に宮林ありて松杉翁鬱たり、又社の南に二王門あり、街衢左右に高杉竝立せり。

西山八幡大神

近世二二八六(寛永三)年二月、高知藩主山内忠義は、香川郡(香川郡)長濱村なる若宮八幡宮別當長樂院に禁制〔註一一九〕を下し『宮寺山林竹木柴草等刈取之事』を其一條とせり。

二三九六(元文元)年、香我郡(香美郡)夜須村西山の八幡大神に宮林〔註一二〇〕あり、東西六拾間南北三拾間、無貢御山方支配にして、氏子等が諸木を植立てたるものなりと云ふ。又同年頃同神社に、東西八間南北百間餘の馬場あり、南北二町餘東西三拾五間許には西側の高

①天然記念物解說　②土佐州郡志

堤に並松ありたり。

豐前國香春神社

中古一四九七(承和四)年十二月、①太宰府の上言に『豐前國田河(川)郡香美岑神(中略)元來是石山而土木惣無、至二延暦年中一、遣唐請益僧最澄、躬到二此山一祈云、願緣二神力一、平得二渡海一、卽於二山下一、爲レ神造レ寺讀レ經、爾來草木蓊鬱、神驗如レ在、每レ有二水旱疾疫之灾一、郡司百姓就レ之祈禱、必蒙二感應一』とあり。

豐後國山王森其他

近世二二五〇一(天保一二)年九月、臼杵藩下中尾村(大分郡賀來村內カ)山王森及天神之森に在りたる樫・椿〔註一二一〕等、二二五一五(安政二)年十月、平岡村諏訪明神森に於て杉〔註一二二〕を盜伐し、過料に處せられたるものあり。尙同藩にては同年神佛の森立替ありたり。

筑前國竈門神社

筑紫郡太宰府町に近き寶②滿山は、頂上に竈門神社上宮(神武天皇の御母君玉依姫を祀る)あり、其境內林は既に大部分伐採され、新に植林されつゝあるも今尙樅・雜木の天然林密生し、樅の如き樹齡二百年以上に達せるものあり。

肥前國多久聖廟

近世二三四八―六三(元祿)年代、小城の領主は、小城郡多久村③多久聖廟に、聖廟葺補等の用として昌平山といふを寄附せり、昌平山は一に廟山ともいひ、段別七町餘ありたり。

家晴靈神

二四七二(文化九)年六月、佐賀藩諫早(北高來郡)の家晴靈神は、藩主格別の趣意を以て草創されしものなるに付、祭事其他に付て永久の規模を定め置くの要ありとなし、境內の圍たる諸木植立〔註一二三〕等に就て普く達する所ありたり。

①續日本後紀卷六　②九州之山水　③多久聖廟沿革史

稲主大明神

二五一八（安政五）年二月、肥前國志久村（杵島郡北方村）稲主大明神大宮司某より、同神社宮山〔註二二四〕は數年來惡木のみ立込み、殊の外見掛惡しきにより下木の分を切拂ひ、小杉其他場所により桃・櫻等を植付たき旨願出でたり。

拝領屋敷ノ稲荷社

二五二二（文久二）年二月、佐賀藩多久知行所内蒲原某拜領の屋敷地等をも藩の用地たらしめんとせし際、同地内に勸請の稲荷社には、見透無き程樹木繁茂〔註二二五〕せるが、曾て其枝葉をも伐取らしめざりしものなるを以て、差支なき限り現狀のまゝ差置かれたしと願出でたり。

薩摩國鹿兒島神社

近古二二〇一（天文一〇）年九月、詩人桂庵①が甫めて鹿兒島神社（鹿兒島郡伊敷村）に詣でたる時の七絕に『千年廟食古祠深。家國競傾崇仰忱。不用周人論戰栗。宮前松柏翠森森。』とあり、社頭松柏の森々たる景趣を想見するに足るものあり。

對馬國那祖師大明神

二〇〇〇―五（興國）年代、對②馬國の中村彈正忠賴次は神山の制を定めたるが、近世二四五一（寛政三）年二月、嚴原藩内小鹿村（上縣郡琴村内）那祖師大明神本社建直しの爲、神山の松・椎數本を伐採〔註二二六〕せしめたることあり。

註一　【社家制法】　○德島縣廳

註二・三　【羽鹿政令】　○石川縣羽咋郡柏崎村岡野保雄氏

註四　【寶曆七丑年五月】　岡野文書　○同上

註五　【山方御仕法】　○同上

①島陰集　②對馬島誌

註六　【能州社家神木等伐木之義に付櫻井守衞心附之趣仕方ヲ以願出云々一件】　○石川縣羽咋郡鹽川村岡部恒氏

註七　【山林方緊要拔萃】　○仙臺市伊達伯爵邸

註八　【御屋敷方御定】　○仙臺市清水東四郎氏

註九・一〇　【山林方緊要拔萃】　○伊達伯爵邸

註一一　【井田衍義十四】　○熊本市細川侯爵別邸

註一二　【公義御屋敷御達書寫御帳】　○熊本縣上益城郡朝日村藤岡育太郎氏

註一三　【寺社除地反別高寄帳】　○青森縣廳

註一四　【弘化五年齋藤長門御廻狀竝諸用留帳】　○弘前市小人町齋藤久光氏

註一五　【若林農書卷二】　○編者

註一六・一七　【憲章簿】　○高知市高知圖書館

註一八　【山方定目】　○高知市山内侯爵別邸

註一九　【海南政典卷十二】　○同上

註二〇　【畑山文書】　○新潟縣中頸城郡名香山村畑山鹿次郎氏

註二一　【棟方實勝覺書】　○弘前市新町岩見常三郎氏

註二二　【御家被仰出】　○盛岡市南部伯爵別邸

『一、寺社境内樹木之儀は、專寺社黑み之ため、普請入用手當ニ平常手入致置候之事なから、其内には過木を願、拂木に致候義有レ之候、境内之樹木ニ而茂急卒非常之御備ニ茂相成候事故、據有レ之分之外者願出候儀相控、無レ據次第ニ而被ニ下置一候分ハ、元木壹本に付、杉五本ツゝ植繼可レ申旨、先達而御沙汰被レ成候、依レ之右御沙汰以來被ニ下置一候之分、追々植繼致置可レ申候間、右植立木數書上可レ申候、尤向後共依レ願樹木被ニ下置一候、後々植繼書上候ハゝ、御山奉行廻山等之序を以見分致候樣被ニ仰付置一候間、此旨相心得可レ申事。

右之通寺社御系行ヒ申ニ渡之ニ』

註二四【定書】。滋賀縣圖城寺

註二三【諫早日記】。長崎縣諫早町諫早勞働町

註二五【山方之事】。宇和島市伊達傢俬別邸

註二六【山林古老傳上】。福岡市農田傢俬別邸

註二七【山林沿革史卷一】。盤林省

註二七・三〇・三一【寬文朮日並記】。同上

註二八【賀茂神社御造營計記】。京都市賀茂神社

註三三【賀茂御祖神社二件】。農林省

註三四【賀茂社中日並記】。同上

註三五・三六【山林沿革史卷一】。盤林省

註三七・三九【山林古老傳上】。福岡市農田傢俬別邸

註三八【山方之事】。宇和島市伊達傢俬別邸

註三九【定書】。滋賀縣圖城寺

註四〇【諫早日記】。長崎縣諫早町諫早勞働町

日本山林史 保護林篇 四六

註四一【吉澤村ヒ御藏村ヨリ取置候證】。山梨縣中巨摩郡吉澤村

註四二【龍澤村ヒ落狩村ヒ差出書付寫】。同上

註四三【覺化四未年天澤優伐木一件日記ノ拔書】。同上

註四四【覺化四未年天澤優伐木一件日記ノ拔書】。同上

註四五【寬永十年以降被仰出之御定頭書】。宮城縣廳

註四六【天和二年以降被仰出之御定頭書】。同上

註四七【龍岡御神領林之圖並書】。同上

註四八【龍岡御神領林被仰出之御定頭書】。同上

註四九【憲教類典四ノ十三】。同上

註五〇【憲教類典四ノ十三】。內閣文庫

註五一【憲教類典四ノ十三】。內閣文庫

註五二【舊古今沿革志】。長野縣廳

註五三【差上申濟口覺文之事】。同上

註五四【爲取替議定之事】。同上

註五五【覺化四未年天澤優伐木一件日記ノ拔書】。同上

註五六【御藏山神領地＝杉檜苗木植付仕法書】。山梨縣廳

註五七【御藏山神領地＝杉檜苗木植付仕法書】。內閣文庫

註五八【一關沿革所神林帳】。青森縣廳

註五九【一關沿革史】。盛岡市盛岡書館

註六〇【德馬秀雋】。盛岡市盛岡書館

註六一・六二・六三・六四【左馬御沿革所神林帳】。青森縣廳

註六三・六四【原始風土年表】。青森縣下北郡大畑村管內四地方

註六五【寬政七年御用留附留帳】。同上

註六六【慶應三年御用留附留帳】。森林ノ犬ヒ

註六七【寬政七年御用留附留帳】。同上

章三 風致的林系 一二 風致林

註六九 【天保三年】【嘉永元年】【安政二年】【御宮御用留帳】 同上

註七〇 【天保十五年】【嘉永二年】【御廻船改并許用留帳】 同上

註七一・七二・七三 【天保十五年】【嘉永元年】 宍道市鰐宜町小野善蔵氏

註七四 【享保十三年日記】 宍道市津軽伯假邸趾

註七五 【寛保北津軽郡深浦村平山窓之助氏

註七六 【明和五年棒田日記】 宮見常三郎氏

註七七・七八 【天保七年】【小野善蔵年中記】 小野善蔵氏

註七九 【天保十五年】【小野善蔵年中留書】 同上

註八〇・八一 【嘉永三年】【小野善蔵年中記】 同上

註八二 【中野神社由緒書】 青森縣南津軽郡山形村山内辰三郎氏

註八三・八四 【郷社中野神社由緒】 同上

註八五 【中野神社由緒書】 同上

註八六 【中野神社由緒書】 同上

註八七 【出羽國羽黒山旅】 山形縣羽黒山社務所

註八八 【神路坂仮本事件】 同上

註八九 【宮山申請繰覚】 山形縣西川郡西郷村猪尾神社

註九〇・九一 【猪尾一山之著述申渡】 同上

註九二 【猪尾一山之著述申渡】 同上

註九三・九四 【猪尾神社文書之寫】 同上

註一 【神皇正統記】 北畠親房公著

註二 【神皇正統記】 同上

註三 【神社考】 ○神社考、木首以下植ゑ之堅可三和尓一寸申出二之條、得二共意一

自然環境於ケル森林水維保護之效、一切全停止上考、木首ヲ以テ植ル之歟。

『本誉神明之森神木維持保護之效』

註四 【神明社記】 神明社文書 【神明社記】 ○神明社ノ森ニ生立ル木ヲ伐ル事ヲ禁ス

註五 【神明社記】 同上

註六 【神明社記】 同上

註七 【神明社記】 同上

註八 【神明社記】 同上

註九 【神明社記】 同上

註一〇 【神明社記】 同上

註一一 【神明社記】 同上

註一二 【神明社記】 同上

註一三 【神社考】 ○神社考、木首以下植ゑ之堅可三和尓一寸申出二之條、得二共意一

註一四 【神社考】 同上

註一五 【神社考】 同上

註一六 【神社考】 同上

註一七 【神社考】 同上

註一八 【神社考】 同上

註一九 【神社考】 同上

註二〇 【神社考】 同上

註二一 【神社考】 同上

註二二 【神社考】 同上

註二三 【神社考】 同上

註二四 【神社考】 同上

註二五 【神社考】 同上

註二六 【神社考】 同上

註二七 【神社考】 同上

註二八 【神社考】 同上

註二九 【神社考】 同上

註三〇 【神社考】 同上

註三一 【神社考】 同上

註三二 【神社考】 同上

註三三 【神社考】 同上

註三四 【神社考】 同上

註三五 【神社考】 同上

註三六 【神社考】 同上

註三七 【神社考】 同上

註三八 【神社考】 同上

註三九 【神社考】 同上

註四〇 【神社考】 同上

註四一 【神社考】 同上

註四二 【神社考】 同上

註四三 【神社考】 同上

註四四 【神社考】 同上

註四五 【神社考】 同上

註四六 【神社考】 同上

註四七 【神社考】 同上

註四八 【神社考】 同上

註四九 【神社考】 同上

註五〇 【神社考】 同上

註五一 【神社考】 同上

註五二 【神社考】 同上

註五三 【神社考】 同上

註五四 【神社考】 同上

註五五 【神社考】 同上

註五六 【神社考】 同上

註五七 【神社考】 同上

註五八 【神社考】 同上

註五九 【神社考】 同上

註六〇 【神社考】 同上

註六一 【神社考】 同上

註六二 【神社考】 同上

註六三 【神社考】 同上

註六四 【神社考】 同上

註六五 【神社考】 同上

註六六 【神社考】 同上

註六七 【神社考】 同上

註六八 【神社考】 同上

註一七 【神皇正統記】 北畠親房公著

註一八 【神社考】 ○神社考、木首以下植ゑ之堅可三和尓一寸申出二之條、得二共意一

註一九 【神社考】 同上

註二〇 【神社考】 同上

註二一 【神社考】 同上

註二二 【神社考】 同上

註二三 【神社考】 同上

註二四 【神社考】 同上

註二五 【神社考】 同上

註二六 【神社考】 同上

註二七 【神社考】 同上

註二八 【神社考】 同上

註二九 【神社考】 同上

註三〇 【神社考】 同上

註三一 【神社考】 同上

註三二 【神社考】 同上

註三三 【神社考】 同上

註三四 【神社考】 同上

註三五 【神社考】 同上

註三六 【神社考】 同上

註三七 【神社考】 同上

註三八 【神社考】 同上

註三九 【神社考】 同上

註四〇 【神社考】 同上

註四一 【神社考】 同上

註四二 【神社考】 同上

註四三 【神社考】 同上

註四四 【神社考】 同上

註四五 【神社考】 同上

註四六 【神社考】 同上

註四七 【神社考】 同上

註四八 【神社考】 同上

註四九 【神社考】 同上

註五〇 【神社考】 同上

註五一 【神社考】 同上

註五二 【神社考】 同上

註五三 【神社考】 同上

註五四 【神社考】 同上

註五五 【神社考】 同上

註五六 【神社考】 同上

註五七 【神社考】 同上

註五八 【神社考】 同上

註五九 【神社考】 同上

註六〇 【神社考】 同上

註六一 【神社考】 同上

註六二 【神社考】 同上

註六三 【神社考】 同上

註六四 【神社考】 同上

註六五 【神社考】 同上

註六六 【神社考】 同上

註六七 【神社考】 同上

註六八 【神社考】 同上

註一 【神皇正統記】 北畠親房公著

註二 【神皇正統記】 同上

註三 【神皇正統記】 同上

註四 【神皇正統記】 同上

註五 【神皇正統記】 同上

註六 【神皇正統記】 同上

註七 【神皇正統記】 同上

註八 【神皇正統記】 同上

註九 【神皇正統記】 同上

註一〇 【神皇正統記】 同上

註一一 【神皇正統記】 同上

註一二 【神皇正統記】 同上

註一三 【神皇正統記】 同上

註一四 【神皇正統記】 同上

註一五 【神皇正統記】 同上

註一六 【神皇正統記】 同上

註一七 【神皇正統記】 同上

註一八 【神皇正統記】 同上

註一九 【神皇正統記】 同上

註二〇 【神皇正統記】 同上

註二一 【神皇正統記】 同上

註二二 【神皇正統記】 同上

註二三 【神皇正統記】 同上

註二四 【神皇正統記】 同上

註二五 【神皇正統記】 同上

註二六 【神皇正統記】 同上

註二七 【神皇正統記】 同上

註二八 【神皇正統記】 同上

註二九 【神皇正統記】 同上

註三〇 【神皇正統記】 同上

註三一 【神皇正統記】 同上

註三二 【神皇正統記】 同上

註三三 【神皇正統記】 同上

註三四 【神皇正統記】 同上

註三五 【神皇正統記】 同上

註三六 【神皇正統記】 同上

註三七 【神皇正統記】 同上

註三八 【神皇正統記】 同上

註三九 【神皇正統記】 同上

註四〇 【神皇正統記】 同上

註四一 【神皇正統記】 同上

註四二 【神皇正統記】 同上

註四三 【神皇正統記】 同上

註四四 【神皇正統記】 同上

註四五 【神皇正統記】 同上

註四六 【神皇正統記】 同上

註四七 【神皇正統記】 同上

註四八 【神皇正統記】 同上

註四九 【神皇正統記】 同上

註五〇 【神皇正統記】 同上

註五一 【神皇正統記】 同上

註五二 【神皇正統記】 同上

註五三 【神皇正統記】 同上

註五四 【神皇正統記】 同上

註五五 【神皇正統記】 同上

註五六 【神皇正統記】 同上

註五七 【神皇正統記】 同上

註五八 【神皇正統記】 同上

註五九 【神皇正統記】 同上

註六〇 【神皇正統記】 同上

註六一 【神皇正統記】 同上

註六二 【神皇正統記】 同上

註六三 【神皇正統記】 同上

註六四 【神皇正統記】 同上

註六五 【神皇正統記】 同上

註六六 【神皇正統記】 同上

註六七 【神皇正統記】 同上

註六八 【神皇正統記】 同上

註一一七【仕ル書物之事】○德島縣板野郡板西町吉田二郎氏
註一一八【御記錄自慶長至貞享】○德島地方裁判所
註一一九【高知縣吾川郡長濱村誌】○高知縣吾川郡長濱村役場
註一二〇【高知縣香美郡町村誌】○高知縣廳
註一二一・一二二【御會所日記】○大分縣臼杵町稻葉子爵別邸
註一二三【諫早日記】○諫早男爵邸
註一二四・一二五【御小物成所日記】○佐賀縣小城郡多久村多久男爵邸
註一二六【御山々楮木等植付之覺】○長崎縣嚴原町宗伯爵別邸

ホ　寺飾り林

寺飾り林は、中古一四六六(大同元)年八月、[1]平城天皇、七道諸寺の檀越等寺田を佃する等の外に、寺山の樹木を意に任せて斫損することあらば、違勅の罪を以てすべしと勅せられ、又一五五四(寛平六)年四月、宇多天皇御宇、[3]勅して諸寺が山中居住の百姓より枯木下草採取の代償として地子錢を課するを禁じ、同時に百姓等も恣に山中の樹木を伐採するを嚴禁したるは、一面に寺院風致の爲なりと觀るを得べし。降りて近世江戸時代に入るや、各領に於ても夫々寺院の飾り林に付て制度を設くるに至り、一層本林を助長せしめたり。卽ち二三一九(萬治二)年六月、金澤藩は寺社奉行をして『寺内竹木猥伐荒不レ申樣可レ仕事』〔註一〕と令せしめ、翌年六月、寺社方諸式定書〔註二〕中に重ねて之を記して寺院の風致維持に努め、二

①日本後紀卷十四　②類聚三代格

七道諸寺寺山ノ制

金澤藩ノ制

高知藩ノ制

二三一三(寛文三)年八月、高知藩は掟中〔註三〕に『諸出家中寺持掃除等無二油斷一并山林竹木等見入能可レ有レ事』と規定せり。

(備考)一三三一―三二(寛文)年代、[1]能澤蕃山は其著書中に於て『國々所々にて靈地の山林は、十が九は寺内と成候』と記せり。

高田藩ノ制

二四〇六(延享三)年七月、高田藩は『寺院境内之立木伐採候ハヽ、目通三尺廻り以上之木ハ、先代より屆出候樣達置候處、心得違無レ屆伐木候寺院も有レ之哉粗相聞候ニ付、先規之通相屆候樣向々へ可二相觸一旨』〔註四〕領奉行より組々大肝煎へ觸出し、一四三三(安永二)年閏三月、盛岡藩〔註五〕は、從來同城下の諸寺院境内樹木を、事情に依り伐採せしめたることありしも、今後小木と雖見分の上ならでは許さゞるととし、仙臺藩は二五〇〇(天保一一)年、諸寺院百姓居久根等植立の靑木伐採に關する取扱條目〔註六〕を定めて濫伐に備へ、德島藩は二五三〇(明治三)年九月、寺院永世之制法〔註七〕として『境内之樹木猥ニ不レ可二採用一事』と定めたり。斯くして何れの寺院に於ても風致を目的とする森林を多少有せざるもの殆ど無き有樣となるに至れり。今之を國別、寺別として其狀況を觀るときは凡次の如し。

盛岡藩ノ制

仙臺藩ノ制

德島藩ノ制

國別寺別ノ風致林

山城國諸神護寺ノ杉檜楓

②神護寺は京都市右京區梅ケ畑高尾町に在り、元高雄寺といふ古刹ありしが後廢絶し、一四五二―六五(延曆)年中、和氣淸麿の河內國に建立せし神願寺を、一四八四(天長元)年九月、和氣眞綱が此處に移せるものにして、近古一八九〇(寛喜二)年閏正月、[3]修理東大寺大佛長官小

①集義外書　②大日本寺院總覽　③神護寺略記

槻宿禰は、神護寺の四至堺に牓示を打たしめ。且樵採漁獵を禁ぜしめたり。明治維新の際一旦上地せしが、二五六一(明治三四)年三月、上地の山林を下戻され、寺域八町四段餘歩、爾後境内に杉・檜五萬本、楓樹三千本を植付け、山内名勝の補修に努めたり。

勝林院ノ老楓

愛宕郡大原村なる勝林院[1]は、中古一六七三(長和二)年の開基に係り、聲明梵唄の本源にして、院の東南に小野山を負ひ林泉を構へ號して契心園といふ、足利將軍楓の宴を張れる舊地にして、門外は卽ち羅漢橋とし、合抱の老楓行をなせり。

大雲寺ノ山林

愛宕郡岩倉村なる大雲寺[2]は、一六三一(天祿二)年勅により建立、寺域竝莊園を附せられ、當時の境域山林を併せて數十町に及べりと云ふ。

南禪寺ノ老松

近古一九四八―五二(正應)年代に建立されたる京都東山なる南禪寺[3]は、五山の上たる大禪刹にして『四海神秀、龍蟠虎踞、雲雨吐納、草木茂暢(中略)寔天造神閟之福地』と記せるものあるが、近世二三五七(元祿一〇)年九月、寺社奉行松平紀伊守は『伐[4]採山林等之竹木一刈レ草事、附取レ石事』を禁制の一條とせり。同寺は舊三井寺の別院最勝寺の境域たりしも、後荒廢に歸したりしを、龜山上皇離宮を營み、更に本寺を開き給ひたるものにして、封疆卅八町餘歩、老松蓊鬱として寺境を覆へり。維新後廿餘町歩を上地し、現在拾一町餘歩に減ぜりと雖、疏水川路寺境を遶り。左溪の棧橋、前丘の陸舟又以て一大美觀を呈せり。

東寺ノ山林

二〇一二(正平七)年二月、將軍足利義詮は、訴により、京都なる東寺[7]の山林等に濫妨する者を停めしめ、近世二二六九(慶長一四)年八月、德川秀忠は下知狀(註八)を以て、領内山林に濫に出入して竹木伐採すべからざる旨の高札を建てしめたり。

相國寺ノ蒼竹

洛北今出川の相國寺[1]は、二〇四五(至德二)年、足利義滿の草創せる禪刹にして、寺域は南御苑、北御靈社に接し、七町六段六畝餘歩あり、古竹蒼竹鬱々として堂宇を圍繞し、幽邃閑雅の淨地をなせり。

鹿苑寺ノ楓

二一四五(文明一七)年十月、將軍足利義滿[2]は、鹿苑寺(一名金閣寺)(葛野郡大北山村)に臨みたる際、前年の戰亂中に大半斫られたる楓の跡を偲び、近古二一五八(慶長三)年九月、豐臣秀吉[3]は、前田德善院玄以の名を以て同寺に對し『山林等猥不二伐採一樣、堅可二申付一事肝要候也』と達せり。

立本寺ノ竹木

二一五六(明應五)年六月、京都京極なる立本寺[4]に對し、若狹前司神宿禰等の名を以て『伐二採竹木一事』を禁制の一條とせり。

要法寺ノ竹木

二二一一(天文二〇)年二月、京都二條なる要法寺[5]に對し、三好長慶の名を以てせる禁制中『剪二採竹木一事』あり。

妙蓮寺ノ青松

京都上京區寺ノ内大宮なる妙蓮寺[6]は、僧日像の開基に係り、二二四三(天正一一)年此處に移せるものにして寺域三町歩、境内青松多く、虎の尾と稱する名櫻もあり、御苑の車返櫻を分ち植ゑたるものなりと云ふ。

①大日本寺院總覽　②濟北集十　③天下南禪記　④京都寺社制札留　⑤大日本寺院總覽
⑥⑦東寺百合文書

①大日本寺院總覽　②蔭涼軒日錄　③鹿苑寺文書　④新編法華靈場記三　⑤要法寺文書
⑥大日本寺院總覽

醍醐寺ノ櫻杉

二二五八(慶長三)年二月、豊臣秀吉は、宇治なる醍醐寺[1]南の廣庭に櫻ノ馬場を構へ、八足口よりヤリ山まで櫻を植ゑしめたり。當時同寺南ノ山[2]には、老杉梢を交へて森嚴の相を呈したり。同年三月秀吉父子同寺へ花見遊覽に際し、興山上人の立願條々中に、花見無事終了せば『千本櫻之外、至二萬木一可レ被レ成二御殖一事』と記せり。

泉涌寺ノ竹木

二二五八(慶長三)年九月、前田徳善院玄以は、泉涌寺[註九]に對し『當寺境内、公儀毎年上レ竹事、自レ今以後御免之上者、竹木等一切不レ可二掬採伐一、縦誰々詮(雖カ)レ爲二所望一不レ可レ有二同心一、沽却儀於二在候一は可レ爲二曲事一、爲二修理一用品所之時は、遂二案内一可レ被レ隨二其者一也』と達したり。

仁和寺ノ山木

近世二二六九(慶長一四)年二月、仁和寺[4]の御條目中『伽藍修理之外、自專山木不レ可レ伐二採一事、郷人等盗二伐山木一事、堅可二制止一之、若於下背二制法一之輩上者、計二事輕重一、或掛二過料一、或可二追放一事』とせり。

通妙寺ノ欝林

二二八四―三〇三(寛永)年代僧日惣の開基にして、境内京都五條坂東上鳥部山の通妙寺[6]は、一より欝林を隔てゝ京洛を展望し、鳥部山の一佳景をなす。

清水寺ノ竹木

二三二四(寛文四)年六月、京都清水寺成就院[註一〇]に對し、山林竹木は從來の如く成就院の支配とし、堂塔修理の用途以外、私用にて猥に伐採すべからず、但し下刈は之を行ふべき旨を達せらる。

①義演准后日記　②醍醐寺新要錄　③三寶院文書　④仁和寺宮御條目　⑤大日本寺院總覽

知恩院ノ松櫻

二二三九(延寶七)年、京都なる知恩院住持は、幕府の許可を得て新に大路を開き、大門を建て、左右の堤上に松・櫻を植ゑ[註一一]て大に舊觀を改めたり、[1]路傍の櫻は江州膳所の城主本多康將の寄附する所にして、世に櫻馬場と稱するもの是なりと云ふ。

笠置寺ノ欝林

二三四四―七(貞享)年代、藤堂高次、相樂郡笠置村[2]笠置寺の維持を講じたるが、維新後更に興隆を圖れり、寺域木津川の南岸に在り、峰高く溪深く、樹木欝茂、名跡頗る多し。

法然院寺後ノ山林

二三六三(元祿一六)年九月、將軍徳川綱吉は、京都獅子谷法然院[註一二]に寺後の山林を與へたり。

大和國諸寺鞍若寺近側ノ禁林

中古一五二三(貞觀五)年九月、清和天皇の御宇大和國に下知して、添上郡般若寺[3]近側十町以内の樹林を禁伐とせり。

多門院知足院山カサリノ竹木

近世二三四二(天和二)年九月、南笠置村多門院知足院へ口上の趣によれば『坊主共我儘ニ仕、先年も本堂廻り山のかさり之大木を切取、其外山林境内の竹木、我儘ニ賣取、寺物杯も盗賣、案内なしニ立退申坊主共有レ之』[註一三]とて、今後の取締方を指示する所ありたり。

河内國諸寺葛井寺ノ竹木觀心寺ノ竹木

近古二二四〇(天正八)年四月、南河内郡なる葛井[4]寺一名藤井寺は、禁制中に『爲二下剪一採二竹木一事』と規定せられ、二二四六(天正一四)年十月、同郡川上村の觀心寺[註一四]は、大政所(豊臣秀吉母)の祈願所たるの故を以て、同寺領の内山林竹木を先々通り寄進せられ、近世二二七四(慶長一九)年十一月、秀頼は[5]禁制を下して『竹木伐取、矢錢以下相懸事』を一條とせり。

①拾遺都名所圖會卷之二　②大日本寺院總覽　③三代實錄卷七　④剛琳寺文書　⑤大日本寺院總覽

和泉國諸寺松尾寺ノ竹木

施福寺ノ山林ト松並木

攝津國諸寺崇傳寺ノ竹叢ト松原

箕面寺ノ丹楓

本山寺ノ竹木

一二三七(天正五)年三月、織田信長は、和泉郡(泉北郡)なる松尾寺[1]の禁制中に『伐二採山林竹木一事』を記入せり。

泉北郡横山村槇尾山の施福寺[2]は、槇尾寺とも稱す、欽明天皇の朝、僧行滿の開創にして一山八百の坊舍あり、代々の天皇・國司山林田畑を寄進せられ、近世二二七四(慶長一九)年十月、豐臣秀頼[3]は、黒印の禁制を同寺に下して『山屋敷免許之地候間、竹木伐取事堅令二停止一了』とせり。現今寺域一町五段三畝餘歩、觀音堂表道なる路傍に松の並木ありて數町の長きに亙り、一町毎に石標を建てたり。

西成郡北中島村なる崇傳寺[4]は、中古一三八九―四〇七(天平)年代僧行基の開創に係り、現今寺域四段餘歩、松林竹叢之を圍み幽邃の趣あり、寺前に存する松原は、長約三町、崇傳寺松原と稱し、二三七五(正徳五)年の返討によりて其名高し。

近古二二一一(天文二〇)年五月、池田兵衛尉長正は、豐島郡(豐能郡)平尾村なる箕面寺[5]禁制中『山林伐事、付所々散在者盜剪事』を規定せるが、後年『此一山は丹楓多く、秋の末は三千の樹々綿繡の如く、瀧の流は紅を濯き、樵夫錦著て家に還り、山僧のこゝろを染ぬ、紅の色艶しく、風のかけたるしがらみは、蜀錦を布か如し』云々と記せるものあるに至れり。

二二三二(元龜三)年二月、和田愛菊は、島上郡原村なる本山寺[7]の禁制に『本山寺院内剪二採竹木一事、如二先々一堅令二停止一訖』と規定せり。

①松尾寺文書　②大日本寺院總覽　③施福寺文書　④大日本寺院總覽　⑤瀧安寺文書
⑥攝津名所圖會六　⑦本山寺文書

四天王寺ノ竹木

伊賀國西蓮寺ノ櫻

伊勢國慶光院ノ山林

三河國鳳來寺ノ老杉

遠江國諸寺西樂寺及方廣寺ノ竹木

油山寺ノ老松杉

近世二二七八(元和四)年十一月、東生郡(大阪市天王寺區)なる四天王寺[1]の制中『寺中において、せつしやうならひに竹木きりとることあるへからさる事』を記せり。

年代不明なるも阿拜郡(阿山郡)長田村なる西蓮寺[2]の制書に『當寺之櫻枝をきり候者於レ在レ之者、曲事可二申付一候間、可レ得二其意一者也』とあり。

近世二二九四(寛永一一)年正月、度會郡宇治なる慶光院[3]の條々中『山はやしやぶ之事』として、同院山林の保育に努めしめたり。

二三二〇(萬治三)年七月、南設樂郡鳳來寺村の鳳來寺[4]に對し、山林竹木伐採禁止(註一五)の下知あり。同寺は中古一三六二(大寶二)年文武天皇の勅願により、利修仙人の開創とせられ、海抜千九百五拾尺の山腹に在り、老杉中に堂坊諸院隱見す、有名なる靈木七本杉の中今尚五本を存し、周圍いづれも三丈以上なり。

近古二二〇三(天文一二)年六月、今川義元は、周智郡市場村なる西樂寺[5]の定中『山林竹木不レ可二伐取一事』と規定し、二二四〇(天正八)年九月、徳川家康は、引佐郡奥山村なる方廣[6]寺に對し『山四方境用木雜木等、濫不レ可二切取一事、但有二用要一之時を以、朱印可二申付一事』と達して、伐採を制限し、以て寺院の風致を保持せしむ。

磐田郡久努村村松なる油山寺[7]は、中古一四一七―二四(天平勝寶)年代の創建にして、舊寺領朱印高四拾七石、境域三町餘歩ありたり、境内古松老杉枝を交へ幽邃の趣あり。

①一心寺文書　②三國地誌九十八　③慶光院文書　④大日本寺院總覽　⑤西樂院文書　⑥方廣寺文書
⑦大日本寺院總覽

駿河國諸寺柴屋寺ノ竹林

安倍郡長田村丸子の柴屋寺は一に吐月峰と呼ばれ、國主今川氏の開基にして、近古二一六四(永正元)年春寺となり、近世二二六二(慶長七)年十二月、徳川家康朱印五石を賜へり。寺域四圍悉く竹林を以て繞らし、中に園池あり、又家康手向の槇、開山宗長和尚の手植松等あり、境内の竹は近古二一八一―七(天永)年間、嵯峨より移植せるものにして良材を產し、今尚各種の竹品を製出す、殊に吹嚢は吐月峰として廣く行はる。

大石寺ノ杉櫻

近古二二二〇(永祿三)年八月、今川氏眞は、富士郡上野郷(上條村)なる大石寺の禁制中に『號二竹木所望一濫截取事、縱雖レ爲二急用一貸二新寄進一之上者、一切不レ可二伐取一事』と規定せしが、同寺は境域四町三段餘歩、老杉欝として幽邃を極め、又數百株の櫻樹ありて花時滿山馥郁たり。

本門寺ノ竹木

二二三三(天正元)年十二月、武田勝頼は、富士郡西山村本門寺の定中『於二山林一切剪二取竹木一儀、堅可レ被二相禁一之事』とし、二二三六(天正四)年四月、同郡下條村妙蓮寺の定中『於二于寺內山林一切截二執竹木一濫妨狼籍御禁制之事』とせり。

妙蓮寺ノ竹木

二二四二(天正一〇)年三月、本多庄左衞門尉は、庵原郡興津なる清見寺の禁制中『山林竹木伐事』を、二二五七(慶長二)年正月、横田內膳正は同寺の法度中『山林者、一切許容被レ成間敷事』を規定せり。

清見寺ノ竹木

甲斐國諸寺尚嶽寺ノ山林

二〇四〇(康曆二)年、開祖大國禪師、北平山(今御料林)の西方鹽山に地を相して向嶽寺(註一

①大日本寺院總覽 ②大石寺文書 ③大日本寺院總覽 ④本門寺文書 ⑤妙蓮寺文書
⑥⑦清見寺文書

六〇)を建立し、翌年佛殿及僧堂を營むや、長巒を築きて木を栽え、林を成すに至れり。二二五一(天正一九)年八月、光泰の名を以てせる①禁制中『於二當山一剪二採竹木一放二牛馬一事』と記し、又近世二三四六(貞享三)年二月、樹木林(註一七)を寄進せるものあり。

圓藏院ノ竹木逍遙院ノ竹木法泉寺ノ竹木

甲州の武田家は、近古二二二九(永祿一二)年八月圓藏院(註一八)、二二三五(天正三)年十二月逍遙院(註一九)、二二三六(天正四)年四月法泉寺(註二〇)に對し、何れも山林の竹木を叨に截取すべからずとの禁制を發したるが、特に逍遙院に對する制札には、勝頼の自署あり、法泉寺に對する禁制には『非二寺家造營一而山林之竹木竝松之葉自他所望之事』をも禁止し、違犯する者は嚴科に處すべしとせり。尚法泉寺に對しては其後二二五四(文祿三)年六月(註二一)及二三一三(慶應二)年十一月(註二二)にも、略ぼ同樣の令を下せり。

久遠寺ノ古杉

近古二二四八(天正一六)年十一月、徳川家康(註二三)は、身延山久遠寺の禁制中に『寺門前殺生禁斷竹木免除之事』を、二二五〇(天正一八)年八月、豐臣秀吉(註二四)は、同禁制中に『山中や、家康亦復び同樣の禁令を發して、此靈域に於る莊嚴維持に意を留め、又信徒の登山參詣する者、冥福を祈り赤誠を表するには獻木に如くはなしとて、遠近より苗木を携へ來りて植栽するもの續出するに至り、寺も亦之に酬ゆるに、臺帳又は過去帳を備へて登錄し、其獻木本數多きものに對しては、時の貫主自ら本尊を認め植栽の賞として交付し、或は苗

①向嶽寺文書 ②山梨縣下殖林事績 ③身延山久遠寺山林史

木植付明細書を贈りて之を奨励したり。即ち近世二三二一－三二二(寛文)年代、同山第三十世日通の代に、渡邊六左衛門の植付寄進したる軍人杉の如きあり、一時に數百本乃至數萬本を獻植し、年々其下刈手入等にも怠りなかりしもの〻如く、植付の場所は、現今久遠寺裏及奥の院附近等最も多し。現に此區域に存在せる古杉は、皆當時の獻木者等の丹精より成れるものにして、有名なる千本杉は稀に見る美林と稱せられ、其樹齡凡そ百八十年生より二百年生に達するを以て、恐らく二三六四－七〇(寶永)年代以後二三九六－四〇〇(元文)年代に於て植栽せられしものなるべし。怱くの如く歷代の山主が信徒と共に植栽に勵み、祖山の林相改善に力めたるは、畢竟報恩の外に寺山の風致莊嚴を保持せんが爲にして、靈山の靈淨界の淨能く之に依て維持せらるべしとなせしものなるが、其後靈山も荒廢に傾けるを以て、二四二二(寶曆一二)年三月、同山第四十二世日辰上人は、深く之を歎きて挺身挽回の任に當り、熱誠植林を企畫して草したる『山中植込願之事』(註二五)なる遺書は、其考案の極めて合理なる、以て當代の珍となすに足るべく、身延山々林の經營は、爾來此遺書を範として今日に及べるものなりと云ふ。

(備考)　身延山は、本宗祖元の道場にして、僧日蓮開創、一九四一(弘安四)年十月、波木井六郎實長一宇を建立したり、地は山水の景勝に富み、山中の八谷(東・西・南・中・營・金剛・蓮華・醍醐)には老松蒼欝、溪流淙々、まことに俗腸を洗ふに足るものあり。遺文錄に『此處は人倫をはなれたる山中也、東西南北をもつて里もとをなし、かゝる絲心細き幽谷なれとも(中略)かゝる不思議の法經の行者の住處なれは、爭か靈山淨土にもをとるへき、法妙なるか故に人貴し、人貴きか故に所尊しと申は是也』とある、以て其勝概を知るに足るべし。奥院の祖師堂思親閣附近は、宗祖の消息にも『西は七面の嶺、北は身延の嶺也。高き屏風を四つつい立たるか如し、峰に上て見れは草木森々たり、谷に下りて尋ぬれは大石連々たり、大狼の音山に充滿し、猿猴の鳴て谷に響き、鹿の妻を戀る音哀しく、蟬のひぐきかまびすし、春の花は夏さき、秋のこのみは冬になる、たま〳〵見る物はやまがつがたきゞ拾すがた』云々と記せり。又身延山第四十二世日辰上人は、山中植込十德(註二六)なるものを表し、廣く之を信徒に頒てるが、其栽培實本尊脇書には必ず次の文句あり。

身延山中植込十德

一、三寶恭敬　二、三寶供養　三、三寶尊重　四、三寶讃歎　五、三寶渴仰
六、靈場莊嚴　七、伽藍要用　八、佛神歡喜　九、見者生信　十、宿植德本
其外無量無邊功德威力不レ可二稱計一、誠二園林諸堂閣種々寶莊嚴、寶樹多二華果一、衆生所二遊樂一外二不レ可レ求云々

二二五四(文祿三)年五月、西山梨郡相川村惠運院(註二七)寺内の竹木剪採を禁じ、二三二一(寬文元)年正月『惠運院山において竹木一切不レ可二伐取一、若先規をやぶり猥之輩有レ之は、可レ爲二曲事一者也』『註二八』と、奉行の名を以て制札を立てたり。

二四六六(文化三)年八月、中巨摩郡吉澤村天澤寺(註二九)の山門側に、禁令の標識を建てたるが、右によれば鋸五貫文、よき四貫文、鉈三貫文、鎌二貫文、落葉一貫文の過料を山内違犯之輩に申付くとあり、如何に山内草木の盜採に重き制裁を加へたるかを見るべし。

田方郡網代町なる長谷寺(イ)は俗に穴觀音と稱ふ、二一八一－七(大永)年代僧大祝の創建に係り、當時善修院の奥院たり、山内老樹蓊欝として、門前より初島の眺望佳なり。

惠運院ノ竹木
天澤寺ノ山林
伊豆國諸寺
長谷寺ノ老樹

正覺院ノ楓
相摸國諸寺
最乘寺ノ杉檜根欅及松並
最明寺ノ竹木

①正覺院は田方郡修善寺町修善寺の西なる湯舟に在り、俗に奥の院と稱へられ、元享釋書に桂谷山寺とあるは卽ち是なり、山中楓樹茂り淨域の趣を添ふ。

足柄上郡關本村なる②大雄山最乘寺は、二〇五四(應永元)年の開創に係り、開山了庵の遺囑により、大門より本堂まで廿八町餘に亙る間の松樹を堅く禁伐とせしを以て、能く繁茂して日影を漏らさゞるに至り、僧萬里の詩にも『最乘古刹樹參天』の句あり、二一一一(寶德三)年五月、僧舂屋更めて嚴禁する所あり、其掟に『③山中草木總而猥不レ可レ切事、於二本木截一者、可レ截レ頸事、於レ截レ枝者、可レ截二手足一事、於レ刈レ草者、可レ截二鬚髮一事、古人道豈不レ是歟、莫二山中松竹切一枝々葉々祖翁皮肉』と記せり。二一五〇(天正一八)年四月、小田原役の時、豐臣秀吉同寺に制札を下し、二二七四(慶長一九)年、安藤對馬守重信、山内伐木禁制の掟書を與へて保護せしが、二二八二(元和八)年四月、江戸城修築の時、本寺内の松樹を伐つて材料に充て、翌二二八三(元和九)年七月、駿河大納言忠長の作館に復た該松を所望せり。二三〇八(慶安元)年九月、境内山林竹木免除の朱印を賜ひ、斯くして巨樹枝を交へて勝概天下に鳴れり。現境内四町三段餘、依託林等九拾一町餘歩あり、杉・檜・松・椴・欅・樫等林立し、主木たる杉の廻り一丈八尺に及ぶもありて林内晝尚暗し。俗に小田原挑灯と稱するは、始め本寺山中の材を以て製し、靈山の材よく魑魅の怪を避くとせられたるもの也。

二二三五(天正三)年正月、足柄上郡金子村なる④最明寺の竹林を濫伐したるものありしを以て、

①大日本寺院總覽　②新編武藏風土記稿廿　③大日本寺院總覽　④新編武藏風土記稿三十

無量光寺ノ竹木
武藏國諸寺
藥王院ノ杉檜松楓
妙國寺ノ竹木
增上寺ノ老松杉
靈智國師寺領ノ竹木
慈恩寺ノ竹木

禁制の證狀を下し、二二五七(慶長二)年六月、領主大久保相摸守忠隣は、境内山林の法制を定め、同年十月、後の領主稻葉美濃守正剛は、山内竹木は先規の如くすべき旨の證狀を寄せたり。

①無量光寺は高座郡當麻村に在り、二二五一(天正一九)年先規の如く境内不入竝寺領を寄附せられ、其後寺中の制札を下し、竹木剪取るべからざる事を一條とせり。

③高尾山藥王院は南多摩郡淺川町上柵田に在り、一四〇四(天平一六)年僧行基の草創に係り、境内五町九段餘歩、全山杉・檜・松を以て覆はれ、杉の太さ三拾尺以上に及ぶもの拾數本あり、楓樹其間を點綴し、秋季の美觀天下に名あり。

二〇九四(永享六)年五月、上杉憲泰は、荏原郡南品川なる③妙國寺の四至を境し、竹木を調植せしめたり。

東京市芝區芝公園地なる④增上寺は、二二五八(慶長三)年四月、現在の地に移れるものなるが、明治初年の同寺境内は六拾六町六段餘歩あり、山を負ひ海に臨み、老松古杉鬱然たる大森林なりき。

二二七二(慶長一七)年五月、德川家康は、普光觀智國師へ、橘樹郡池邊村之内師岡村之内及巢鴨村中里村にて計千石の寺領を與ふる旨朱印を下すと共に、境内山林竹木の守護(註三〇)を命じ、二二七三(慶長一八)年二月、同じく朱印を以て太田庄慈恩寺に對し『山林竹木等如ニ

①新編相摸風土記稿八十六　②大日本寺院總覽　③江戸名所圖會四　④大日本寺院總覽

淺草寺ノ竹木
喜多院ノ竹木

先規ニ令ニ免許一事』〔註三一〕となし、二二七四(慶長一九)年三月、豊島郡淺草寺に『山林竹木門前屋舗等如ニ先規一諸役令ニ免除一之事』〔註三二〕を下知し、二二八〇(元和六)年二月、徳川秀忠は、東叡山無量壽寺喜多院に『寺中門前屋敷境内山林竹木等令ニ免許一』〔註三三〕との朱印を與へたり。

全勝寺ノ杉大門

東京市四谷區舟町なる全勝寺は、往時堂宇宏壯にして、大門長く杉を以て並木を成せしにより、俗に杉大門と稱せられたり。

安房國清澄寺ノ老杉檜樟

安房郡天津町清澄山頂なる千光山清澄寺は、天富尊を崇めし古靈場にして山頂に碧池あり、霖雨にも溷濁することなきを以て清澄と號し、池邊の大柏夜々光を放ちしに因り千光と稱すと云ふ。中古一四三一(永享三)年僧慈覺之を中興し、二二七〇(慶長一五)年里見安房守忠義寺田を寄せ、二二八一(元和七)年徳川秀忠朱印を下せり。同寺は其境高山に在りて幽邃無比、古木老樹天を蔽ひ晝尚暝く、中にも樟の大なるもの周二拾尺、杉大なる者周四拾二尺に及べるあり。是れ、二四四九―六〇(寛政)年代住寺明範、山林繁殖の要を察し、寺中及び門前人民に諭告して大に種藝せしめ、爾來寺頭門前到る處樹林蓊鬱するに至れるに因る。今山腹に東京帝國大學農學部の實習林あり。

常陸國千妙寺ノ竹木

二二七三(慶長一八)年二月、徳川家康は、河内郡(眞壁郡)黒子村なる千妙寺金剛壽院の法度中に『山林竹木寺内門前、如ニ先規一令ニ免許一事』とし、二三〇三(寛永二〇)年三月、大僧正天海

①②大日本寺院總覽　③房總志料　④安房志　⑤⑥華頂要略八十四

近江國諸寺
延暦寺外見ノ松柏

は『山林竹木猥不レ可ニ伐採一事』の禁制を與へたり。

一五〇六(永和二三)年八月、是より先仁明天皇定心院を建て、此月『此則天台之上界、銀地之道場也、松柏數歩隔レ墻』と勅あり、二二八二(元和八)年十月、天海僧正〔註三四〕は、延暦寺に禁制を下して山林竹木伐取るべからざることゝし、二三〇五(正保二)年、同寺は山林法度〔註三五〕を以て『雖下爲ニ堂社建立之一成、上坂通之左右神社・佛閣之邊、外見有レ輕處之木不レ可レ被レ伐ニ採之一』若此の如きをも盜採する者あらば『三貫三百匁之過料三增倍』を必ず科すべしと定めたり。

明王院ノ萬木

一八一二(仁平二)年正月、明王院(滋賀郡葛川村大字切)葛川常住僧は、阿闍梨大法師覺增以下上人位・大法師等二拾九人の加判連署を以て『請ニ殊蒙ニ恩裁一、致レ制下止十方杣人等闘ニ入山内一恣切中取材木上事』とて、以前は同寺邊畔萬木茂盛せしに、近時十方杣人等四至内に闘入し、隣境の山木を伐盡すを以て、今後北は川交を限り、南は一瀬に至る間、杣人を入らしめざる樣禁制せられ度く、然らば則ち山中安穩寺邊清潔ならんとて、朝廷に恩裁を願出でたるも、制令行はれざりしを以て、一九二九(文永六)年十月に至り、伊香立御庄官百姓等より『抑御前尾瀧山者、依レ爲ニ明王御寶殿一、數度行者之外者、一向不ニ罷入一、凡下之境界之處、彼住人等入ニ件山一、伐木作ニ材木一之間、彼山今者無ニ明王一、可レ在ニ思嘆一者哉』と言上し、同月重ねて上陳する所あり、一九七六(正和五)年六月『御殿瀧山禁制事』として、向後大小木を嫌はず、

③明王院文書　⑤續日本後紀卷十六

兩山を伐取る者あらば罪科に行ふべき旨を定められたり。越えて二〇五三(明徳四)年八月に至り、同山は東は比良横嶺、西は狩籠岳勘定尾、南は花折谷、北は古淵谷を限り、九萬八千町歩の面積を有したるもの、如く、二〇五五(應永二)年三月、北嶺修驗者等は、山中の濫伐荒廢を逃べて、之を制止せんことを請ひ『凡伐二倒一株一者、數本悉可二損失一』と言へり。二二七四(慶長一九)年三月、同山門領五千石の内、葛川村七拾三石分の法度として『明王山材木爲二行者中一賣捨、瀧山ゟ女人牛馬上事前代無レ之事、明王山々木之儀、他所へも盜とらせす、自分にも不レ盜して、はやし立る證人に可二罷成一事』と申付け、山木保護に力を致さしめたり。

清瀧寺莊嚴ノ竹木

二〇三三(應安六)年三月、①清瀧寺(坂田郡清瀧山)の制法中、『凡庄屋散在の輩、寺領の山木は一枝たりと雖輒く切用すべからず、妄に山に入る可らず、犯す者は輕重に依り罪科に處すべし』とし、又『凡山寺坊中、殊更以二竹木一爲二總別之莊嚴一』とて、近時往入の若輩が、或は私物と號し、或は制法を辨ぜざるが故か、猥に之に違犯し、坊中の木條を切るは不可思議の振舞なりと、禁制厲行を聲明したるは、畢竟寺坊の莊嚴を維持せんが爲に外ならず。二二五九(慶長四)年十一月、②石田隱岐入道正繼は、寺林を刈取りたる者を罪科に處すべきを、過錢を徵して用捨することゝし、同時に當寺は佐々木京極家道譽の位牌所、特別の祈願所たるの故を以て、先規通り守護不入とし、竹木山林幷勤行油斷あるべからずと達せり。

①②德源院文書

金勝寺ノ竹木

近古二一二八(應仁二)年正月、春日社領なる③金勝寺に對し、清原清人三善朝臣、二一五一(延德三)年八月、④三善加賀前司の名を以て禁制を下し、竹木を剪採する事を嚴禁し、二一七六(永正一三)年四月、東淺井郡稱名寺の定に『竹木材取事堅可レ有二制禁一事』とし、又二二一九(永祿二)年八月、坂田郡總持寺の掟に『寺中竹木道具已下取望之儀不レ可レ然事』として、何れも寺内竹木の保存に意を注げり。

稱名寺ノ竹木

總持寺ノ竹木

三井寺他見第一ノ山林

二二六九(慶長一四)年五月、德川秀忠は、三井寺領内の山林に濫に出入して竹木を伐採すべからざることを嚴令(註三六)せり。二五二七(慶應三)年同寺領内(註三七)『筒井谷之儀は南院一體之場所に而役者迚茂谷上下之無二差別一持來候、尤下谷は森林共山内他見第一之場所二付、若谷内無人之節ハ、萬一心得違之儀有レ之候而は不レ宜候間、向後山林之儀は 木柴枯木賣拂等取計方共、筒井谷役者より兩役者へ被二申出一三室披露之上取計可レ申事』と定めたり。

近古二一六六(永正三)年八月、土岐政房は、可兒郡中村の⑤愚溪寺禁制中に『伐二採山林竹木一事』を規定せり。

美濃國愚溪寺ノ竹木

信濃國諸寺福平寺ノ鷺ノ森

南安曇郡溫村堂原なる長尾山平福寺は、一六五六(長德二)年國守藤原惟正の開基にして、境内廿餘町、古松檜杉蓊鬱として晝尚暗し、古來殺生禁制の札ありて棲禽宿兎頗る多く、鷺鳥群を爲して骨朶の間に巢を營み、爲に鷺の森の稱あり。

善光寺ノ竹木

二二七一(慶長一六)年八月『⑦善光寺朝日山從二先代一如來之御山に相定渡來候處、此頃中絕之

①近江國輿地志略四五　②金勝寺禁制札　③稱名寺文書　④總持寺文書　⑤愚溪寺文書
⑥大日本寺院總覽　⑦長野市史

由に候、此中何れも不レ存候而不二申付一候、如來御用迄に御座候間、猥に脇々へ不レ切様堅く可レ被二仰付一候』と、時の老中等より大勸進・大本願へ達せられ、同寺に於ては同年同山を請ひ得てより山林の保護に相當の力を致したるも、年々盜伐に遭ひて其防禦に困みたる結果、二三〇五（正保二）年三輪村と平柴村とを交換することゝなり、卽ち善光寺は四箇村（長野・箱清水・七瀬河原・三輪）と大峰山・朝日山とを領するに至れり。二三四六（貞享三）年六月〔註三八〕及二三七〇〔寶永七〕年閏八月〔註三九〕山林竹木禁伐の制令あり、恣くて樹林漸く繁茂するに至り、二四六八（文化五）年五月、①箱清水村百姓より、獸類數多相籠り、雪消後田畑を荒すの故を以て、右林を御請林とし、年毎に刈取方を許されたき旨寺役所へ願出でたる程となれり。

七野國諸寺柳澤寺ノ老杉

長樂寺ノ竹木

群馬郡桃井村山子田なる②柳澤寺は、一三〇六（大化二）年僧傳敎の開山にして、周圍に老杉繁茂し、寺域廣からざるも榛名山脈の南麓に位し眺望頗る佳し。

陸前國諸寺瑞巖寺ノ老杉

二三〇三（寬永二〇）年九月、大僧正天海は、新田郡世良田村なる③良田山長樂寺の掟中に『境内竹木猥不レ可二伐採一事』を規定せり。

宮城郡松島なる青龍山瑞④巖寺は東奥無雙の禪林にして、一四九八（承和五）年僧慈覺草創、二二五六―七四（慶長）年代伊達政宗之を再興す。海岸より半町にして總門、それより二三町にして黑門あり、左右の路傍は小杉林なり、又三里四方は元當山の燃料地なりしも、現在山林四町餘歩を存す。本堂庭前に臥龍梅の老樹二株あり、政宗朝鮮征伐の際持歸れるものと

①長野市史　②大日本寺院總覽　③長樂寺文書　④大日本寺院總覽

松吟庵ノ千松

洞雲寺ノ寺飾木

傳へられ、又中央の五葉松は政宗の手植にして『松島の松の齡も此寺の末榮えなん年は經るとも』の歌と共に殘れり、門外には老杉蠹々として天を摩せり。

宮城郡松島町松島（雄島）一名千松島の松①吟庵は、瑞巖寺九十九世圓應の開山せるもの、往時僧慈覺、千株の日松樹を栽ゑて法鎭の標とせしを以て千松島と稱すと云ふ。

二三四三（天和三）年、仙臺藩の洞雲寺（宮城郡七北田村）は、古來の寺附山林〔註四〇〕を藩より下戻されたるが、同時に諸寺格の通り山を荒さゞる樣、又寺の飾にもなるべき木は、勝手に處分せざるべき旨を達せられたり。二三九〇（享保一五）年十月、同藩は同寺に、先規の如く御寺林〔註四一〕を下戻し、境塚內の樹林は同寺の自由に委したるも、一二九二（享保一七）年正月、更に『寺の飾ニも成候木』〔註四二〕は、屆出の上ならでは自由に處分すべからざる旨を達したり。

陸中國諸寺中尊寺ノ長松古杉

西磐井郡平泉村なる中尊寺は、松島の瑞巖寺と共に東北屈指の古名刹にして、僧慈覺の草創に係り、陸奧守藤原興世建立、一五二〇（貞觀二）年、文德天皇御代中尊寺の號を賜へり。一七六五（長治二）年、藤原淸衡勅を奉じて堂宇起工、一七六九（天仁二）年勅願所の宣下あり、一七八六（天治元）年三月、③淸衡の敬白文中『築レ山以增二地形一、穿レ池以貯二水脈一、草木樹林之成レ行、宮殿樓閣之中レ度（中略）可レ謂二界內之佛土一矣』と記して草木樹林も界內佛土の一材料なるを明かにせり。則ち中④央山上に最初院を創し、大金堂以下七寶莊嚴、林園を開き築垣を圍繞

④大日本寺院總覽　③中尊寺經藏文書一　②大日本寺院總覽

し、泉水を設け橋を架する等施設大に成る。次て基衡・秀衡之を增築し、一九九四―五(建武)年代野火の爲に燒かれしも、伊達政宗受領後修覆を加へ、一山長松古杉に圍繞せられ幽邃の靈域となれり、就中義經憩息松(鐘樓の東北)辨慶松(辨慶堂地の松)薄墨櫻(辨慶手植)鈴木松・龜井松・兼房松(各其塚松)岸の松等其名高し。

報恩寺ノ竹木

巖手郡米内村三ツ割口なる鳩峯山報恩寺[1]は、二〇二二―七(貞治)年代、南部守行、三戸郡三戸に創建し、二二六一(寶長六)年現在の地に轉じたるものなり、藩政時代には領内二百箇寺の僧錄司として寺領二百石を有したり、寺域一町八段餘歩、堂前に一大老菩提樹あり、高さ五拾尺周圍三拾尺餘にして、信州の同種に次ぎ日本三古木の一と稱せらる。

成島寺ノ竹木

二二七八(元和四)年五月、盛岡藩は、和賀郡成島(中内村)の成島寺[註四三]に對し、寺廻山林諸木切荒らさぬ樣命じたり。

大慈寺ノ馬場並木

二四一四(寶曆四)年七月、盛岡城下なる大慈寺の門前には、同寺を飾る馬場並木[註四四]存せしが、此月大洪水の爲過半押流されたり。

黒森堂ノ御影隱木

二四七七(文化一四)年、閉伊郡黒森堂(下閉伊郡山口村内)[註四五]に九尺廻りの榧一本あり、右の外御影隱として五六尺廻のもの五六拾本ありて、一尺廻以下のものは近年植立てたるものなりと言傳ふ。

大田寺見透防ノ杉檜

二五二〇(萬延元)年三月、早池峯妙泉寺末大出寺[註四六]中門等普請の爲、寺林中の杉檜にして格別見透にならざる樣百五拾本の伐採方を願出でたるが、盛岡藩は詮議の上其内五拾本の伐採を許可せり。

陸奥國諸寺天臺寺ノ代々植杉

二戸郡淨法寺村なる天臺寺[1](御山)は、聖武天皇の勅により僧行基開創、桂壽院と號せられる、二三一七(明曆三)年藩主南部重直再建し、二三一八(萬治元)年十二月工成り、使用材木二拾五萬本に及べり。同寺の俗別當は之を兵衞佐と稱して世襲せしが、中世法印覺祐の代、一代毎に杉二百本植付の規定を設け、爾後代々之を遵守せり、同寺域の常に鬱蒼たるは之に因るといふ。

大安寺ノ松杉雜木

二三二一―四〇(寬文―延寶)年代、圓通寺末大畑町(下北郡)大安寺は、盛岡藩主より寺地を賜はり、寺を建立し、松・杉・雜木の類を植立てゝ、五段餘歩の寺林[註四七]を仕立てたるが、二四七二(文化九)年十月、同寺は諸堂大破に付普請の爲、境内の杉木五尺廻より七尺廻までのもの百五拾本の伐採方[註四八]を願出で、切跡へは年々代植すべき旨を申添へたる處、同年十二月、境内見透不二相成一場所を條件として之を許されたり。

泉龍寺ノ諸木

同圓通寺末川内村(下北郡)獨峰山泉龍寺[註四九]は、以前は一里餘を距りたる高倉と云ふ處に在りしを、二三五〇(元祿三)年、現在の館山野山と交換し、新たに諸木を植立てゝ寺裝を整へたり。

圓通寺莊嚴ノ檜

右兩寺の本山たる圓通寺にては、二四〇一(寬保元)年八月、寺知行所に至るまでも、松・杉・

①大日本寺院總覽

①大日本寺院總覽

雜木を植付けて立林〔註五〇〕となしたるが、二四三三(安永二)年三月、盛岡藩の僧錄司たる報恩寺(巖手郡米内村三ツ割口)は役寮の名を以て、境内樹木につき配下諸寺院に對し『莊嚴のため植置候處、我儘剪猥(ママ)シ候而者不忠之住職ニ茂相成候儀、依而以來小木たり共、私ニ剪取候儀堅御停止ニ候』〔註五一〕と嚴しき警告を發したるを以て、二四五七(寛政九)年閏七月、圓通寺本堂建立〔註五二〕の際にも、宇曾利山境内の檜にして見透しにならざる場所のものに限り、御定寸角木伐採下附を願出で、二五二一(文久元)年三月、數十年前檀家中より同寺門前に植立てたる非常除多茂木を無斷伐採したる時の如き、代木四拾四本を植立てゝ內濟の詫書〔註五三〕を差出さしめたり。

法林寺見透防ノ樹林

二四七三(文化一〇)年十二月、田名部通蒲野澤村(下北郡)法林寺〔註五四〕に於て、本堂修繕普請用材木を同寺境內樹木の中を以てせんと願出せるに對し、盛岡藩は見透とならざる場所にて伐採すべき條件を以て之を許せり。

革秀寺見隱ノ杉松

弘前藩なる中津輕郡藤代村なる津輕山革秀寺は、二二七二(慶長一七)年國主津輕信牧、其父爲信追福の爲開創せるものにて寺領百五拾石、國內三箇寺の一たり。二三七〇(寶永七)年三月、同寺內瑞祥院廟所廻りに、先年植立てたる杉七百拾本(長さ一尺五寸より四尺まで)の內、六百二拾七本枯れたるに付、其代りとして同數の杉を植付〔註五五〕けたるが、翌年三月に至り又復過半枯れたるを以て更に植繼ぐことゝし、杉苗は先年の通り鶴之子澤より引取〔註五六〕

①大日本寺院總覽

りたり。二三七三(正德三)年九月、兩廟見隱杉〔註五七〕を植付くることゝなり、降つて二三九二(享保一七)年九月、同寺御靈屋外より見透の場所へ、松を植立〔註五八〕てたり。同寺は廢藩後一時衰退せしも、二五六六(明治三九)年爲信三百年祭に當り再建せられ、靈廟は松杉茂れる間に在りて金色燦爛たり。

百澤寺ノ諸木及參道並杉

二二八九(寬永六)年四月、弘前藩は百澤寺(中津輕郡岩木村)掟〔註五九〕として、結界山中諸木の剪採を禁じ、山林邊に野火あらば、坊中・村中の者共相集り防火すべき旨申付け、尙二三六二(元祿一五)年四月、同寺の申立に基き、參詣道〔註六〇〕の左右に杉苗二千本を植付くることとせしが、杉に限らず松にても可なりとして、徐ろに之を植付けしめたるもゝ如し。

長勝寺見透防ノ栗林

二三六二(元祿一五)年四月、津輕家累世の菩提所なる八幡村(弘前市)最勝院長勝寺構の栗林〔註六一〕段々枯木となりしを以て、林見透さゞる樣年々植繼ぐべく、特に栗は育易きものなるが故、同木にても補植すべきを命じ、二四二六(明和三)年二月、凶變救濟〔註六二〕の爲、諸寺院方立木の中、長勝寺構の內栗の木及久渡寺境內の杉を伐採し、竝に寺社方並木の內にても用立つべき旨寺社方へ申付けたるが、寺院の風致を害するを慮り、同月重ねて布令を出し、寺社領境內の諸木伐取の儀は當分差控ふことゝせり。

報恩寺ノ杉

二三七四(正德四)年三月、弘前藩なる報恩寺(弘前市)は、高さ一丈二三尺の杉拾五本其他四五尺の杉を、惡戶村鶴之子澤兩所より取寄せ植立〔註六三〕てたりしに、二三八〇(享保五)年九月

に至り良好なる生育(註六四)を遂げたり。

圓明寺ノ杉

二四五二(寛政四)年六月、同藩は圓明寺(註六五)に對し、境内の杉一本の伐取願を許し、其跡へ小杉を代植すべき旨命じたり。

久渡寺ノ櫻杉

中津輕郡清水村坂元なる護國山久渡寺①は、觀音院と稱せられ、津輕家累代の祈願所たり、二四五二(寛政四)年一山燒失、後再建せられ、舊時は寺領百五拾石を有し、山林數百町歩ありたり、維新後上地して寺運次第に衰へしも、今尚昔日の俤を存せり、境内櫻樹あり、奥の院の後山には老杉蟠々たり。

橋雲寺ノ松杉櫻

中津輕郡大浦村植田なる愛宕山橋雲寺②は、維新後も尚寺運衰へず、境内老櫻數株あり、又松樹多く、山中松茸を産せり、堂の三方は杉の小山に圍まれ、東南の一方開けて水田萬頃の眺めあり。

羽前國諸寺若松寺ノ若松老松

東村山郡津山村山元(若松)なる鈴立山若松寺③は、一三六八(和銅元)年行基の草創、一五一九―三六(貞觀)年代慈覺中興、二二六五(慶長一〇)年最上義光修營して二百三拾石の黒印を附し、二三〇八(慶安元)年德川家光同石高の朱印を下せし名刹にして、地は鈴立山の中腹、森林欝茂の間に在り、同地の松樹、常に若きもの丶みなるを以て若松の名ありと云ひ、或は本堂の傍なる老松、枝葉繁茂して若松に異らず、故に此名ありとも云ふ。

立石寺ノ老松柏

二二七八(元和四)年五月、大僧正天海竝に最上源五郎の連名を以て、最上郡山寺村(東村山郡)

①②③大日本寺院總覽

なる寶珠山立石寺①の法度中に『寺內之山林、猥不レ可二切取一、但住山之人者受二學頭之內儀一、可レ辨二所用一之事』と規定せり。俳聖芭蕉②曾て此處に遊び『寺は岩に巖を重ねて山とし、松柏年舊り、土石老て苔滑に、岩上に院々扉を閉ちて物の音きこえす』とて『しつかさや岩にしみ入る蟬の聲』の句あり。

南光院見入ノ杉松

虛空藏山(南村山郡)中堂廻り地面の儀に付、同山末寺南光院(西村山郡寒河江町內)と、水澤村との間に多年紛紜解けざりしが、二四七九(文政二)年四月、和解內濟(註六六)となり、所定の地を南光院に預地することゝなりて覺書を取替はしたり。右に據れば、同地面の內へ水澤村より杉五百本を寄進植付け、南光院之が手入を爲し、祓川の大杉二本は從來の通り南光院の支配とし、萬一枯倒・風折等の節は雙方より植繼ぐこと、坂口見入の松・杉等は在來の通り保存すること、諸木の寄附植付ありとも、右預地以外には植付けしめざること等を約定したり。

羽後國諸寺鳥海山神宮寺ノ堂林

二三一〇(慶安三)年四月、庄內藩鳥海山別當西ノ坊は『堂林元來よりやまもと(山本)坊・たきもと(瀧本)坊、みなみ(南)の坊・來前坊、是四人之山使にてはやし申候處、お子ノ正月(慶安元年)より此者共おけつり(ママ)、一日ニ三人つゝふた(札)おもたせ三荷つゝ當年まてきらせ被成候へは、木一本もなくきりつくし申候、此儀めいわくニ存候間、元來のことく四人之者共ニ、やまつかい(山使)お被二仰付一被レ下度候』と願出で、堂林の復興を建議したり。

②奥の細道　②飽海郡誌卷九　④立石寺文書

妙法寺ノ櫻

越前國諸寺永平寺ノ竹木

平泉寺ノ菩提林ト參道並木

二三四八―六三(元祿)年代、飽海郡妙法寺(本長山惠光院)[①]にては、畑道より東西數百間に亙る酒田町の濱地を借受け、六十餘歲の老僕をして毎日簀垣を立て小山を作らしめ、時人此山を祖父山と呼ぶに至りしが、同寺十一世日永和尙の同山を經營するや、啻に風砂火災の難に備ふるのみならず、堂宇の布置に意匠を凝らし、櫻樹數百株を植ゑて風光を添へたり。

二二三五(天正三)年九月、吉田郡志比谷村永平寺に對し、織田信長は敎書を以て、山林竹木伐採を嚴禁[註六七]し、其後柴田勝家[註六八]・丹羽長重[註六九]・堀秀政[註七〇]・羽柴秀治[註七一]等相次で禁令を發し、偏に寺領樹林の保護に努めしめたり。

二二六三(慶長八)年六月、本多富正より平泉寺[②](大野郡平泉寺村)に草木伐採の禁令を發し、二二七五(元和元)年六月、菩提林を神領と定められたるに付、中村某より請書を同寺內西方院に差出し、二二九七(寬永一四)年七月、菩提林を盜伐して詫狀を徵せられたる者あり、二三二三(寬文三)年八月、同寺奧院より白山へ通ずる本道の內小原村持分の山に於ては、以前は大木生茂りて名木も存し美觀を呈したるを、銀山出來以來炭薪に伐盡したるを以て、同寺より苦情起り、同村にては先規の如く道筋右へ拾間左へ拾間以上雙方貳拾間の幅員は諸木一本も伐採すまじく、木の枝にても下させ申間敷旨、小原村庄屋・長百姓等連署して一札を差入れ、參道並木の保護を約したるが、數年後小原村の某、道筋を畑に切崩したるより、同寺の憤る所となり、某は既に籠舍となるべき處を、村中の歎願に依り漸く赦免せられたり。

①飽海郡誌卷四　②平泉寺文書

二三二七(寬文七)年三月、片瀨村善右衞門等より、菩提林の內山手下の伐採を願出でたるに對し、之が許可の代償として年貢上納の外廣三間に付一本宛の松代植を命じ、翌年六月、山下高島村庄屋等をして、自今『菩提林之內、御寺內山行ノ牛馬、步ノ者も一切通し申間敷候』との證文を差出さしめたるが、二三三〇(寬文一〇)年夏に至り、小原村の水役某、又復妙見下わさ森二箇所を燒拂ひ茶畑としたる爲、同寺にては捨置かず、某は郡役所に召喚せられ籠舍となりたるを、重ねて村中の歎願により『白山道筋左右へ拾間通宛ハ、木草は不レ可レ申、若かれ候ハヽ、每年二・八月ニ植替、古來のことく道立申候、以後木一本、草一束きり燒仕候は、其者ハ不レ及ニ申上ニ一、村中共ニ急度曲事ニ可レ被ニ仰付一候』との條件を以て、某は同年九月籠舍より放たれたり。以て當時寺院參道の並木が如何に重視せられたるかを知るの一例とすべし。又二三四一(天和元)年八月、林內の落葉を拾得して詫狀を取られたる者あり、二三四九(元祿二)年三月、小原村より更に同寺に對し、白山道保護につき先規法度を遵守すべき旨の請書を差出したる事ありと雖、數度の約定も法度も時々守られざりしもの丶如く、同寺より嚴重なる交涉あり、二三七九(享保四)年九月、自今同林境內の柴刈致すまじき旨の請書を徵せらるゝに至りたり。二四二八(明和五)年九月に至り、勝山淨願寺の居中調停に依り『來丑ノ年より二十五年之間、每歲六月上旬ニ、道幅六尺通宛苅候而、上ら茂御荷物指閊不レ申候樣、木之枝を打、隨分御指障無ニ

御座ニ候様ニ可レ仕候、若シ此末御定之道筋貳拾間通之内者、近年開候畑之儀茂木ヲ立可レ申候、此末開畑者勿論、木一本ニ而茂切取申間敷』との條件を以て調談となりたる事件あり。

大安寺ノ寺山

二五〇三(天保一四)年三月、四至内山境幷虚空藏宮木伐採爭論の濟口證文を作成したる如き、何れも森林保護の周到なる用意に外ならず。

二三一九(萬治二)年、福井藩主松平光通〔註七二・七三〕は、大安寺(坂井郡大安寺村田ノ谷)を再建し、寺領三百石の外に山林一里四方を寄進せり。二三七四(正德四)年三月及二四一一(寶曆元)年三月、藩は制札を立てしめて寺山の伐木・枝おろし・下刈を禁じ、二四五三(寬政五)年八月、該寺は別に山方心得を定めて之が保育に努めたり。

瑞源寺ノ山林

二三三九(延寶七)年十一月、足羽郡小山谷村(社村)の瑞源寺〔註七四〕に對し山林を付し、別製の圖を左券とせしが、地幽邃にして下河原桃林等の十勝を有せり。

加賀國那谷寺ノ松杉柏楓

二三一〇(慶安三)年、江沼郡なる那谷寺(那谷村)の四邊蒼杉翠柏の多きを記し、芭蕉②は同寺に遊びて『奇石さま〴〵に古松植ならべて、萱ふきの小堂、岩の上に造りかけて殊勝の土地也』とたゝへ『石山の石より白し秋の風』とよめり。是より先二三〇四(正保元)年秋、藩主小松黄門(前田利常)③同寺の觀音に詣でし時、供廻りの人々在所の肝煎方に休息せしに、亭主の祖母百八歳なる老媼『我信長様太閤様の御時より于レ今存命仕候、此山々谷々に大材木三抱四抱なる生茂、日蔭も不レ見所也、寺社の廻廊入違有レ之けるを、柴田殿の時分伐取て、小

①伽藍開基記六　②奥の細道　③江沼郡誌

松・大聖寺へ用木薪に成て、皆丸山に成申由』物語致しけりと三壺聞書に見ゆ。爾後保育に努め、樹古く雲深く、特に紅葉ヶ原の如き那谷の紅葉とて人口に膾炙す。

能登國諸寺法住寺ノ禁伐

珠洲郡寶立村春日野なる法住寺④は、弘法大師、高野山より三年も以前に草創せるものと傳へられ、一八五七(建久八)年三月、同寺を以て御祈禱所とし『藪澤是廣、何强狩二阿練谷之鳥獸一、山野已多、豈伐二法住寺之樹木一哉』とて、四至内殺生と共に樹木を伐ることを停止〔註七五〕せしめらる。

永光寺ノ松林

鹿島郡餘喜村大字酒井なる永光寺は、一九七一(應長元)年の草創にして山中松林あり、鬱々として同寺を飾れるが、一九八五(正中二)年五月、開山紹瑾和尚〔註七六〕は『山僧自二去壬子歲一占二此山一、始自愛二山中有一松樹一、來歲々其心與レ絲是深、然者祝聖受戒立花外、不レ可レ折二一枝一、嶺上谷底不レ論二大小一、堅可レ護二惜之一、諸知事頭首大衆合山甲乙諸人、明悉知勿二違犯一、開山塋山有二一偈一、禁二止之一』とて、松樹愛護の偈をつくりて同林を保育せしめたり。

天平寺ノ竹木

鹿島郡越路村石動山なる天平寺は、二二五七(慶長二)年、金澤藩祖前田利家〔註七七〕に至り、笊籬山の衆徒を同山に還住せしめ、壁書を下し、山林亂伐なき様と令して先規の如く山中を守らしめ、二二八五(寬永二)年四月、前田筑前守利光〔註七八〕は、同寺の制法式目中に『山林竹木猥不レ可二伐採一』と規定し、二三三一(寬文一一)年山境〔註七九〕に付同寺と麓村と紛議ありしが落著せず、其後村民等山を伐荒せしを以て、二三五七(元祿一〇)年六月、藩より之を

①大日本寺院總覽

停止せしめ、違犯したる者を追放に處して同寺林の保育に努めしめたり。

二二七五(元和元)年八月、金澤藩は鳳至郡櫛比村なる元諸嶽山總持寺に法度(註八〇)を下し、山林竹木猥不レ可ニ伐取一を一條とせり。同寺にては、二四九一(天保二)年二月、來る八月の開祖五百年の遠忌に際し、下馬並木通より勅使橋への道路修繕及並松植添(註八一)の儀を、同寺役局芳春院より領主前田家に願出でたるが、右並松は五六拾本損木の爲植添を要せるものなり。

總持寺ノ竹木ト並松

二三一五(明暦元)年三月、射水郡高岡なる瑞龍寺①の禁制中『猥剪ニ採竹木一事』を以てせり。

越中國瑞龍寺ノ竹木

二二四九(天正一七)年六月、佐渡奉行は、雜太郡(佐渡郡)竹田村(眞野村内)なる妙宣寺②の制札中に『竹木剪採事、堅令ニ停止一畢』とせり。

佐渡國妙宣寺ノ竹木

二二四三(天正一一)年十一月、與謝郡天之橋立なる智恩院文珠堂③の禁制に『山林竹木伐採事』を規定せり。二三二六(寛文六)年宗祇は『文珠堂④のあたりは松原なり……御堂の前には御灯の松とて一本有り、一の枝に三灯そろふ事まれなり』と記せり。

丹後國智恩院ノ松原

二二七〇(慶長一五)年四月、徳川家康より寺領三千石を給せられ、同時に『山林境内諸役等如ニ近代有來一不レ可レ有ニ相違一者也』(註八二)との朱印を下附されたる名刹大山寺(西伯郡)は、夙に山林の經營に留意し、二二九二(寛永九)年八月制定の年中行事諸法(註八三)中、特に『山中權現者勿論、坊舍近邊山林竹木猥不レ可レ伐、

伯耆國大山寺ノ竹木

①瑞龍寺文書　②佐渡志巻三　③丹後州宮津府志二　④名所方角抄十五巻

但シ堂舍修理修造之時者、役者中以ニ衆徒一可ニ伐用一歟、堂舍修理幷西樂院役目之外、百姓私ニ不レ可レ遣歟』とせしが、二三六五(寛永二)年三月、更めて社頭竝に坊舍近邊の山林竹木を猥に伐採すべからざる旨下知(註八四)せられ、嚴に寺林の保育方を厲行せしめたるものゝ如く、二四七〇(文化七)年七月、半川村(註八五)より、毎春八百本宛の小松を植付くべきにつき、寺林の下草を肥シ草として下附せられたき旨願出でたるあり、同寺にては其後も鋭意山内の植林に腐心し、二四七四(文化一一)年二月に至り、山内植木議定書(註八六)を制定して、近來本坊ヨリ樹木苗料として百目宛山内へ被レ下レ之候ニ付、是迄經□院怠周取計、世話致來候得共、退役已來評議之上、三學頭代順番ニ右銀子請ニ取之一、樹木植等之世話可レ致旨ニ相定候、儀定左之通、

一、早春雪解之節、六役立會之上、三院境内植場致ニ見分一、杉・松之苗等見合、當番學頭代より相求候樣取計可レ申事

一、植場所之儀ニ付、下刈地面相調候儀者、一山役目人夫を以改レ之可レ申歟、尤其谷之堂社寺院内境内ニ屹度相限有レ之場所ハ、其谷其寺より植可レ申歟

一、其谷其寺境内懸りと雖も、間遠き處ハ立合見計を以、一山役目人夫ニ而苗植可レ致歟

一、苗植人夫之儀者、可ニ相成一程ハ致ニ省略一、承仕相遣ヒ可レ申歟、尤下刈地面相調候歟、夫役多分相懸候場所ハ、役目人夫ヲ相用可レ申歟

一、苗成木之上願木之節ハ、右苗植之振合ニ順レ之可レ申事
となし、學頭代として瀧泉院・圓珠院・成就院、年行事として法明院・智藏院・教觀院之に署名したり。

（備考）六役とは三學頭代・三年行事を云ひ、三院とは中門院谷・南光院谷・西明院谷の三院寺院谷、毎十四箇院を以て組織す。六役は一院谷より學頭代一人、年行事一人宛、本山滋賀院御殿より任命す。此六役は山里を支配する世役なり。一山役目とは三院谷各寺院より支出する惣役目人夫を云ひ、承仕とは、三院谷年行事役の許に置きたる小使にして、各寺院惣體の小使なり。

出雲國簸川郡鰐淵寺莊嚴ノ林樾

播磨國諸寺月照寺ノ竹木

雲龍寺ノ竹木

尚同寺内禪林・禪智兩寺往來道下なる杉木植付料の内を以て植付（註八七）けたる眞如院・法明院裏通北、觀行院門前下より明靜院新屋敷道下、普明院古屋敷竝圓珠院境内より南竝に西明豆腐屋之間及本覺院境内南之大乘院古屋敷等の杉の樹は、何れも其寺々にて勝手に處分すべからざる旨、二四八七（文政一〇）年九月之を定めたり。

出雲國簸川郡鰐淵村別所なる鰐淵寺は、延曆寺最初の末寺にして、二四三六（安永五）年二月『山林竹木は寺院之莊嚴なる故、猥ニ不レ可ニ伐採一之旨毎度被ニ仰付一候之處』云々（註八八）と達せられ、①現今境域七町八段餘歩、四峯圍繞し林樾蒼欝たり。

明石郡明石町（明石市）なる②月照寺は、一四七一（弘仁二）年弘法大師の造營せるものにして、二二四一（天正九）年、豐臣秀吉、高三拾石を寄進し、境内山林竹木諸役を免ぜり。

美囊郡三木町なる③雲龍寺は、一六一八（天德二）年、僧慈惠の草創せるもの、二二四五（天正一三）

①②③大日本寺院總覽

圓教寺ノ老杉

飾磨郡曾左村書寫なる①圓教寺は、一六二六（康保三）年の創建にして、花山天皇の勅願所たり、境内二拾町三段餘歩、一の石磴を登れば老杉欝蒼たる間に巨堂巍々たり。

來迎寺ノ楓櫻

加東郡市場村太郎太夫なる②來迎寺は、一八五〇（建久元）年創建せられ、二二四〇（天正八）年一度兵火に罹りしを後再建せるものなり、境内に辨天池あり、周圍に楓と櫻とを多く植ゑて風致を添へ、又俗に善阿彌松と稱し繁茂せる松あり。

太山寺ノ竹木

二〇二四（正平一九）年三月、明石郡門前村（伊川谷村）なる③太山寺の禁制中『不レ可レ伐ニ採寺内山林竹木一事』竝に『於ニ寺内山内一不レ可レ致ニ狩獵一事』として、禁伐と共に狩獵をも行はしめざることゝせり。

常光寺ノ竹木

加古郡神野村なる④常光寺は、二一六四―八〇（永正）年代、白旗山城主赤松義村の創建せるものにして、後姫路城主池田輝政、寺田二拾石及山林數町歩を寄進し、德川家光亦寺領若干石と山林竹木諸役免除の朱印を下せり。

常觀寺ノ松林

加古郡八幡村宗佐なる⑤常觀寺は、二一八四（天永四）年二月創建、後柏原天皇、開山龍幢明雯の德を嘉し、松林一町六段餘歩を下賜せられたりといふ。

龍門寺ノ老松

揖保郡網干町濱田なる⑥龍門寺は、二三二一（寬文元）年領主京極高豐の創建に係り、境内二町

④⑤⑥大日本寺院總覽　十八略要頁華

一段歩、寺門南に面し老松之を圍み、門前苅谷街道の左側に、開山廣濟手植の松並木あり、俗に片根の松と稱し、一方畠中に根を張らず作物の害をなすことなかりしと云ふ。

美作國諸寺木山寺ノ山林

久米郡吉岡村定宗なる木山寺は、文武(一三五七―六七)の朝、役小角の開創、一三六一(大寶元)年伽藍成れるもの、其後變遷を經て一七七〇(天永元)年領主森氏寺領五百石、山林百七拾一町餘を寄進せり、現今境域一町五段餘歩、聖天堂の傍に逆木櫻の址あり。

誕生寺ノ老杉

久米郡稻岡南村北庄里方の誕生寺は、法然上人誕生の地として、一八五三(建久四)年熊谷蓮生坊創立、一二三八(天正六)年、日蓮宗徒の爲に堂宇破壞せられしが後修營せらる、境内廣く老杉蓊鬱として夏尚寒きを思はしむ、練木銀杏樹・二藤(フヂ)の椋(ムク)の名木あり。

備中國藥師院ノ竹木

二四四三(天明三)年五月、御室仁和寺の末寺なる上房郡原村藥師院(註八九)に對し、本山仁和寺より同院の門前に竹木伐採禁止等の制札を建つることを命じたるに付、同院より之を領主の役人に申出でたる處、領主側にては恁る先例なきの故を以て之を差止め、同院より當時の寺社奉行井上河内守に對し、之が裁斷を仰ぎたる事實あり。

周防國國分寺ノ老杉松

佐波郡防府町なる國分寺は、一三八九―四〇八(天平)年代、勅により創建せられ、往時は境内頗る廣く、老杉古松繁茂し、又有名なる老楠ありて風致を添へしが、二五二一―四(文久―元治)年の頃之を斧鉞に附せり、維新の際廢寺となる。

紀伊國諸寺金剛峯寺ノ老金松檜杉

中古一四七六(弘仁七)年六月、僧空海、嵯峨天皇に上表(註九〇)して『山高則雲雨潤レ物、水

①②③大日本寺院總覽

積則魚龍產化、是故者閣峻嶺、能仁之迹不レ休、孤岸奇峰、觀世之蹤相續、尋二其所由一、地勢自爾、又有二臺嶺五寺禪客比肩、天山一院定侶連レ袂、是則國之寶、民之梁也』とて『深山平地尤宜二修禪一』となし、紀州伊都郡の南なる高野山の平原幽地を下賜せられんことを請ひ、同年七月允許(註九一)せらるゝや、爾來荒藪を芟除して金剛峰寺を創建し、植樹によりて幽邃莊嚴の聖地たらしめんことを企畫し、一山の僧徒亦宗祖の志を紹ぎて樹林育成に努め、山林(註九二)を內山と外山とに分ち、山掛二名(山林一切の事務を統理し山方以下を指揮監督す、之を老分と稱す)山方四名(山林事務を分掌す之を中﨟と稱す)留守居堂守山男(常に山林を巡視して濫伐盜伐等を監視す)を置きて監理に當らしめ、其統制頗る見るべきものあり。卽ち一六七二―六(長和)年代、祈願上人(註九三)の時、需要の用材倍々多くして山林爲に荒廢するを憂へ、香煙を斷ちて專ら闔山の植樹に黽勉し、現在の字五本松・字又の尾・字兒ケ瀧及字十五の尾等へ檜を植栽したるが、之を同山植樹の嚆矢とし、降つて一七四一(永保元)年、京極師實登攀の際、同山永遠維持の爲に現在の字觀音辻・字兒ケ瀧に檜竝に金松(高野槇)を下種し、一七六八―七二(天仁―天永)年の交には、最禪隱岐上人大に植樹の道を講じて字內子谷川・字地藏の辻及轆轤峠等に苗植し、一七八六―九〇(大治)年代覺法親王住禪の砌、字大瀧辻竝に桶谷等へ杉・檜及金松を挿植し、一八四五―九(文治)年代、檢校理賢植樹に熱心して、字北嶽・字杉の尾・字辨天下・字袈裟掛石・字捻石及字護摩壇等に檜・松及金松を苗植し、一八六七―七〇(承元)

年代貞曉上人は、鎌倉二位禪尼の投施により字千本槇等へ植樹し、一八七九―八一（承久）年代覺基上人は、後鳥羽上皇より上人位に叙せられたる天恩奉謝の爲、字奥之院・字天狗嶽等へ檜・杉・樅・栂・松及金松の數種を實植し、一九二四―三四（文永）年代檢校兼助も植樹に熱中して、字鉢伏の尾・字笙之尾・字北嶽等に下種し、二〇五四―八七（應永）年代には寶性院宥快、字雪生・字金時橋等に播種したり。爾來時々栽植したる事實亦歷然たるものあり。而して其山林育成に關する法度としては、近世二二六一（慶長六）年五月、德川家康〔註九四〕の直判を以て『衆徒行人諸公事任二往古之掟一可レ爲二格別一事、衆徒方領內之人足竹木可レ爲二一職進退一、但山上山下之諸伽藍造營之時は、二萬千石之人足等分二出之一可二召仕一事、靑巖寺之儀は依レ爲二公儀之寺一、修造之材木竝薪等此中如二有來一、惣山之中雖レ爲二何之山林一可二伐採一事』と定められ、二二七三（慶長一八）年三月、衆徒中院主坊〔註九五〕は『院中內山・野山共、從二往古一衆徒方之爲、山處々衆中へ無理恣ニ被二伐取一事不（無カ）レ謂儀候、以來分別可レ然候』として谷上院中行人方へ遣せり。二三二〇（萬治三）年七月、其前年來紛擾を重ねたる學侶方と行人方との爭論〔註九六〕に對し、井上河內守・板倉阿波守列座の上『山林之儀、外山之分は、如二前々一五山各薪等可レ伐二採之一、內山之儀は、修造竝無レ據子細有レ之節は、衆徒行人雙方より奉行人出レ之可レ伐レ之、山之仕置は、如二先規一可レ爲二役人方支配一事』と裁決して伐採に付制限を附し、二三四七（貞享四）年十月、幕府より惣山林は檢校の支配〔註九七・九八〕たるべきことゝ達せられ、二三七四（正德四）年十月山林諸法度〔註九九〕を定めて、『六木（杉・欅・檜・榧・楠・松）停木ノコト、福木之儀ハ、外山ニ而六木之外可二伐取一候、但長五尺元口五寸ニ不レ可レ過候叓、門松ハ不レ可レ過二長一間半一候叓。附內山停止ノ事、樹木之儀ハ、內山停止、外山ニ而可レ取候事。附長三尺定之叓、但し物隱レ候樹木ハ、堂守以二了簡一可レ有二差圖一候叓。檜抹香之葉、先年御定之事、但堂守へ相斷、堂守之差圖ニ而枯木之葉袋俵持來候而取可レ申事。附リ靑葉停止ノ事、莊嚴ニ付杉葉・檜葉、堂守以二見分一差圖ニ而遣可レ申叓。何山ニ而も火を燒せ申間敷事。靑巖寺男共內山荒し候由、向後於二內山一六木・柴共令二停止一候叓。押木ハ其方寄之堂守所ニ預リ置、年預坊へ注文差出シ可レ申叓。櫛木上方へ出シ候儀令二停止一候叓。鍛冶炭・燒炭下シ候儀右同斷之事』の如き細目にも亙り、二四〇六（延享三）年十一月、木盜人の仕置〔註一〇〇〕を定め、二四五四（寬政六）年三月、奥院竝惣山林に杉・櫻・松等諸苗の寄進植〔註一〇一〕を始め、其名前帳を調製して爾後の植付を記入せり。二四六二（享和二）年二月には『松・樅之立枯倒木薪ニ出定』〔註一〇二〕までを制定して、大に山林の保護を圖り、二四六五（文化二）年には『院々仲間共於二外山一薪伐取之儀者、御條目ニ外山之分ハ、如二前々一五院各々薪等可二伐取一與被二成下一候上者異儀無レ之事』〔註一〇三〕と定め、尙西院谷にては檜・槇・杉・樅・松・梅（栂カ）・栗の七木、餘院內にては栗を除ける制木は枝葉枯葉と雖一切伐取るまじく、雜木にても紅葉・櫻は景木の事なれば言ふに及ばず、其他にても尺廻り以上は伐木を禁じ、二四

七一（文化八）年〔註一〇四〕には『所々之山々多々伐荒、殊ニ女人堂ゟ者杉木植候と號悉く伐拂、眞然山者槇を植と號多く剪荒、殊更兩者別而往還筋諸國之參詣人之見分も不レ宜』とて濫伐を戒めたり。尚年代不明なるも、同寺の禁①止條目中に『禁レ植ニ有レ利竹木一』の一條を記せるは、頗る注意に値すべきものなるべし。

根來寺ノ山林

二二五六―七四（慶長）年代、那賀郡根來山の②根來寺に對し、時の大守淺野左京大夫幸長は、四至牓示を正し、山林濫伐を制止すべきを令せり。

阿波國諸寺泰龍寺ノ山林

近古一九〇五（寛元三）年三月、那賀郡加茂村なる泰龍寺（一本には大龍寺又は太龍寺と記せり）〔註一〇五〕は、一天歸依の靈場なれば、樹木を伐らば其罪重しとし、後嵯峨院の勅判を以て堅く之を禁制せられ、一九三六（建治二）年三月、後宇多院〔註一〇六〕の御宇にも『舍心山泰龍寺山林竝殺生制法之麦、可レ守ニ往古ニ者也』と宣せられたり。蓋し勅禁あるは稀有のことに屬せり。

大聖寺ノ竹木

二二四五（天正一三）年七月、德島藩は、名西郡高磯村（高志村内）大聖寺寺内の竹木切取を禁制〔註一〇七〕とせり。

篫藏寺ノ竹木

二二五三（文祿二）年四月、美馬郡なる篫藏寺〔註一〇八〕の禁令中『當山において、他所之ものむさと入こみに材木きる儀堅令ニ停止ニ之條、所之者としてせいたう（制道）可レ仕之事、竹の子竝ひねたけ一本もき（伐）るへからす、是又堅可ニ相留一之事、桑の木竝ニ茶之木是又きるへからさる事』とせり。

①②紀伊名所圖繪

持明院ノ植木植竹

二二五四（文祿三）年三月、德島藩は持明院（德島市大瀧山）の定條々中『當寺往來之諸人、うへ（植）木うへ（植）竹に少も手指不レ可レ有レ之事』〔註一〇九〕とし、二二六八（慶長一三）年八月『恩山寺堂地（勝浦郡小松島町）竝山林一町四方之儀、長令ニ寄附一之者也』〔註一一〇〕と達し、二二六九（慶長一四）年八月及二三〇一（寛永一八）年二月には、鶴林寺山（勝浦郡生比奈村）に於て杉・檜其他竹木を伐採すべからず〔註一一一〕と定め、二二九八（寛永一五）年三月觀音寺（名東郡國府町）〔註一一二〕、翌年二月中田村豐林寺（勝浦郡小松島町）〔註一一三〕の山林竹木伐採を禁じ、二三〇一（寛永一八）年三月、名西郡左右内村（下分上山村内）なる燒山寺〔註一一四〕境内、東は横道より上、南は横道切、西はくつぬき限、北は横道より上の竹木伐採を嚴禁し、二三〇九（慶安二）年十二月、重ねて之を制止〔註一一五〕せり。

恩山寺ノ山林

鶴林寺ノ杉檜

觀音寺ノ竹木

豐林寺ノ竹木

燒山寺ノ竹木

光仙寺ノ山林

清水寺ノ山林

二三一二（承應元）年二月〔註一一六〕、德島藩は國府町觀音寺（名東郡）及富田光仙寺（德島市）・佐古清水寺（德島市）に對し、山林眞木は伐採すべからず、枝おろし下刈等は寺用に任すべし、但し草は家中馬糧として遣はす旨を達し、二三七一（正德元）年五月、同藩寺社方は、大原村（那賀郡長生村）桂國寺山林の儀〔註一一七〕に付『山荒見物惡敷不ニ罷成一樣』制道すべき旨申渡せるが、二四八八（文政一一）年九月、美馬郡脇町の庄屋〔註一一八〕より、同郡岩倉山（岩倉村）大瀧寺境内は『峯方八丁ハ宮免ニ相立チ、夫ヨリ麓谷迄寺飾ニ而都而百姓小請ニ爲レ仕御座候』と書上げ、別に年代不明なるも、寺澤越中守より勝浦郡丈六寺（多家良村）に對し、寺之廻木伐捕（ママ）候

桂國寺ノ山林

大瀧寺ノ寺飾リ

丈六寺ノ寺廻木

慈雲院ノ竹木

段堅可レ爲二停止一旨の折紙〔註一一九〕あり、又藩主蜂須賀家政より同郡慈雲院に對し、山林の竹木伐採すべからざる旨の折紙〔註一二〇〕を下せり。

伊豫國諸寺觀音寺ノ山林

二〇〇四（康永三）年十一月、溫泉郡興居島村觀音寺は『寺の山林ニおいてみだりに一草一木もきるべからず、おそらくばこれがらんはいゑのもとい也』〔註一二一〕とし、明かに寺飾り風致の意を表はせり。島内桃樹多く花時の風景比なしと稱せらる。①

善應寺ノ山林

二〇九四（永享六）年十一月、風早郡善應寺（溫泉郡河野村）の山林に於て狩獵を禁じ、二二四七

龍潭寺ノ竹木

（天正一五）年七月、宇和郡（東宇和郡）魚成村龍潭寺③の條々中、山林竹木伐採を停止せり。

土佐國諸寺金色院ノ山林

二〇〇六（貞和二）年九月、長岡郡五臺山村なる五臺山金色院の制禁〔註一二二〕中『亂二入四至内一、或伐二山林一、或臻二狩獵殺生等一』を戒め、二一二八（應仁二）年閏十月『伐二取山林竹木一事』の禁を確かにせり。

超願寺見入ノ植杉

二三五一（元祿四）年四月、高知藩は、甲浦（安藝郡甲浦町）の超願寺より、破損修繕の爲め寺の植杉及松材木少々下附を願出でたるに對し『寺之植杉伐候てハ見入も惡敷可レ有レ之』〔註一二三〕とて、礎之磯にて代木を下附せり。

豐前國高座石寺ノ楓

田川郡香春町なる高座石寺④は、香春神社の宮寺にして僧傳敎の創搬に係り、爾來幾多の變遷ありしが、寺境清淨、池水に臨み所々に楓樹ありて『千峯楓葉偏誇レ霜』の吟あり。

豐後國禹王塔ノ櫻

二四五二（寬政四）年二月、臼杵藩は、禹王塔境内に櫻植付方〔註一二四〕を山奉行に命ぜり。

①大日本寺院總覽　②善應寺緣起　③宇和郡舊記、利　④大日本寺院總覽

肥後國諸寺永國寺ノ寺山了清院ノ寄附山

二四五六（寬政八）年正月、人吉藩は領内の永國寺（球磨郡一勝地村）〔註一二五〕に對し、寺山一箇所（間數千六百六拾四間廻り）を與へ、同年又了清院〔註一二六〕に對し、御寄附山一箇所（間數二百二拾五間廻り）を與へたるが、何れも山内の竹木、見透しにならざる分を伐取るは勝手たるべきも、杉・檜材木杣取の節は、必ず勘定所の見分を受くべき旨差圖せり。

國照寺ノ櫻柳松

天草郡志岐村なる國照寺①は、二三〇四（正保元）年創立せられ、境内に櫻・藤・柳・松及躑躅等の諸樹木を植ゑ、大に境内の風致を添へ、國内屈指の名藍となれり。

日向國天長寺ノ老松

都城なる天長寺〔註一二七〕は、二一九八（天文七）年八月、島津讃岐守忠相の建立せるもの、此地千尺の老松群立し、松籟耳を洗ふが如かりしを以て松林山成就院と稱せりと云ふ。

註一【公事場竝寺社方與力等御定書之寫】○石川縣河北郡笠谷村新田義雄氏

註二【公事場竝寺社方與力等御定書之寫】○石川縣能美郡金野村石黒勝治氏

註三【寬文三御改替記】○東京市山内侯爵邸

註四【頸城郡志稿案】○高田市高田圖書館

註五【御家被仰出】○盛岡市南部伯爵別邸

註六【山林方緊要拔萃】○仙臺市伊達伯爵邸

註七【寺院制法】○德島縣廳

註八【憲敎類典四ノ十三】○内閣文庫

註九【泉涌寺文書】○東京帝國大學史料編纂所

註一〇【敎令類纂初集九十一】○内閣文庫

①大日本寺院總覽

註一一【靴寺領性質研究資料】○鳥取市

註一二【常徳院殿大相国公贈従二十四【東京市史外篇】○三重縣上野町々立圖書館

註一三【宗国史外篇】○三重縣上野町々立圖書館

『 南発置村多門院領仕置之事

（中略）

一、発置寺ハ一方ニ而之儀難＝而人領を付、常々眼を付、申乙ニ人込不ハ申候様＝、先　和泉守様拝候山寺＝候間、常々眼を付、申乙ニ人込不ハ申候様＝、先　和泉守様拝

（中略）

一、発置寺ハ一方ニ而之儀難＝而人領を付、常々眼を付、申乙ニ人込不ハ申候様＝、先　和泉守様拝候山寺＝候間、常々眼を付、申乙ニ人込不ハ申候様＝、先　和泉守様拝

候様＝申付候、右之外抔主共抔高之田地十五石余ハ申候様＝、先　和泉守様拝

ら先年之儀ニ候間、山林竹木ハ不及申、下草ニ至迄、境内外共ニ厳重ニ制禁之事

打續キ有レ之ヤウニ一向願ヒナリ、又植ユル時ヨリ外ニ年中ニハ三度モ四度モ見分シテ介保養育ヲ指加ヘ、念ニ念ヲ入テ植置事ナリ、惣門ノ方ノ麓ヨリ他領ノ堺ヲ限リ、鷹取ノ峠七面山ノ方ノ堺ヲ限リニ山下リ三分モ四分モ半腹迄モ檜木ハカリノ植込ニシ、其下通リ谷合背通リニハ杉或ハ鹽子樫津賀弱檜等一所一所ニ植置ヤウニ願ヒナリ、今迄有來杉檜ハ其儘立置、松ハ大木ハ少々殘シ置クトモ雜木或ハ植木ノ障ヲハ皆倒シ拂除テ植ヘタキモノナリ、又奥ノ院ノ山ニモブナナントカ云フ用木ニモナラヌ雜木夥ク見ユルナリ、東照宮ノ杉山ノ續キニ檜木ヲ植ヘテ有ヲ見レハ、中中土地相應トミヘテ殊ノ外心能ク生長スルヤウニ見ユル間、雜木ヲ倒シ檜杉ヲ澤山植置度キモノナリ、又追分ヨリ奥ノ院道ノ南表ノ山モ皆雜木ト見ユル間、檜・杉・鹽子・樅・津賀・弱檜等何程モ植置度キモノナリ、又追分登坂ノ杉山ト東照宮ノ杉山ハ、殊ノ外見分宜ク參詣ノ者モ風聽アルヘケレトモ、纔ノ杉山ニテ中々所用ニ立ツホドノ事ハ不レ可レ有、又近鄕近村ヨリ寄特ノ志アル者、其檜杉等ノ苗年々少々宛運ヒ諸堂ノ近邊ヘ植置キ、山役ノ者ノ世話ニテ所々大木ノ間ニハサミ植ヘマゼテ雖レ有レ之、折節介保養育手入無レ之シテハ、用事幷目ニ立ホドノ事ハ有ルヘカラス、向後數萬ノ植込ヲ企テ初テハ、年々植ヘ時見巡リヲ三度、一年ニ四度ノ世話ハ高祖大士ヘノ御奉公ナレハ、可レ勤筈ノ役儀ト思ヒ、乍二面倒一乍二辛勞一巡ル時ハ人夫一兩輩モ召連、或ハ枯損ノ植ヘ更、又ハ雪倒レカ又ハ猪鹿猿ナトノ損失ヲ吟味シテ、二十年モ三十年モ無二退轉一相續シテ介保手入ノ世話ヲナシ、志念勇猛ニ勵ムナラバ、結構ナル身延山園林寶樹ト成テ、誠ノ宗門ノ大山天下ノ奇觀ナルヘシ、三十年バカリモ已前ニ鎌倉ヨリ身延ヘ檜苗一萬本十五年ノ間運ブ者アリ、其名ヲ善信ト云發信者ナリ、是則鷹取山ノ裸カ山ナルヲ見テ一萬本植置カバ十分一付テモ千本ハ殘ルベシ、御威光ニテ此寸志ヲ助ケテ段々ト跡續ノ者アルベシ、若シ爾ラバ五十年百年ノ内ニハ結構ナル鷹取山ニナルベシト始メ置キシ事ハ、手前鎌倉ニ居シ時ノ事故能々知ル事ナリ、其檜何レナリモ今聢ト知ル者ナシ、運ヒ畢リ植納シ結願ノ時ハ三十五代竟師ノ時ナリ、竟師ヨリ御褒美トシテ遠路檜苗萬萬運ブ奇特ノ脇書有ル御本尊頂戴ニテ手前モ拜見セシナリ、山高故不レ貴以レ有レ木爲レ貴、異荆逆木雜木ハ多ク繁リテモ山地ヲ狹メ費ス計ニテハ不レ可二貴ム一、良材ハ萬事ニ用ル德勝レテ是ヲ貴シトスルコトナリ、何卒何卒後代一向希奉レ賴事ハ、指次ノ貫主ヲ初メ老僧當番諸役僧脇座末々惣衆徒中惣門前中惣シテ山中ノ眞俗不レ殘異體同心ニ强盛ノ信心ヲ以テ、高祖大士ヘ知恩報恩ノ大功ヲ立ツ樣ニ、後々植木手傳無二退轉一志念勇猛ノ働勵願入事也、若シ此大願望無二相違一時ハ、末末百年二百年立ツハ夢ノ如クナリ、打續年々不退ニ植木ノ介保養育山中ニ無二斷絶一後々段々見事ニナリ、我此土安穩天人常充滿園林諸堂閣種々寶莊嚴眞ノ靈山事ノ寂光眼前ニシテ、高祖ノ御威光モ日々ニ增シ身延繁昌宗門廣布無レ疑天下ノ歸依四海ノ渴仰不レ斜、永代伽藍ノ用木他所ヨリ求ムルニ及バズ、車力無二世話一伽藍莊嚴見分ヨク諸參詣ノ信ヲ益シ公所ノ聞ヘモ宜シカルベシ、第一檜苗澤山、第二杉、其次樫鹽子弱檜津賀樅桐榧蘭唐松唐杉等右有合相應ニ代物ニテ可レ求、若シ志シニテ寄進アラハ望ミニ任スベシ、勸ムル事ハ不レ可レ有レ之、來年ノ苗ハ今年ヨリ誂ヘ置クヘシ、隨分付クヤウニ代出ヲシテ此方ヘ痛ノナキヤウニシテ取ルヘシ、植人夫大勢ハ惡シシ、三四人カ五人ニハ不レ可レ過、奉行ハ山役一人加役當番ニテモ外ノ院内ノ僧ニテモ可レ然、植時ハ勿論介保見巡リ時モ右ノ如ク少人數ニテ念ヲ入ルヽコト肝心ナリ、人夫ハ扶持ヲ可レ與、一年ニ一返通リハ門前ヲ役ニテ可レ使、足ラズハ賴ンテ可レ使、又他村ヲモ可レ賴、又木苗代ハ參詣ノ者ニ方丈ニテ勸テトルヘシ、一二三錢ホト宛輕ク十錢以已ハ回向祈禱ノアルヤウニ可レ着レ帳、洗米ニテモ可レ遣、鷹取山ヲ初メトシ惣シテ山中植込ニナル木苗ノ代ナリ、又竹藪竹林少キ故所用ニ不足ナリ、年中夥シク大竹ノ入用アルニ皆買調ヘテ遣フ故失墜多シ、何ニ程モ竹藪ノ場所多キニ古來ヨリ其勘辨ナク捨ヲキ課ス事笑止ナリ、上ノ山ノ内ニ場所能キ處ヲ二ケ所モ三ケ所モ大竹ノ種ヲ植置キ、竹ノ子時分ニハ油斷ナク番ヲ付ルヤウニシテ、餘ノ雜木逆木何ニテモ障リニナルモノヲハ拂ヒ除テ、竹計リ介保養育シテ氣ヲ付ケ段々ト倍增スルヤウニスヘシ、大小ノ桶類塀垣等足代種々用事ニ大竹少クテ不レ叶事ナリ、惣シテ本院ノ内外竹木諸職人ノ遣フホトノ物ハ勿論、山中惣體ノヤウニ見分モニ能クキヽ實貞ナル志ノ有ル信心深キ勘者ヲ置度モノナリ、尉司役山役普請方有トイヘモ末ヘ長ク永々ノ山ノ爲メ迄ハ中々勘辨アルヘカラス。

註四四　【淺野叢事記】　○蔵手縣上閉伊郡遠野町旅老久氏

註四五　【篤湯案卻二】　○盛岡市盛岡圖書館

註四六　【寛用記錄書】　○蔵手縣上閉伊郡遠野町宮本要次郎氏

註四七　【木木由緒記】　○青森縣下北郡圓通寺

註四八　【午恐書付を以奉願上候事】　○同上

註四九　【木木由緒記】　○同上

註五〇　【圓通寺文書】　○同上

註五一　【縄狄】　○同上

註五二　【寛政九年巳閏七月十三日願書下書】　○同上

註五三　【一札之事】　○同上

註五四　【遣讃文】　○同上

註五五　【遣讃三年日記】　○弘前市津輕伯爵別邸

註五六　【寛永七年日記】　○弘前市津輕伯爵別邸

註五七　【寛永八年日記】　○同上

註五八　【正德三年日記】　○同上

註五九　【享保十七年日記】　○同上

註六〇　【古記六冬第三】　○弘前市新町岩見常三郎氏

註六一　【小野若狹守御用留書】　○弘前市鰐宮町小野善成氏

註六二　【正德四年日記】　○津輕伯爵別邸

註六三　【正德四年日記】　○津輕伯爵別邸

第三　鳳至的林系　一　鳳至林

註一　【身延山古文書】　○同上

註二　【惠運院古文書】　○山梨縣相川村惠運院

註三　【山梨縣中巨摩郡古澤村天澤寺山門側標識】　○同上

註四　【慈眼大師御誓願】　○滋賀縣延暦寺

註五　【山林法度】　○同上

註六　【令類纂初集】　○內閣文庫

註七　【近江國坂本】　○同上

註八　【善光寺研究】　○鋼著

註九　【令類纂初集九十二】　○內閣文庫

註一〇　【令類纂初集四ノ十三】　○內閣文庫

註一一　【令類纂初集四ノ十三】　○同上

註一二　【令類纂初集八十九】　○同上

註一三　【令類纂初集四ノ十三】　○同上

註一四　【令類纂初集八十九】　○同上

註一五　【令類纂初集八十九】　○同上

註一六　【令類纂初集八十九】　○同上

註一七　【令類纂初集八十九】　○同上

註一八　【令類纂初集八十九】　○同上

註一九　【山梨縣中巨摩郡古澤村天澤寺山門側標識】　○同上

註二〇　【惠運院古文書】　○山梨縣相川村惠運院

註二一　【令類纂初集四ノ十三】　○內閣文庫

註二二　【慈眼大師御誓願】　○滋賀縣延暦寺

註二三　【山林法度】　○同上

註二四　【令類纂初集八十九】　○內閣文庫

註二五　【近江國坂本】　○同上

註二六　【善光寺研究】　○鋼著

註二七　【令類纂初集九十二】　○內閣文庫

註二八　【古記六冬第三】　○弘前市新町岩見常三郎氏

註二九　【小野若狹守御用留書】　○弘前市鰐宮町小野善成氏

註三〇　【正德四年日記】　○津輕伯爵別邸

註三一　【正德四年日記】　○津輕伯爵別邸

第三　鳳至的林系　一　鳳至林

註六四　【享保五年日記】　○同上

註六五　【岩見文書公用留帳】　○岩見常三郎氏

註六六　【伊藤文書】　○山形縣西田川郡上郷村伊藤小右衛門氏

註六七　【永平寺文書】　○福井縣永平寺

『　越前永平寺

一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一、伐㆓採山林竹木㆒事

一、放火事

右條々堅令㆓停止㆒訖、若違犯之輩者速可㆑處㆓嚴科㆒者也、仍下知如㆑件

天正三年九月　日　信長（書判）

彈正忠　』

註六八・六九・七〇・七一　【永平寺文書】　○同上

註七二　【片聾記上】　○福井縣廳

註七三　【萬松山雜記・則宗代惣記錄】　○福井縣坂井郡大安寺村大安寺

註七四　【瑞源寺文書】　○福井縣足羽郡社村瑞源寺

註七五　【加越能三州寺社古證文寫】　○東京市前田侯爵邸

註七六　【永光寺文書】　○石川縣鹿島郡餘喜村永光寺

註七七　【伊須流岐樞要記】　○前田侯爵邸

註七八　【加藩慶長以來定書】　○同上

註七九　【石動山論所一件】　○同上

註八〇　【萬治以前御定書】　○同上

註八一　【總持寺開山忌ニ付並木通リ道普請並松植添願ニ付御尋之趣答方一件】　○石川縣羽咋郡穗川村岡部恒氏

註八二　【御代々御朱印寫】　○鳥取縣大山寺

註八三・八四　【御條目竝里坊屋敷御判物寫】　○同上

註八五　【乍恐奉願口上之覺】　○同上

註八六　【山内植木議定書】　○同上

註八七　【覺寫】　○同上

註八八　【記錄五】　○島根縣簸川郡鰐淵村鰐淵寺

註八九　【諸家祕聞集卷二】　○東京市帝國圖書館

註九〇　【性靈集九】　○東京帝國大學史料編纂所

註九一　【弘法大師年譜】　○同上

註九二　【山林沿革史】　○農林省

註九三　【高野山由來記】　○和歌山縣高野山金剛峯寺

註九四　【教令類纂初八十九集】　○内閣文庫

註九五　【高野山文書】　○金剛峯寺

註九六　【教令類纂初九十集】　○内閣文庫

註九七　【教令類纂初九十二集】　○同上

註九八　【常憲院贈大相國公實記卷八】　○同上

註九九【山林諸法度條々】 ○金剛峯寺

註一〇〇【高野山由來記】 ○同上

註一〇一【奥院竝惣山林杉苗植附寄進名前帳寫】 ○同上

註一〇二【松樅之立枯倒木薪ニ出定】 ○同上

註一〇三【惣山林政道捉書】 ○同上

註一〇四【覺書】 ○同上

註一〇五・一〇六【大龍寺緣起竝文書寫】 ○德島縣廳

『一、泰龍寺者、一天歸依之靈場、四海豐饒之寶窟也、然則於ニ彼山ニ殺生云々伐ニ樹木ニ其罪重、況於ニ大悲虛空藏鎭地一種ニ奈落河之業因ニ爲自爲他不レ可レ然、堅可ニ禁制ニ、若於レ有ニ異違之族ニ者、可レ注ニ進其交名ニ焉。

寬元三年三月十一日

御勅判(後嵯峨院)』

註一〇七【板野郡古文書類謄寫】 ○同上

註一〇八【箸藏寺古文書】 ○同上

註一〇九・一一〇・一一一【阿淡年表祕錄一】 ○德島市蜂須賀侯爵別邸

註一一二・一一三【阿淡年表祕錄二】 ○同上

註一一四・一一五【名西郡古文書類調查帳】 ○德島縣廳

註一一六【阿淡年表祕錄三】 ○蜂須賀侯爵別邸

註一一七【御記錄は一】 ○德島地方裁判所

註一一八【文政十一子年九月祖谷山に御出被爲遊候ニ付郡中村々御藏御給知町數物成家數人數竝寺社諸堂竝御船路

川筋瀨淵地名相調帳脇康右衞門控(一)】 ○德島縣美馬郡脇町脇龜太郎氏

註一一九・一二〇【勝浦郡古文書類寫】 ○德島縣廳

註一二一【觀音寺文書寫】 ○編者

註一二二【土州名勝記】 ○高知市山內侯爵別邸

註一二三【元祿四年分覺書】 ○東京市山內侯爵邸

註一二四【寬政年中日記】 ○大分縣臼杵町稻葉子爵別邸

註一二五【御家中諸鄕寺社方山林定法寫】 ○熊本縣人吉町相良子爵別邸

註一二六【寬政八御家中山林】 ○同上

註一二七【莊內地理志】 ○都城市男爵島津久厚氏

ヘ 名所舊跡飾り林

葛野郡松尾村なる嵐山の櫻は、龜山殿造營(一九一九―三四年代)の昔、勅旨[1]に依り吉野山の櫻を移植(一本には一七六七―八三年代鳥羽天皇の御宇植ゑたりとあり)されたるものにして、中古櫻の名所となり、御宇多院の御製に『あらし山これも吉野やうつすらん櫻にかける瀧のしらいと』とあり。山中又楓樹多く、秋の紅葉と共に一嶺の樹木鬱蒼たり、春花秋葉共に賞するの勝地たることは擧ぐるを俟たず。

山城國名所舊跡嵐山ノ櫻楓

笠置皇居ノ古松

相樂郡の笠置[2]皇居は、一九九一(元弘元)年九月、後醍醐天皇の笠置山に籠り給ひし所にして、彌勒石の上に在り、太平記に『城の北に當りたる巖の數百丈そひへて鳥もかけりがたき所

四會圖所名都遺拾② 一談雜載彙② 重二羽京①

より上りける、二町はかりはとかくして上りつ、其上に一段高き所あり、屏風を立たることくなる岩石かさなりて、古松枝をたれ蒼苔露なめらかなり』とあるは是也。

岩屋寺ノ並木櫻

愛宕郡雲畑村の西南に岩屋寺[1]あり、此地石室岩洞の奇あり、參詣往來の人其中を通るを以て岩屋の稱あり。岩屋山まで十六町の坂路の左右に櫻多く、後奈良院の御時(二一八六—二一七年代)櫻樹八百株を御寄進ありたりと傳ふ。

伏見ノ桃山及松原山

二二五四(文祿三)年、豐臣秀吉の築きたる伏見城も、間もなく二二六〇(慶長五)年九月落城するや、其最高處なる丘上に數千株の桃樹を植ゑて桃山[2]と稱せしが、二四四一—八(天明)年代に至り、桃山は夭々たる艶色洛内外の人目を驚かし、又本丸の地たりし松原山[3]は、古松繁茂し、蓊鬱として天日を蔽ふに至れり。

御室ノ櫻

世に御室[4]の櫻と稱せらるゝ葛野郡花園村字御室仁和寺の境内に在る一群の櫻樹は、二三三三—四三(延寶—天和)年代より既に名所の櫻として知られたるものゝ如く、二三四四—七(貞享)年代『近世寺中多レ櫻、依レ之於レ今御室・清水爲二一雙一』と記せるものあり。

通天橋ノ楓

紀伊郡稻荷山の北なる惠日山東福寺の通天橋[5]は、洛東觀楓の勝地として知られ、橋下左右の崖は悉く楓林なり。尙同寺には以前櫻樹[6]もありしが、明兆殿司の望により將軍足利義持悉く之を伐らしめたりと傳ふ。

高尾山ノ楓

高尾山[7]は、葛野郡梅ケ畑村に在り、神護寺の在る所なり。愛宕山の東麓に位し、清瀧川の上

①拾遺都名所圖會三　②都名所圖會五　③拾遺都名所圖會四　④天然記念物解說
⑤花洛名所圖會八　⑥鹽尻卷一　⑦京羽二重四

流其下を縈り、山中楓樹多く秋色佳麗にして、槇尾・栂尾と共に三尾の名ある勝地なり。

栂尾ノ楓

葛野郡栂尾[1]に楓樹千章あり。水の兩岸を挾み、賴山陽をして『霜楓壓溪疑無水』と感吟せしめたるもの是也、三尾の隨一と稱せらる。

大和國名所舊跡南淵山ノ禁林

南淵山[2]は高市郡高市村細川山上方の山にして、多武峰に接し、天武天皇、一三三七(白鳳五)年勅して、禁二南淵(ミナブチ)山・細川山一竝莫二蒭薪一とあるもの卽是なり。

吉野山ノ千本櫻

本邦最古の櫻の名所吉野山[3][4]は、吉野郡吉野町に在り、所謂一目千本を最も櫻樹の多き所とし、中の千本之に次ぎ、それより上の千本を經て奥の千本に至る約二里の間は、其數多からざるも自ら深山の趣に富み頗る幽邃なり。同山櫻樹創植の年代審ならずと雖、千餘年前に植ゑられしものなることは疑なく、後宇多院(一九三四—四七年代)の御製に『あらし山これも吉野やうつすらん櫻にかゝる瀧のしら糸』とあるを見ても、吉野の櫻が當時既に名聲藉甚たりしを知るべし。而して同山の櫻樹は、古來一切伐採を嚴禁せられたるのみならず、里人藏王權現の祟ありとして、薪の中に其一枝ありとも、之を焚くことを避けたりといはれたり。他方櫻樹の補植を怠らずして、古來の櫻樹繼植中最も著しきは、二二五四(文祿三)年豐臣秀吉の吉野觀櫻に先ち、二二三九(天正七)年大坂平野の鄕士末吉某が一萬本を寄附したることなり。尙同山中の櫻樹の中には、古來名木として知られたるもの尠からず、藏王堂前の關屋の櫻の如きは其一にして、瀧櫻・布引櫻・雲井櫻等も亦古來の名木なり。

①或遊記　②大和名所圖會五　③天然記念物解說　④大日本地名辭書

金峰山ノ松檜

金峰山は、吉野山の高峰にして、吉野町の東南に峙ち、南は大峰に連り、山谷重疊して遙に熊野那智の境に至る。昔時修驗道者の徑行せる所にして夙に其名著はれ、二三五三(元祿六)年、松下見林は『第一靈異、山有二松檜名花軟草一』と記せり。

月ケ瀬ノ梅

添上郡月瀬村の梅林は、名張川の兩岸に亘りて溪山の勝に富み、梅樹の多きことに於て海内無雙なり。二三六一(元祿一四)年に刻されたる二條良基の藏玉和歌集に、春日神社常陸より勸請の時、伊賀より月瀬里に移り、遂に御笠山に垂跡し給ふとあり、其頃より既に名ありしものゝ如きも、二四七八—八九(文政)年代、藤堂家の儒生齋藤拙堂此地に遊びて勝絕を激賞してより、名聲頓に著しきを加へ、二五八二(大正一一)年名勝地と指定せられたり。尾山・桃香野等最も梅樹多し。

春日山ノ竹柏

④春日山(春日神社の所在地にして一般に春日山と稱するも、山の正面は御蓋山にして其南北に春日山・花山、北方に嫩草山(三笠山)あり)の美觀たるナギ(竹柏)林の最も密なる處は、御蓋山西側の中腹以下にして、幅七八町に亙る一帶の純林あり、奈良朝時代珍樹として植ゑられしものが、風土に適せる爲繁殖したるものなるべし。⑤村井道弘は『大明神御影向よりこのかた、かく木ぶかき山となりて、春は花、秋は紅葉、夏は新樹の陰すゞしげに、冬は雪つもるこずゑのすがたまで、朝暮えならぬ景色なり』と讃へたり。

和泉國信太杜

安倍晴明の母といふ狐葛葉の傳說によりて名高き⑥信太森は、泉北郡信太村に在り、往時は森の封境廣大なりしも、二四四九—六〇(寶暦)年代には、廿間許りなる尋常の叢林となり、只林中に在る楠の大樹は、高サ八丈許、周圍五丈、株の太さ五尋ありて、千枝萬柯、遠く望めば深林の如しと云ふ。

攝津國須磨ノ磯馴松

須磨は、夙に磯馴松を以て名あり、頼①山陽の『亂松相映白沙明。隔レ水青山對二晩晴一。』と吟ぜるもの是なり。②須磨寺の寺寶中に辨慶の筆に成れりといふ制札あり『此花江南所無也、一枝於二折盜之輩一者、任二天永紅葉之例一、伐二一枝一可レ剪一指一、壽永三年二月二日』と記せるが、是れ櫻の爲にあらず、梅の爲に建てたるものなるべしとも云ふ。

箕面ノ楓

豐能郡の③箕面山は滿山皆楓なり。齋藤拙堂此處に遊びて『滿山皆楓、爛然として霜に飽き色渥丹の如し、水は岩間に緯錯し時に墜錦有りて波に映じ杳然として流れ去る』と云ひ又『楓盡きて松來り、水窮りて石出づ』と云へるもの能く其眞を描きたり。

遠江國三方原ノ秣叢

三方原は、濱名郡に在り、引佐郡に涉る曠野にして、二二八三(元和九)年九月、幕府の老中④土井大炊頭外七人の連署を以て『みかたが原中、草の儀、相國樣被二仰遣一ごとく、入こみたるべき事、從二前々一有來候林、竝新林之儀、下草は入こみたるべし、但枝をおろし木葉をかき候者は、札錢を可レ出事、草野の事、四壁のきはより三町、田畑のきわ一町より內は、入こみ可レ爲二停止一事、付、原中新田仕立候においては、其きはまで入こみたるべき事』と達せられたり。近世頗る開墾を爲せりと雖尙林叢を遺せり。

①異稱日本傳上　②天然記念物解說　③拙堂梅溪遊記　④天然記念物解說
⑤南都名所集一　⑥和泉名所圖會三

①大日本地名辭書　②滔閑隨筆上　③齋藤拙堂遊記　④甲陽軍鑑

秋葉山ノ古杉

周智郡犬居町に屬する秋葉山は、天龍川の東岸に位し、山上に在る秋葉神社は、鎭火の靈として名高く、山上樹木今尙森々たり。[1]『秋葉山中一町々々にしるしの塚あり、杉の木立宮のつくり、江戸王子の社邊に似たる所あり』とせるものあり。

駿河國三保ノ松原

[2]林道春の『在二駿河國有度郡一、有度濱北有二富士山一、南有二大洋海一、久能山嶮二於西一、清見關田子浦在二其前一、松林蒼翠、不レ知二其幾千株一也、殆非二凡境一』といへるもの卽ち三保の松原にして、又某氏の『美[3]髣髴東數町有二老松一株一、是爲二羽衣松一、卽諸曲所レ載、天女曝二羽衣松枝一、漁夫伯梁獲レ之是也、松下有レ碑、享和二年、故府尹牧成傑所レ樹、徧洲皆松林』と記せる古松羽衣松の跡には、今羽衣神社あり。

富士山ノ樹海

[4]名山富士の中腹は、原始の大森林を以て被はれ、殊に北面する甲斐國南都留・西八代兩郡方面にては、精進湖畔なる靑木が原の所謂樹海より山頂に向つて壯大なる森林連續し、富士の一大景觀をなせるが、樹種の主なるものはツガ(栂)なり。靑木が原に續きて大室山濶葉樹林・弓射塚針葉濶葉樹林・奧庭御庭針葉樹林上部に連亙し、各異なる林相をなして廣大なる富士原始林を形成せり。

甲斐國身延山ノ古杉老檜

東海道吉原驛より甲州の身[5]延山へ登る道すがら眼界に入る甲州の諸山は、何れも禿兀たる裸山か、或は樹有るも森薄く見え透き居れるに、獨り身延山のみは深邃にして、數百歲の老樹枝を交へて黑み渡れり。是れ寺飾りの項に詳記せる如く、伐木禁制賽植等の賚にして、

①鸚旅漫錄上　②甲子夜話二　②本朝神社考卷五　③大日本地名辭書、駿河小誌　④天然記念物解說

制札は今も尙山中處々に殘れりと云ふ。就中赤澤・大城・相俣の三山は、古來諸堂造營料地として他の柚人の入るを禁じ、幾百年の古杉老檜亭々として聳え、祖師日蓮の法燈を傳ふる深山となれり。

相摸國鎌倉山ノ老松

鎌倉の往昔、全盛の日を憶ふに、萬葉集相摸歌に『たき木こる可麻久良山のこたる木を松となかいはゝこひつゝやあらむ』とあり、又一八八三(貞應二)年海[1]道記に『此所の景趣は海あり山あり、水木たよりあり』とありて、鎌倉山の松は往古より著はれたるが、澤[2]庵和尙は此地を過りて『山路十里許行て、山高き所をたゝちに切通したるみちを入ぬれは鎌倉山をみる、峰一そびへたり、これに竝て松のしげみ、是そ誠の千年の松、萬代の鶴岡と覺ふ』と記せり。

武藏國名所舊跡飛鳥山ノ櫻

東京市瀧野川區の飛鳥山は、數萬步を超えたる芝生の丘山にして、春花秋草夏凉冬雪眺めあるの勝地なるが、一九八一―三(元享)年代、[3]豐島左衞門飛鳥祠(祭神事代主命)を移してより始めて飛鳥山と呼ばれ(飛鳥祠は二二八四―三〇三(寬永)年代王子權現造營の時權現の社頭に移鎭せらる)二三九七(元文二)年九月、將軍德[4]川吉宗の時、江戶城吹上苑の櫻苗を同山に移植し、同年閏十一月鳴鳳卿の選せる碑石を建てたり。年を越えて花木林を爲し、二三九九(元文四)年春、[5]冷泉前大納言爲久關東下向の折、同山の若木の櫻を人より贈られて賞美したる事あり。二四四二(天明二)年七月、幕[6]府は觸書を以て、飛鳥山櫻の植足と保護方とを申渡せり。

①大日本地名辭書、新記　②澤庵和尙鎌倉記　②江戶名所圖會五　④泰平年表四
⑤江戶名所圖會五　⑥御觸書新一冊

小金井ノ櫻

小金井は、二三三〇(寛文一〇)年五月、北多摩郡小平村より武藏野村に至る玉川上水道の狹きにより其緣岸を三間掘擴め、兩岸に堤を築き樹木を植ゑしめ、徒目付兩人其事の奉行を命ぜられたるものなりしが、二三九六―四〇〇(元文)年代、武藏野新田世話役川崎平右衞門が、幕府の許可を得て櫻を植樹し、後世屢々補植され、現在の樹數千四百餘本を算し、武藏平野に於る山櫻の一大集植たり。地味櫻に適するの故を以て、盛に成木し、樹形の壯大なること遙に吉野山の櫻を凌ぐと稱せらる。就中日の出櫻・入日の櫻・三吉野櫻・富士見櫻等名木の名あり。

(備考)　一說に『承應年間多摩郡ニ水路ヲ開キ玉川ノ水ヲ江戸城ニ引キ且沿道ノ田圃ニ灌漑ス、享保元文ノ頃、櫻ハ水毒ヲ解ス效アリトテ郡司川崎平右衞門定孝、數千ノ櫻苗ヲ大和吉野・常陸ノ櫻川ヨリ求メテ小金井橋ノ上下兩岸數里ノ間ニ植ウ、其後年經テ嘉永二年ノ春、時ノ縣令大熊某櫻樹ノ枯死スルモノ多キヲ惜ミ田無村里正半兵衞ト謀リ、其衰ヘタルモノニハ肥料ヲ施シ、枯死シタル跡ニハ更ニ苗木ヲ植ヱ、一層其美觀ヲ增スニ至レリ』と云ふもあり。

熊谷堤ノ櫻

熊谷市の西南荒川沿岸延長十八町に亙る一帶の堤防に在る熊谷堤の櫻樹は、二五四三(明治一六)年初めて植栽せられたるものにして、爾來度々繼植せられ、現在にては九百餘株の多きに達せり。同所の石上寺には往時熊谷櫻と稱する名櫻ありし事、增補忍名所圖會(天保六年洞李香齋著)に見ゆるも、今は其痕跡を留めず。

荒川堤ノ櫻

二五四五(明治一八)年、南足立郡江北村荒川堤の修理成るや、翌年村長清水謙吾の主唱によつて植付けらる、所謂荒川堤の櫻(一に江北の櫻ともいふ)なり。沼田に起りて北端は埼玉縣境なる鹿濱に至り、延長約三拾一町に亙る櫻並木を成し、里櫻の珍種を殆ど網羅して四拾餘種五百餘株に及べり。

常陸國櫻川ノ櫻

西茨城郡東那珂村大字磯部神社境內櫻川の櫻は、吉野山の櫻に次ぐ本邦の古き櫻の名所にして、謠曲にも其名を謠はれたり。櫻は神社に達する長八町・幅二間半の馬場の兩側に栽ゑられ、殊に中部の廣場には大樹あり、二三七六―九五(享保)年代、江戸の飛鳥山にも此地の櫻を移植したりと云ふ。二五〇三(天保一四)年磯部祠畔に碑を建てたるが、其文中に『櫻川、在二筑波山北六里一發二源於欽柄山一西流數里、至二磯部村一兩岸櫻樹、數百千株、因名焉、昔紀貫之詠二和歌一揚二其名于王庭一、于レ今蓋九百有餘年矣』とあり。

近江國石山ノ八重櫻

月にて名高き石山には、二三九〇(享保一五)年頃、祖師堂の前に奈良の都の八重櫻を移植したりといふ八重櫻あり。拾遺集に『うしろめたいかて歸らん山櫻あかぬ匂ひを風にまかせて』とあるは是なり。

手向山ノ丹楓

滋賀郡手向山(逢坂山)の楓樹は、草冢碑の南に在り、南都手向山の丹楓を移植したるものと傳へ、木蔭に手向山楓と鐫りたる標石ありて、二四四一―八(天明)年代既に名所として認められたり。

美濃國養老瀧ノ松櫻

養老郡養老村白石山中の養老瀧は、謠曲と孝子の傳說とに於て其名海內に知られたるが、或は雄略天皇の御代、或は建長の頃より、既に著はれたりとする者あり。二二六七(慶長一

①筑波山名跡志　②和漢三才圖繪六六　③④近江國輿地誌略七　⑤拾遺都名所圖會一卷　⑥甲子夜話

②大日本老樹名木誌　③④⑤天然記念物解說

二)年秋、高須の領主徳永法印が、養老寺の前に植ゑたる一株の松、今尚存して徳永松と呼ばれ、千歳樓邊には櫻樹多し。[1]『道いとさかしく、行くに随つて目なれぬ草木、あやしき巌、そこかしこに立ちつらなり、山のたゝすまひ、水の流れ、世に似すいさきよく、瀧のひゝき松風に和して遠く聞え、そゝろ心もすみわたり、覺えす仙境に入るか如し』と記せるものあり。

信濃國木曾ノ五木林

磐城國勿來關ノ櫻

名峽木曾の山林は、木曾氏累代の領分なりしも、二二三三―五一(天正)年代の末葉木曾氏移封せられ、大坂役後、幕臣山村甚兵衛木曾の代官となり、二二七五―八三(元和)年代同地が尾張藩に歸屬せし後も、甚兵衛を代官たらしむると故の如く、二三六四―七〇(寶永)年代一度其世職を解かれ後復職せられしが、尾張の家士市川甚左衞門專ら山林監守を司り、爾來樹木の生育に力を盡し、斧鉞時を以て入れ、毎年山中の造材素木五千駄を年貢木と稱して代官に給與せる鎌倉以來の舊制を廢し、更めて巢山留山五木(檜・槻・榀・槇・明檜)の禁を設け、一意森林の保護と育成とに任じたる結果、木曾の山是より倍々美觀を呈するに至り、方今三拾萬餘町歩の面積を算へ、帝室御料の中、有數の森林たり。

常陸と磐城との國境に在る山上の午頭天王は、素盞嗚尊を祀れるものなりと言傳へ、後人山下を關きて關門と爲せしが、高七丈餘・長三拾四間・濶三間餘に及び、其下を名古曾坂と唱へ、當時は櫻樹多かりしも爾後全く枯槁したるを以て、二二二一―三二(寛文)年代岩城

[1]大日本地名辭書　[2]美濃奇觀下　[3]大日本地名辭書　[4]奥羽觀蹟聞老志・寛政重修諸家譜

陸前國末松山ノ都松

松島ノ千株松

藩主内藤左京亮義泰(又賴長)奥州菊多郡を領せし時、更に百餘株の櫻樹を植栽せりと云ふ。

一四一七―二四(天平寶字)年頃、[1]都の松を多く移し植ゑたりと傳へらるゝ末松山は、古今集陸奥歌にも現はれ、坤元儀には『末の松山・中の松山・本の松山と三重あり、中の松山は多賀城のあたりにて廣瀬川のわたりまてを都路と名づく、末の松山ははなばの山の尾にて沖の井のわたりなり、此のはては松か浦島なるへし』とあり。又『[2]八幡村中有レ寺、曰二末松山鄰障寺一、寺林有二高丘一、丘上有二青松數十株一、是往昔舊地(中略)能因法師歌枕、有二本・中・末三松之說一、或曰、以二岩切一爲二本松一、以二八幡一爲二末松一』といへるもの是なりとせり。

夙に本邦三景の一に擧げらるゝ松島は、山と海と樹とを以て配合の妙を盡し、二二七〇(慶長一五)年一月、覺範禪師(註一)は『夫松島者、日本第一之佳境也、四園皆山也、山間皆海也、水光瀲灩、疑是大湖三萬六千頃、山色清淨者、望則波心七十二峰、海中數百之島嶼、山畔許多之人家、奇石怪松、茂林修竹、其風景也可レ愛可レ樂、寔天下靈地也』と記せるを見ても、其一班を窺知し得べきが、慈覺開山の時、座禪堂に千株の松(註二)を栽ゑて法鎭の標となせしのみならず、二二九七(寛永一四)年、九十九世雲居祖翁の瑞巌寺に住するや、福聚山の徑を開き檜杉を栽ゑて、林壑倍々幽邃を添ふるに至れり。

(備考)　二四四四(天明四)年、[3]立松東蒙は『此の島々の松皆赤色にして、枝皆下に垂れ作れる松のことし、故に其景色艶美にして猛からず(中略)余既に天下をめくり盡して、名勝の地至らざる所もなきに、實に此の松島の風景に比すべ

[1]倭訓栞前編　[2]奥羽觀蹟聞老志　[3]東遊記後編

きもの又他所に見る事なし、此の庭に一生をもへたき心ちすれど、千里外の旅の身さてあるべきにあらねば、親しき人に別るゝ心地して寺を下り、又松島にかへり、松島より陸地をへて鹽竈の杉坂に歸る』云々と記せり。

陸前陸中兩國仙臺領ノ名所舊跡

二四二三(寶曆一三)年、仙臺藩にては、領内在々名所古跡神社佛閣等を景題御調(註三)の地と定め『伐盡之儀は勿論、見透等不レ出よふ取扱専用たるべし、無レ願伐方致候分は過料御定之通被二召上一』旨達したるが、右御調の地中名所古跡として指定せられたる青木立の箇所左の如し。

名取郡川上村
一今熊野權現社地
右は小社に候共古跡の由申出る
同郡南長谷村
一深山權現社地
右は社地に相立候青木千貫松と稱し候由申出る
同郡岩沼郷
一二木の松
同郡前田村
一老女宮通
伊具郡小田村
一斗倉山
同郡藤田村
一愛宕堂庭松二本
宮城郡八幡村
一末の松山の松　○前掲分
同郡留谷村
一紅葉山
同郡鹽竈村
一籬島
同郡高城松島村
一雄島五大堂其外島々共に
一花輪の松
一葉山
一鎭守山
一かせか崎より鹽竈村迄海上見付
一藥師山
一金華山
一馬の背島
一牧山
一日和山
一江浦草橋邊の松杉
一田東山
一駒ヶ嶽
一五葉山
一水上山
一長老坂
一大澤　○以上前掲分
一生艸島

同郡赤沼村
桃生郡深谷宮戸里濱
牡鹿郡鮎川濱
同郡小竹濱
同郡湊村
同郡門脇村
栗原郡三迫平形村
本吉郡歌津村
膽澤郡上伊澤西根村
氣仙郡上有住村
同郡高田村

羽前國御花山ノ松

東村山郡楯山村大字青野字花山の御①花山古墳は、地積七町餘歩に亙り、二五七五(大正四)年迄は全山悉く松樹を以て覆はれしが、其後畑地となりて古墳の原形を存するもの尠しと雖、該御花山の松は、最上義光朝鮮役凱旋の際、肥前唐津の赤松の種子を齎して播きたるものなりといひ、亦舊跡の一たるを失はず。

加賀國實盛塚ノ松

江沼郡篠原村字笹原新に實盛塚あり、②一八四三(壽永二)年五月の戰に壯烈なる最期を遂げ

①山形縣史蹟名勝天然記念物調査　②石川縣江沼郡誌

たる齋藤實盛の遺屍を葬れる所にして、二〇七四(應永二一)年三月、五十四世遊行上人が同地を行脚せる際、實盛の亡靈出現し、上人の回向によりて妄執を晴せりとの言傳へあり、以後代々の遊行北陸巡錫の途、必ず立寄りて念佛供養するを例とすと云ふ。墳上欝蒼たる一株の松ありて樹幹四方に伸張し、樹下に石碑を建てたり。

倶利伽羅峠古戰場ノ綠林

倶利伽羅峠は、河北郡礪波山中に在り、木曾義仲の敗戰を以て名高き所にして、平家物語等にも其名屢々現はる。[1]倶利伽羅戰當時、埴生の南八町なる蓮沼村神社附近の宮林、松永村道林寺の舊地なる柳原、矢立山を降る山路の南なる木原、石動停車場附近なる上野等の附近は、大なる森林斷續して散在し、眞に北陸道の要隘たるに恥ぢざりしものゝ如し『津幡[2]

龍宮院遺跡ノ竹林

竹の橋など過て倶利伽羅に登り、不動堂の前を過ぎぬ、巖巃々として高く峙ち、道廻り廻りていと細し、千尋の谷寂々として底深く、越の海北を廻りて浪の音高くして、鳴神の驚かすが如く、巖も崩るばかり響きて、玉鉾の道も動きゆるぎて嶮し事言葉にも言盡しがたし、老木の松の梢高く蔭重なりて、一鳥鳴かざる景色、綠林白波の心遣ひ誰かなからざらん』とは、嘗て此古戰場を弔へる人の記述なり。

丹後國天ノ橋立ノ松

日本三景の一と稱せらるゝ天の橋立は、與謝郡宮津灣(舊名與謝の海と云ふ)の西側なる凸洲二三二五(寛文五)年、大聖寺藩主は、江沼郡山代町なる龍宮院の遺跡に竹林[3]を作り、大藪小藪と稱し、歩卒二名をして之を守らしめたりと云ふ。

①倶利伽羅戰史講演錄　②こし地紀行　③石川縣江沼郡誌

出雲國龍頭瀧ノ景木

安藝國柈濱ノ松

嚴島ノ樹林

狀の長き沙嘴にして、沙上連立せる松樹を以て覆はる。[1]失名氏の『大崎長二千二百廿九丈・廣九丈二尺の出崎あり、是を天の橋立といふ。橋立之圖に云ふ、天の橋立は、伊弉諾尊・伊弉冊尊天の浮橋に立ち給ふより其名を得たり、與謝の海にある長洲なり、卅六町あり、土人浮島といへるは浮橋をあやまるなるべし、松樹並木のやうに連なれり、碧海中央六里の松と作りて詩人六里松と稱す』といへるもの是にて、植樹創始の年代等に就ては種々の說あれども、何れも後世の一想たるに過ぎず、萬葉・古今の兩集に此地の吟詠なく、村上朝以後に多きを見れば、其三景としての起りは尙近世の事なるべし。[2]貝原益軒は此地に遊びて『松おほし、甚だうるはし』といひ、[3]齋藤拙堂は長詩を賦して『何若神設與鬼造。天然布置匠心工』といへり。

二五一五(安政二)年七月、松江藩は、飯石郡松笠村龍頭瀧〔註四〕附近の大杉を、出雲大社造營用材として伐採の議を起すや、瀧景木なるの故を以て鐵師田部某より異議を申出づ。

安藝郡倉橋島村なる桂[4]濱の松原は、一三九六(天平八)年六月聖武天皇の御宇、大石蓑麿が勅を奉じて新羅に渡るの途次此地に宿り『我かいのちなかとの島の小松原いく世をへてかかむさひわたる』との歌を詠じたる舊跡にして、往時長門島と稱せられたり。目通周圍一丈餘・樹高拾五六間以上の老松拾八本、今尙二町餘の間に散在せり。

嚴島は、廣島灣の西南、佐伯郡の陸岸に沿へる海島にして、日本三景の一と稱せらる。一

①年中行事大成　②益軒全集一西北紀行上　③大日本地名辭書　④大日本老樹名木誌

八四三（壽永二）年、①西行法師は『嚴島の社の後は山深く茂り、前は海、左は野、右は松原なり、東の野の方に清水きよく流れたり』といひ、二三五七（元祿一〇）年小②島某は『めくり七里、東西北の三方、地を相さる事、遠きは四五里、ちかきは一里ばかりなり、南の方は、はるかに伊豫の二名のしま、つくしの海までも見ゆ、山そびえ、江めぐり、くま〳〵まで松おひしげり、うらうらの名所、岡谷の舊地百にあまれり』と記せり。嚴島の風致亦樹林に負ふ所大なるは言ふまでもなし。③吉田重房は其紀行に『宮島は千軒といひなし、町の中に鹿猿見ゆ、山の樹木は日に千本伐るとも、日に千本生ぜしめんとの神の誓ありとか』と記せり。

紀伊國那智瀧ノ櫻

文覺上人の荒行を以て名高き④那智瀧は、東牟婁郡那智山に在り。瀑布數多ありて四拾八所と號し、其大なるは一之瀧にして、高八拾四丈幅三間に及ぶ。源平盛衰記に『去ニシ寛和ノ比（一六四五―六年）、花山法皇ノ行キ給ヒニケル所トテ、時頼入道教ヘタテマツリケレハ、瀧本ヘ下リ給ヒテ其舊跡ヲ拜スレハ、今ハ御庵室モ霧ニ朽チテ其跡ナシ、庭上ニ若草繁クシテ垣根ニ蔦マトヘリ、昔ノ遺ヲ忍ヘトヤ千代ノ形見ニ引キ植エサセ給ヒケル老木ノ櫻計リコソ、折リ知リガホニ咲キニケレ』とあるもの卽ち當時の舊跡なり。⑤花山院の御製に『木の下を栖家とすれはおのつから花みる人になりぬへきかな』とあるを見ても、當時山上瀑

①撰集抄四　②嚴島道芝記　③筑紫紀行　④名勝地誌　⑤山家集

讃岐國寒霞溪ノ松楓

豐前國大貞八幡宮ノ老樹

寒霞溪の在る小豆郡星城山は小豆島の高峰にして『澗水琤々として青松巖頭に生じ、其際にあるは盡く楓樹なり』と記せるものあり。

②大貞八幡の名勝は、下毛郡大幡村大貞に在り。八幡宮は宇佐宮に亞ぐ舊社にして、仁明天皇一四九四―五〇七（承和）年代の建立にかゝるといはれ、社西に靈池あり（鷰池寶池又三角池と稱す）池の四堤には老樹枝を交へて陰然之を覆ひ、櫻馬場・翁道・勅使道・相生の松等勝地舊跡甚だ多し。

小嵐山ノ松櫻

企救郡の小嵐山〔註五〕は古城の一部にして、一二六二（慶長七）年春、時の領主細川忠興が家臣佐野兵馬をして、京都なる嵐山の櫻を移し植ゑしめ、禁伐の制札をも建てしが、里人の伐荒せるもの尠からずと雖、今尚松の間に竝立ちて一小名所を成せり。

宇佐八幡ノ木立

宇佐宮を以て知られたる宇佐郡宇佐町なる社地の附近は、一二三四一―三（天和）年代北村季吟は『③山城の男山の景色に異らず、長山四方に廻りて松風心すごく、旅猿のこゑ殊に哀なる所なり、山のそびえるすがた、木の生ひたる有樣、偏に補陀落山かと疑はる』といへり。

英彦山ノ松櫻

田川郡彦山村なる英彦山は、宮飾りの項にも記述せしが、同國第一の高山にして、頂上は三峯に分れ、中央を高千穗の峯といひ、英彦山神社鎭座せり。『銅華表の內左の方はらに浮殿と云殿有、同し方角道より程隔りて松山あり、此所に坦平なる百疊の岩上、これを花見臺と名つけ（中略）並木の櫻を栽わたしたり』〔註六〕と記せる者ありし如く、山は高山植物に

①柳北紀行　②中津歷史　③撰集抄四

筑前國箱崎ノ松原

富み、山中霧深く鎖し、老松簇立して神祕の靈境たる思ひあらしむ。

箱崎は、箱崎宮の在る所にして、糟屋郡に在り。該松林を千代の松原といひ、飛砂防止の森林なるも、一面舊跡の風致林たるべきものなり。古傳に『神功皇后八幡大神をうませ給ひし時、胞衣を箱にをさめて之を香椎の西なる海邊にをさめ、其上に松をうゑさせて標とし給ふ、後に其の所を名付けて筥崎と云ふ、その松はたねをうゑつたへて今に御社の前にあり、筥崎の宮しるしの松是れなり』といひ、又『古戒定惠の箱を埋めるゆゑ箱崎といへり、其の箱のしるしに松をうゑたり』といひ、或は又『緣故云、昔白幡四流、赤幡四流、自レ空降下、於二其處一栽レ松爲レ表、故有二八幡之號一』ともいへど、松を栽ゑたる一事に至ては諸說一致せり。二三四八―六三(元祿)年代、貝原篤信は『凡此の御宮所は、世にすくれめでたき佳境なり、神殿は乾に向へり、四方に松林鬱々として高くそびえ、其の廣き事他邦に類なし、故に十里松と名づく。朝鮮人のかける海東諸國記には、白沙三十里松樹林をなすとかけり。古歌に千代の松原とよめるは卽此の所なり(中略)すへて此の浦の景色人の心をうごかし、眼をおどろかすはかりにてかたるに詞なし』と激賞せり。

岡ノ松原

遠賀郡内浦鄕なる岡の松原は、原村より黒山村迄長一里の松原にして、横四五町或は二三町あり、神功皇后御手づから一本を植ゑ給ひしより生そひて松原を成すと傳へらる。

二二六一―三(慶長六―八)年、加藤清正が經營三年を費して築きたる熊本城は、二五三七(明治一〇)年西南の役に際して、城屋櫓樓悉く灰燼に歸し、唯三の天守と稱せられたる宇土櫓を剩せしに過ぎず。此城櫓は二二六〇(慶長五)年、清正が宇土城主小西行長と戰ひ、戰捷記念として移したるものにして、現に第六師團司令部の在る所なり。城内の各所に濠溝を設け、古樹鬱蒼として水に臨める壯觀は、漫ろに行人をして清正の偉業を追懷せしむるに足るものあり。

肥後國熊本城址ノ老樹

薩摩國吹上ノ浦松

日置郡なる吹上濱[1]は、後章飛砂防止林の項にも記述せるが、諸國に多き吹上濱、卽ち海風荒く遠淺の濱に白砂を吹上ぐる地の一にして『其海元より限なき大洋にて風荒ければ、白砂のうづ高く吹上げ、又是れを吹きちらすゆゑに、其の砂の高低さだまらず、殊に濱長く數十里を一目に望む潔白の海上にて、白砂一點の塵もなく』風景無雙なりと稱せられ、此間に生立てる松原は、眞に風光を添るものなり。彼の地に名高き古歌に『吹上の松は眞砂に埋もれて老木なからの小松原かな』とあるは、能く其景を現はせり。

以上各節に亙りて記述せるもの、外江戸時代以前に於て、各地に施設せる大小雜多の風致林は枚擧するに暇あらず、明治維新後に於ても、大に大社舊寺等の風致維持に努め、二五四二(明治一五)年、太政官布達により禁伐林として存置せるもの、大半は風致に屬し、二五五七(明治三〇)年森林法の制定せらるゝや、漸次風致保安林に編入せられ、二五七七(大正六)年に於ては、箇所七、五四九箇所、面積二三、六六四町餘歩に及べり。而して二五九一(昭和六)

①八幡宮本紀附錄十四 ②古事記傳三十 ③名所方角抄 ④二十二社注式 ⑤本朝神社考中ノ三 ⑥八代集抄、拾遺集十 ⑦筑前國續風土記十八 ⑧江海風帆草 ⑨九州の山水

①諸國奇談、西遊記續篇一

年に至りては、箇所一〇、七八五箇所、面積三一、九九五町餘歩に上り、之を十年以前に比すれば、箇所三、〇二九箇所、面積三、七〇五町餘歩を增加せるの趨勢に在り。

一面國は、二五七五(大正四)年以來、國有林内に保護林を設定し、其中名所舊跡風致の維持助長等の目的を以てせるもの尠からざるが、同林は二五九〇(昭和五)年に至り、凡そ次の如き狀況①②を示せり。

名所舊跡の保存助長を目的とする保護林

綻ケ關保護林　綻ケ關保護林は、面積四拾六町餘歩、二五七六(大正五)年設定、靑森秋田兩縣の境界なる矢立峠を通過する者の、先づ其視界に入り、實に翠綠鬱蒼として沿道の風致を飾るのみならず、沿線の頽雪防止土砂扞止にも頗る必要なるを以て、禁伐林として保護せらるゝもの也。

産母保護林　産母保護林は、宮崎縣宮崎郡檍村大字江田に在る丘陵地にして、面積二拾八町餘歩、二五七八(大正七)年設定、壯老の黑松生育す、附近一帶は檍ケ原と稱し、八百萬の神々が聚り給ひし所なりと傳へられ、神代の遺跡傳說尠からず、維新迄は幕府領として保存し來りし名勝舊跡にして、産母神社の尊嚴と風致維持との爲設定せるものなり。

高取山保護林　高取山保護林は、面積六拾四町餘歩、二五八一(大正一〇)年設定、大和國高市・吉野兩郡界なる高取山の舊城址を繞りて一團の森林を爲し、針濶混淆の準原生林、樹齡百數拾年に達し、史蹟保存・勝景維持・學術考證等の爲保護林とせらる。

①國有保護林概觀　②國有林ニ於ケル保護林一覽

高良山保護林　高良山保護林は、福岡縣三井郡御井町に在り、面積八拾四町餘歩、二五八二(大正一一)年設定、高良神社の名所舊跡竝尊嚴風致を維持せんが爲設定せるものにして、マツノキ・クスノキ・カシノキ等の針濶混淆林を形成す。

風致保持を目的とする國有保護林

嵐山保護林　嵐山の風景を包める京都の嵐山保護林は、二五七五(大正四)年設定、面積六拾町歩に過ぎざるも、東山の翠、加茂川の淸と共に延曆奠都以來一千百餘年の帝京の矜たり。從來保安林に編入せられたるまゝ天然に放置せられたる結果、櫻・楓は赤松・雜木等に壓せられ、年年其數を減少するのみならず、赤松林も亦鬱閉漸く破れ、林相を損しつゝあるを以て、保護林を設定せられ、爾來櫻・楓・山吹・躑躅・萩等の觀賞植物及扁柏・山檜・山桃等の植栽を爲し、永く嵐峽の風景美を保存するの途を講ずることゝなれり。

東山保護林　京都の東山保護林は、面積二百七拾二町餘歩、二五七五(大正四)年設定、東山の主要部に屬し、數多の古跡名勝を包藏せるを以て、既に風致保安林に編入せられたりしも、次で復た之を保護林に指定し、遊覽道路の開鑿・觀賞樹の植栽・道標木柵の設置等行樂地に供する施設を爲せり。

本妙寺山保護林　本妙寺山保護林は、面積百六町餘歩、同年設定、熊本市外本妙寺山に在り、林地は天然生松樹の欝蒼たる樹冠を以て掩はれ、熊本市の風致上缺く可らざる森林なりとせらる。

十和田保護林

十和田保護林は、面積實に七千四百六拾五町餘歩に亙り、二五七六（大正五）年設定、青森・秋田兩縣界に跨れる十和田湖畔一帶の地域に在り、林相は概ね老齡の濶葉樹林にして、殆ど原生林に近し、湖心に突出して十和田景勝地の中心を爲せる、中山半島百餘町歩の區域は、夙に風致保安林に編入せられたりしが、更に溪川一帶の地域を禁伐林として風致の保持助長に資せしめ、其他の地域に在りては、長遠なる輪伐齡に依りて擇伐作業を採ることとせり。別に溫泉澤流域に於て、保護林に準ずべきもの三百六拾一町餘歩ありと云ふ。

戸隱山保護林

戸隱山保護林は、長野縣上水内郡に在り、面積千七百四拾八町餘歩、二五七八（大正七）年設定、大部分は山棄中の不毛地帶に屬すれども、其一部に於て森林植物帶上溫帶乃至寒帶林の林相變化を見るに足り、學術上の參考に資すべきものなり、高山植物中には小蘗科トガクシシャウマ最も珍とせらる。

北向山保護林

北向山保護林は、面積八拾二町餘歩、二五七八（大正七）年設定、阿蘇の外輪山にして、少許の杉・檜を交ふるも殆ど濶葉樹を以て掩はれ、晩秋紅葉の美に至りては積翠の爽に勝るものありとせらる。

面河山保護林

面河山保護林は、面積三拾町餘歩、二五七九（大正八）年設定、景勝地の愛媛縣上浮穴郡柚川村なる面河山にブナ天然林の保護林八町餘歩あり。風致助長を目的とせり。此他に小田深山に

尾瀨沼保護林

岩代・上野の國境なる尾瀨沼保護林は、群馬縣利根郡須賀川村に在り、面積八百四拾町餘歩、二五八〇（大正九）年設定、湖面に向て白檜・米栂・唐檜・白樺の原生林を現出し、林内多數の高山植物を包藏して風致保持を要するものとせり。

行縢保護林

宮崎縣東臼杵郡南方村大字南方字行縢なる行縢保護林は、面積八拾六町餘歩、同年設定、行縢神社附近の風致維持を目的として設定せられたるものにて、南向せる山岳林をなし、カシノキ類サクラ・モミヂ等の濶葉樹及杉・樅の大木混生し、又一部には赤松散生せり。

恐山保護林

恐山保護林は、青森縣下北郡大畑村字曾利湖畔に在り、面積二千二百三町餘歩、二五八三（大正一二）年設定、羅漢柏・雜木の原生林にして、恐山の風致保持のみならず、學術考證の用ありとせらる。

妙義山保護林

妙義山保護林は、群馬縣北甘樂郡妙義町に在り、二五八三（大正一二）年設定、面積二百五拾三町餘歩、一の景勝地たるを失はず。

貝倉神社保護林

貝倉神社保護林は、青森縣東津輕郡奥内村内眞部に在り、面積一二五八七（昭和二）年設定の貝倉神社保護林は、青森縣東津輕郡中里村袴腰山の金比羅神社保護林、面積九段二畝歩も亦同樣なり。段三畝歩に過ぎざるも、風致保存の爲必要なる保護林とせらる。

宮野澤保護林

同年設定の同縣北津輕郡中里村袴腰山の金比羅神社保護林、面積九段二畝歩も亦同樣なり。

八幡平保護林

同年設定の秋田縣鹿角郡宮川村熊澤なる燒山・土所掛・八幡平の保護林面積六百四拾二町餘歩、巖手縣二戸郡田山村に屬する同保護林三百拾八町餘歩も風致保持の爲なり。

霧島保護林

霧島保護林は、宮崎縣西諸縣郡小林町及高原村に一千六百七拾三町餘歩（大正十一年、同十

四年、昭和七年の三度に設定)同縣同郡飯野村及加久藤村に七百七拾四町餘歩(大正十四年設定)同縣北諸縣郡西嶽村に七百三拾七町餘歩(昭和四年設定)鹿兒島縣姶良郡牧園村、東襲山村及栗野町に亙りて一千三百七拾八町餘歩(大正五年、同八年の兩度に設定)の四箇所合計四千五百六拾三町餘歩を算し、高千穗峰及韓國嶽を盟主とする霧島火山群一帶の風致維持助長、暖溫垂直的林相の推移觀察、公衆享樂を目的とす。而して霧島の一帶は火山、池沼、溫泉、溪流に植相の變化千差萬別、加ふるに霧島神宮其他の神社に圍まれ、皇祖發祥の靈場なり。

斯くして國有の風致保護林は一八、八九九町餘歩に達せり。

註一　【貞山公治家記錄二十二】　○仙臺市伊達伯爵邸

註二　【松島諸勝記】　○宮城縣宮城郡松島町瑞巖寺

註三　【山林方緊要拔萃下】　○伊達伯爵邸

註四　【鐵方御用留】　○島根縣飯石郡吉田村田邊長右衞門氏

註五　【豐前國きく郡誌上】　○福岡縣築上郡上城井村二階堂健氏

註六　【豐前誌田河郡部三】　○同上

要約　之を要するに、風致林は、中古に入り、支那・朝鮮等との交通頻繁となり、我が國威を諸外國に示す爲、山嶽就中帝都附近を樹林に覆はしむるの必要を覺り、國飾り林を見るに至りたるものにて、其後時代の推移と共に漸次消長し、近世江戸時代に入りては、鎖國主義を採りて諸外國との交通を禁止し、諸侯の分權定まるや、本林の意義に變化を生じ、外國に對してよりは寧ろ國內の各藩相互の領分飾りとなすに至り、明治維新版籍奉還と共に、一時各領域に於る本林の必要も無きに至れる趨勢なりしが、現代更に外國との交通一層頻繁を加へ、本林の復興を要望せるのみならず、將來日本國を飾る森林の起るべき曙光なきにあらず。次で所飾り林を發生し、京師に柳・櫻の紅綠を彩したるを始めとし、封建時代稍發達して、領內に於る鄕村・宿場等を飾る爲、所謂在所柄・家柄見かけ惡からざらしむるやう諸木を植付け或は保護せしめたり、明治維新後多少閑却せらるゝ所ありしも、市制町村制の實施以來再興の氣運を促進せるが如し。宮飾り林は、神社の社頭飾り或は神威の增進上發生し、爾來漸次各地方に行はれたり。名所舊跡飾り林亦發生し、當時は固より其名無く、後世に至り名所舊跡と稱せるものにして、時代の發展と共に本林の增加を見、寺飾り林は寺院の造營せられし以來發生し、特に神社の衰退期に於ては一層本林の增加を見しものゝ如く、戰國時代に於ても上下の信仰を維持して益々盛大となり、就中山地の寺院は、一面に軍事的要素を併せたるもの多く、自然要害林を兼ねたる寺飾り林の擴張せられたる觀あり、明治維新の際本林の多くは、宮飾り林と共に概して上地せしめられ國有に歸したるが、現代に於ては本林は、要害上の意義を全く喪失したりと雖、寺院風致の爲に必要とせらるゝこと往昔に異らずと云ふ。近古城飾り林を發生し、近世城郭の造營

に伴ひ發達し、特に封建制度の確立したる江戸時代に於ては、武門の矜りは一に城郭にありとし、之が威と美とを發揮する爲、城の背景又は前景として樹林の栽植に力を注ぐことゝなり、大小の城郭に於て多少本林を見ざるはなく、實に城飾り林の最盛を極めたるも、明治維新後廢城と共に本林も漸次消滅し、現代に於ては舊城址たる兵營・公園等に、僅に其面影を遺すに過ぎざることゝなれり。而して以上各風致林中、寺飾り林最多く、宮飾り林・名所舊跡飾り林之に次ぎ、續きて城飾り林・所飾り林にして、國飾り林最少かりしが如し。樹種は、杉・扁柏・松・樅・栂・水松の外椎・樫・楠・櫻・欅・槻・楓・栗・楢・桂・柳・竹等にして、多くは植付によりて成立せしめ、一般に禁伐とし、入林・火入を制し、若し之を犯さば科金・科米・所拂・重きは斬罪・磔刑等に處せり。風倒木・朽損木は伐採して之を用材に供し、下枝・下草は多くは地元へ下附するを例とせり。

章四　衞生的林系

衞生に關する林系としては、庭園林・生簀・屋敷林・日除樹・公園林・公衆衞生林・湯林を擧ぐるを得べし。而して庭園林は、上古垂仁朝既に其徴ありて、推古朝、林泉型を生じ、中古園池司を置かれ、爾來發達し、生簀は庭園等に附屬すべきものなるが、上古垣内・宿の簀等ありて、中古築垣を禁ぜられしより益々行はるゝに至り、屋敷林は中古に尠からず、大同の革新に際しても公收を免れ、日除樹・公園林及公衆衞生林は、近世の事に屬し、湯林亦近世起れる如きも尚研究を要すべきものたり。

（備考）衞生は養生又攝生とも稱せられ、健康を保つ爲、衣食住に注意して身體を大切にまもるの意なり、我國に於ては、古來衞生の事なきにあらずと雖、其最も行はるゝに至りしは、近世貝原益軒・松本良順等の著ありて以來なりとせる者あり。

一 庭園林

名稱 庭園は、林泉・築山山水・假山水等と云ひ、或は園池・園苑・後園・園生・園・前栽・壺・坪等とも云へることありと雖、現代に於ては一般に庭園と通稱するを以て、庭園内の森林も、之を庭園林と名附くることゝせり。

（備考）庭はニハ（邇波）園はソノ（曾乃）にして字義同一ならず、又漢語にも庭園なる熟字なしと雖、我國の現代に於ては庭園なる一の慣用語となれり。

意義 庭園は、概して家屋の周圍就中客室・書齋又は居間の前面等に於て、天然の眞景又は名勝を縮寫し、或は理想的景色を造らんとする目的を以て、山を築き、池を穿ち、巖石を配し、草木を植ゑ、流水を引き、其間を逍遙散歩して居常大自然に接しつゝあるの思念を涵養せんとするものにして、小庭園に在りても樹木の色彩・形・大さの調和により一入美觀を添へ、戸外の休養娯樂等を助け、特に面積廣き山庭にありては、境界近等に多くの植込をなし、深山幽谷の容趣を表現するに努むるを例とす。隨つて本林は、衞生的のみならず、風致的の林系を兼ぬるものなり。

（備考）舊時代に於て著名なりし庭園の大部分は、現代之を公園又は園・苑等と改稱するに至れり。

沿革 上古六三二―七三〇（垂仁天皇）年代、倭姫[1]命が、園作神（ソノツクリ）の進めにより、伊勢國度會

①古史傳廿八

園相社 後苑

の美地に園相社（ソノツクリヤシロ）を定め給ひたりとの傳へあり。一一四五（顯宗天皇元）年三月、後苑曲水宴（モツノメグリモツノトヨノアカリ）に幸し[1]、翌年、翌々年にも同樣の事あり、同宴は、三月三日後苑の小流に臨みて所々に座を設け、上流より流す羽觴を取て酒を汲みつゝ兼題の詩を賦し、畢て別堂に宴を設けて之を披講せしものゝ如く、一一六六（武烈天皇八）年三月、池[2]を穿ち苑を起し、一二七二（推古天皇二〇）年、路子工、百濟より歸化し、南庭[3]に須彌山形及呉橋を構築せりと云ふ。一二八六（同天皇三四）年五月、蘇我馬子[4]『家ニ於飛鳥河之傍一、乃庭中開ニ小池一、仍興ニ小島於池中一』是れ我林泉型最初の史實と認めらるゝものなり。爾後所々に園池興り[5][6][7][8][9]、苑池を司る園部氏をも置きたるが、中古一三六一（大寶元）年に至り、園池司[10]の制を定め、諸苑・池・種殖・果樹等の事を掌らしめたり。一三九三―四（天平五―六）年代、大伴坂上女郎[11]は、親族を集めて宴せる日に『橘を屋前（ヤミ）に植ゑ生ほせ立ちてゐて』とよみ、又一四一八（天平寶字二）年正月、大伴家持[12]は、内庭に假に木を植ゑて林帷とし、肆宴ありし時『打ちなひく春ともしるく鶯は植木の樹間（コミ）を鳴きわたらなむ』と詠みたるを見ても、當時庭園に園樹の設けありしを知るに足るものあり。爾來上下を通じて庭園を造るもの增加し、庭園の存する處庭園林・庭園樹を仕立つるもの多きに至れり。左に是等庭園林の沿革を、禁苑・公卿諸侯の庭園・寺院の庭園及庶民の庭園に別ちて記述することゝす。

馬子ノ池庭 園池司 屋前ノ橘 内庭ノ植木

①日本書紀卷十五 ②日本書紀卷十六 ③④日本書紀卷廿二 ⑤千載集 ⑥日本書紀卷廿八・廿九 ⑦萬葉集 ⑧續日本紀 ⑨扶桑略記 ⑩令義解、三代格、官職祕抄後附 ⑪⑫萬葉集

禁苑

南庭ノ櫻其他

中古一四四四(延暦三)年、平安遷都の日に、①紫宸殿の南庭に櫻を植ゑしめられ、一六〇七―一五(天暦)年代、式部卿重明親王家の櫻、②匂異なりとて南殿に移し植ゑられけるに、其後度々の炎上に焼け、あらぬ木を植かへられたるが、代々の御門、此花を賞せさせ給ひて、花の宴を催されしも、一八七九―八一(承久)年代、右馬權頭頼茂討たれし時又復焼け、驀て造内裏ありし砌、此櫻の種、大監物源光行が家に移し植ゑある由聞え、召して植ゑさせられしに其櫻も亦幾程もなく焼け失せ、一九一四(建長六)年頃には跡だにもなかりしと云ふ。

禁中ノ栽樹

一六二二(應和二)年、是歳樹③木を禁中に栽ゑられる。一六二六(康保三)年閏八月、作物所、書所、あひわかつて、殿の西の小庭に前栽を植ゑられ、一六八八(長元元)年十二月『昭陽舎の櫻を一本、清涼殿東北の庭に移し植ゑられけるに、殿上人どもおりたちてふみいためけり、いと興あることなり、昔はかやうにあちこちほりわたし、又始めてもうゑられけける、近比はかぎりある木の外はうゑらるゝ事もなきにや』とあり。二四〇三(寛保三)年十一月、紫宸殿の南庭なる右⑦近橘植替らる。

右近橘

神泉苑ノ櫻其他

一四五四(延暦一三)年、⑧神泉苑創設せられ、一四七一(弘仁二)年二月嵯峨天皇行幸あり、花樹を御覧ぜられしが、一五六一―八二(延喜)年代、大内初めて成りし時、苑⑩の廻地十町内に京

①拾芥抄、禁祕抄　②古今著聞集　③④史料綜覧　③⑥古今著聞集　⑦泰平年表四
⑨拾芥抄　⑨日本後紀、類聚國史　⑩延喜式

職をして柳を植ゑしめらる。一八五〇―八(建久)年中漸く荒廃し、①一八七九―八一(承久)年代の亂後、北條泰時門垣を修造し狼藉を禁ず、其後又荒れて舊跡幽なりしを、二二七五―八三(元和)年代僧覺雅、官に申請して眞言宗の一佛寺を置き、今に東寺の所管たり。現に二條離宮の南に、東西三拾五間・南北四拾六間を存し、池を法成就池と稱す。

河原院庭ノ草木

一四七〇―八三(弘仁)年代、左大臣源融、②河原院一名東六條院を造り 陸奥國鹽竈浦の勝概に模して、疊レ山累レ石、草木比二其枝一、鹽水湛レ池、魚鳥戲二其波一と記さる、薨ずるに及び之を宇多天皇に獻じ、仙洞とせられ、醍醐天皇も屢々幸せさせ給ひしが、融の子僧仁康、更に之を傳領するや佛寺と爲り、後水害の爲め漸く廢せり。

雲林院庭ノ櫻楓

一四八四―九三(天長)年代、淳和の離宮たる紫野の雲林院は、③櫻楓等多く植ゑられ、紀貫之は『木のもとにおらぬにしきのつもれるは雲の林の紅葉なりけり』と詠み、又玄尊惠法師は『花濃香芬々匂已盛也』と吟じたりしが、後佛地となり、今は舊跡として遺れり。

嵯峨院庭ノ松其他

一五一二―八(仁壽―天安)年代、文徳天皇、南殿の④御庭に、太政大臣良房の作なりと傳ふる山水あり。一五三五(貞觀一七)年二月、淳和天皇の離宮たる⑤嵯峨院は、松風蘿月、怪木奇花、草樹皆告二風露之恩一と記されたり。

雅院庭ノ楊柳

一五五〇(寛平二)年春、曲水宴のありたる⑥雅院は、淳和天皇龍潜の邸にして、一に南池又南池院と稱せられ、中御門北匣東に在り、方一町歩に過ぎざるも、嵯峨天皇春日行幸の時『詩

①大日本地名辭書　②伊勢物語、古今集抄、宇治拾遺物語、續古事談、本朝文粹、花鳥餘情、榮華物語
③古今集、本朝文粹　④築山々水傳　⑤本朝文粹　⑥實家文章、文華秀麗集

家有レ興來二雅院一。雅院由來絶レ世閑。陽砌雖レ看二新柳色一。陰堦半點舊苔斑。就レ暖時花開二簾外一。欲レ巢時鳥啄レ庭間』又夏日の時『納レ涼儲貳南池裏。盡洗二煩襟一碧水灣。岸影見知楊柳處。潭香聞得芰荷間。風來二前浦一收レ煙遠。鳥散後林欲レ暮閑。』云々と御詠ありたる程の勝地なり。

亭子院ノ山水

一五五一（寛平三）年、宇多天皇御出家の後遷り給ひし亭[1]子院は、京都西洞院西に在り、元東七條皇后の家なりし故を以て、東七條宮とも稱す。同院の山水は法皇の御作なりと言傳へられ、花を詠める法皇の御製及伊勢の返章ありしが、後寺となり遂に廢せられたりと云ふ。

三條院ノ深林

一六七六（長和五）年、三條天皇讓位後の[2]御所は、三條南高倉の西にあり、園中わざと池も遣水も築山も設けず、夥多の大木を植込みて、專ら深林幽邃の境を造れり。

桂離宮ノ樹竹

近古二二三三―五一（天正）年代、豐臣秀吉、智仁親王を請ひて己が猶子と爲し、[3]別墅を京都下桂村桂里に興して之を奉じ、殿舍林泉共に小堀遠州をして結構せしめ、宮室亭榭皆曲折刻畫を極めて、樹竹水石妙趣幽微を盡さゞるなし。二二八四―三〇三（寛永）年代、德川氏復び小堀に增修を命じ、御幸殿成り、上皇・門院等臨幸あり、京都第一の名苑たること今に變らず、面積一萬三千百七坪を存せり。

仙洞御所庭ノ松其他

近世二二八八（寛永五）年、德川氏は後水尾上皇の爲に、京都櫻町に於て御所を築き、一に[4]櫻町殿とも稱せり、東西凡一町、南北凡三町、東に深林を負はしめ、北部に大なる池を穿ち、加茂の川水を引き挂けて飛泉となし、池の西側に低丘を花路の邊に設け、蘇鐵等の大

①拾芥抄、後拾遺集、槃山々水傳　②槃華物語　③平安通志
④山城名勝志、平安通志、京華要誌

樹を植ゑ、出島あり楓多く紅葉山と云ふ、其他怪岩奇石あり、茂樹密林あり、殆ど深山幽谷の境たらしめたる一大林泉なり、今尚京都御苑の東に在り。

濱離宮ノ松

[1]濱離宮庭は、昔兼葭抔生茂りて鷹場に用ひられし所なるが、二二三〇八―一一（慶安）年代、四代將軍德川家綱、此地に庭を作り、其後甲府綱重の下屋舖に與へ、二二三三一（寛文一一）年梓行の大繪圖及二三四〇（延寶八）年の安見圖等には、甲府御濱屋敷と記し、後濱御殿と改め稱せられ、二三六四―七〇（寶永）年代、五代綱吉の頃、庭內の[2]潮見山の芝生に松多く茂り、御亭山の後にえもいはれぬ松を存せり、十一代家齊（二四七―九六年代）之を修理し、海軍奉行を經て、二五三〇（明治三）年宮內省に移されたり。

修學院離宮ノ雜木森

二三一二―四（承應）年代の造營に係る山城國愛宕郡の[3]修學院離宮は、面積八四、〇三五坪を存し、上の御茶屋の庭の大部分を占むる浴龍池の中島に松多きが故に一に松島とも云ひ、特に池の西部なる傾斜地一帶を雜木林となし、有らゆる野生の樹木を混植して密林を造り、全林を一の大なる刈込とせるを以て異色ありとせらる。

吹上御苑ノ櫻楓其他

二三六四―七〇（寶永）年代、五代將軍綱吉、吹上の地を夷げ、泉石を設け亭舍を造りて花園となし、[4]吹上の御庭と稱せしが、家宣の入つて六代を襲ぐに及び、櫻・楓・松・檻・栗・竹等を植ゑしめたり、櫻・楓・松は後、飛鳥山竝向島の堤に移植せり。二四八六（文政九）年五月、寺社奉行等布衣者に內見を許せし當時の記中に『御庭におり立つに、かきりなく清

①府內備考　②③園藝考　④有德院殿實記　⑤新見正路賜觀內庭記

らかに、作りなされて、山のたゝずまひ水のこゝろはひまで、げに世に似ぬさまなり（中略）連理山といふ御山にのぼれば亭あり（中略）櫨山・櫻山などをめぐり、橋を經て新築の假山にいたる（下略）』とあり。明治維新後禁苑となり、當時廣[1]凡拾萬三千八百六拾九坪、新構・廣芝・田地の三部に大別し、此間に花壇・舊花壇・上覽所構と云へるもあり、又道灌堀に沿ひ裡山なる一帶の森林、代官所に沿ひ竹の裡山と云へる竹林ありたり。

染殿ノ苑池ト櫻

公卿諸侯の庭園

中古、藤原良房の居邸を染殿[2]と稱し、東の京の正親町南・京極の西に在り、苑池花木最も勝れ、一五一一（仁壽元）年三月同邸に於て、仁明天皇の冥福の爲に法華經を講じ奉るや、集る者皆往年先皇が同邸家園の櫻樹を甚だ美し給へるを偲びたるが、一五一三（仁壽三）年二月、文德天皇同邸に行幸ありて櫻花を觀給ひ、一五二四（貞觀六）年二月及一五二六（貞觀八）年閏三月にも同樣の事ありたり。

西三條百花亭ノ櫻

右大臣良相の百[3]花亭は、西京の三條北・朱雀の西・壬生の東に在り、一町四方を占め、櫻花を以て名高く、一五二六（貞觀八）年三月、清和天皇同亭に行幸ありて之を賞し給へり。

六條院ノ小松

一六八八—九九（長元—長曆）年代、神祇伯大中臣輔親の居邸は、六條南・室町東に在り、[4]六條院と稱せられ、園池は丹後の天の橋立を模し、池の中島を遙にさし出して、小松を長く竝べ植ゑたり。

賴通宇治別業ノ園樹

一七三四（承保元）年二月、藤原賴通、[1]宇治別業に薨去せしが、其宇治に在るや『傍疊三書屏之山、前橫三翠帶之河、東望則橘小島、西顧則宇治長橋、春之花柳、秋之紅葉、梧桐之明月、松竹之時雪、可二以慰一レ目』と稱せられ、同別業に於る園樹の配置等、想見するに足るものありしが如し。

櫻町ノ櫻

中納言成範の居邸は、姉小路室町に在り、櫻町又櫻待とも稱せられ、總門の見込より、町の四方に芳[2]野櫻を並木に栽ゑて、其中に家屋を建て、一八三五—六（安元）年代、成範、神に花壽を延されんことを祈り、花爲に萎まざること三七日、時の帝其風流を嘉し、書を賜ひて櫻町中納言と宣へりと云ふ。

中御門京極第ノ松

近古、後京極攝政良經の居邸は、北は勘解由小路を限り、西は富小路に接し、南は中御門に臨み、東は京極に連りたる一町四方の地にして、一八六六（建永元）年三月、曲水宴を行はれんが爲に、苑中新に巴字の流水を設け、住吉より松[3]樹を移植せしも、良經橫死の爲宴は廢絶せり。

室町花第ノ花木

二〇三八（天授四）年、將軍足利義滿、室町通今出川の北、東西凡一町南北凡三町に新館を構へ、色々花[4]の數をつくして植ゑけるに故、時の人花の御所とも稱せり。

縮景園ノ花木

近世二二八〇（元和六）年、淺野但馬守長晟、廣島入國の翌年、城東に館を築き、泉[5]石花木

①庭園源流略志　②文德實錄、三代實錄　③三代實錄　④拾芥抄、後拾遺集、十訓抄、袋草紙

①本朝通鑑　②平家物語、源平盛衰記、大日本史　③古今著聞集、花洛往古圖、建永紀元
④南方記錄　⑤日本名園記

後樂園ノ喬林

の幽勝を造りて縮景園と呼び、泉亭庭又御泉水とも稱せり。

二二八四―三〇三(寛永)年代、江戸小石川なる後樂園[1]は、水戸初代の藩主徳川頼房の好み、三代將軍家光の繪圖にて『もとよりの山のたゝすまひ、古き木立のまゝ』造られ、更に光圀の心添あり、朱舜水の命名にて後樂園と云へりと傳へらるゝものにして、大泉水より東の方は、喬木繁茂して屋形の見隱しとなり、南に多く植ゑたる櫻欅山、木曾谷、楓樹立ならべる龍田川あり、西に廻りて一ツ松、北に當りて遠山あり、松原ありて、大樹森々たるものありたり。

蓬萊園ノ松櫻楓

同年代、江戸淺草向柳原なる蓬萊園[2]は、平戸藩主松浦隆信の別墅として下賜せられしを、僧江月、小堀遠州と相謀り、池を穿ちて造れるものと傳へられ『…手向杜に入るに、まての樹と云ふもの茂りていとめつらかなり、こゝより中島へ渡るに、老松の池の面へ枝さしたる風景いはんかたなし(中略)千引橋を渡り、にほふ畝尾の麓に出るに、櫻の木あまた植られ、山の形によりて勇魚山とも云ふよし(中略)下照岡の下に出るに、名にしおふ楓あまた植ゑられたる岡なり…』と記せるものあり。

成趣園ノ林泉

同年代、熊本城外に、細川忠利の別墅なる水前寺[3]の林泉あり、成趣園と名附けらる。

翠崎亭ノ楓其他

二三〇八(慶安元)年、金澤藩主小松黄門は、加賀國山代にて湯治の際、江沼郡中の椿[4]の木を採りて、霞島の惣廻塀の内に植ゑしめ、二三三〇(寛文一〇)年九月、同國石川郡海岸なる粟崎

①江戸名園記、後業記、後樂園記、日本名園記、大日本地名辭書　②園藝考、日本名園記
③日本名園記　④江沼郡志稿

戸山園ノ松楓

御亭に楓木(註一)を、二三三四(延寶二)年八月、まゆみ楓(註二)等を植ゑ、二三七八(享保三)年五月、同亭邊萩生立(註三)御郡奉行見分等の儀を命ぜり。

二三二一―三二(寛文)年代に創められたりと傳へらるゝ戸山園[1](今戸山學校内)は、元名古屋藩主徳川義直の別業にして、其錦明山には、木立の蔭に躑躅の花あり、乾山望亭には、大原とていと廣き芝生の前に、所々をかしき松植渡しあり、餘慶堂には、松・楓の木立高く茂りて木下闇のけしきありたり。

栗林別莊ノ花木水竹

二三三三―四〇(延寶)年代、高松藩主松平頼重は、高松の南郊元栗[2]林庄と稱せしを別莊として築き、花木水竹を配して幽邃の境となさんとし、四代頼恭之を完成したるが、其庭木の整姿に力を盡したること、後樂園に似たりと歌はれたり。

陸奥千年山ノ松其他

二三四四(貞享元)年九月、弘前藩主津輕信政は、小栗山村領の松山を取立てゝ千年山(註四)と名づけ、又假屋を建てゝ長樂寺と號せしが、其風致は三河國八ツ橋の景色を模せしものなり。二三八二(享保七)年十月、同山邊松下枝切拂(註五)に際し、御茶屋見透となる分は差置くことゝせり。二三八八(享保一三)年八月、中里村の某は、越前新保より齎せる蘇鐵一株(註六)長二尺九寸廻二尺五寸なるを獻じ、二三九〇(享保一五)年十月、茂森町名主月行事方に預けありたる御庭木・草花の類見繼方(註七)を命ぜられたる者、御臺所御用其他多忙にて、見繼方困難の趣申出でたるに付、依然名主月行事方にて見繼がしむることゝし、二四五二(寛政

①園藝考　②大八州遊記、日本名園記

四)年、津輕寧親は、富田の裏通下久保へ御園(註八)を設くることゝなり、御庭御數寄屋等善美を盡し、四方に土居を築き、釜ヶ堰を引入れ、泉水を構へ、御賀丸太にて蘆の丸屋を造り、御庭百間四方に築山を築きたり。

後樂園ノ樹竹

岡山藩主池田綱政は、其別①業として備前國岡山城外に地を相し、二三四七(貞享四)年十二月起工、二三五〇(元祿三)年園地の北を併合し、後又擴張して旭川の水を引き、樹石を按配して本邦屈指の景趣を造り、周圍に小堤を繞らし、竹林を造りて牆に代ふること、京都の桂離宮と同一とせり。

巽園ノ林泉

二四六四(文化元)年、幕府の儒臣大學頭林衡の、江戸馬場先見附の前に第を賜はるや、園池を營みて巽②園と命名したるが『同人輩レ樹レ運二園墻一。桃柳桐楓松桂棠。種レ杏雖二然追一レ故事一。羞吾無レ有二濟生方一。』又『小園手栽レ樹。樹樹長數尺。繁蔭如レ入レ山。始知二歲月積一。』云々の詩句は、能く林泉境域の狀を表はせり。

牧野侯ノ江戸園池

丹後國加佐郡田邊(舞鶴町)城主牧野富成の上屋敷は、江戸八丁堀北端海賊橋東畔に在り、築山泉水の名③園として名高く、二四六九(文化六)年四月、太田錦城は『…東南開爲二園池一、園之大勢、池在二正中一、東南則林巒連亙、西北則平衍…稚松二株、嚴如二相對一、小楓爲レ行…池之東、連山重巒、深林茂樹、蔚蒼幽蔚、仰不レ見レ天、其樹則楠樟、柯子、冬青、丹青爲レ多、櫻花數樹、紅白躑躅其他嘉樹、不レ得二復一一々記一之、樹間鳥聲、嘐々嚶々、淨二人耳根一、非二復綠竹之可一比也、風入二山林之間一、則花蘂葉戰、紛紅駭綠、亦奇觀也…』と記せり。

①後樂園志、日本名園記　②家園漫吟　③林泉景象記

兼六園ノ林泉

加賀國金澤の兼①六園は、金澤藩二代の主前田利長に創められ、二四七八―八九(文政)年代齊廣、二五二一―三(文久)年代齊泰によりて完成せられたるものにして、本邦屈指の林泉たるは周知の事に屬せり。

偕樂園ノ杉竹

常陸國水戸の偕②樂園は、德川齊昭が、二五〇一(天保一二)年五月工を起し、翌(天保一三)年七月竣工したるものなるが、其西北に向て立てたる表門を入れば、正面に木戸あり、中門迄約二百間、道の左右に杉を植ゑ、所々に山城男山より移せしものと云ふ竹林を配し、又表門の內左右土疊に、武門の爲植ゑたりと傳ふるヤシノキあり、深山幽谷の趣をなし、人を鬱然たる老杉繁茂の山道に導きて、忽ち展開せる大風致に接せしむ、現今の常磐公園是なり。

紀州侯ノ庭園林

以上の外、年代不明なるも、江戸には、赤坂に元紀州侯の庭園にして、園③內に古驛林・松濤阜・晩紅丘・紅葉山・松山名所・栗林等の設けられたるあり。櫻田見附に、廣島藩主松平安藝守上屋敷あり、園池を春秋園と稱し、二四四四(天明四)年賴④春水は『春秋園在二霞關之邸一、延袤數十畝、向レ陽豁開、堂可二以一覽一、亭臺橋梁、可二以吟步流憩一也、而樹卉禽魚之觀、皆得二天趣一、而其景勝尤大者爲レ池、池水劃二園東西一、湛蕩殆居二園之半一、水以南、地有二凹凸一、樹石多奇、水以北、平坦、往々有二樹卉一而已…是園之最高處、毋レ論二愛宕諸處一、林巒可レ呼』と記せるが、維新の際廢園、近衛步兵營となり、廢營後茫々たる光景を呈せり。又築地五ノ

春秋園ノ樹卉

①②日本名園記　③園藝考　④賴春水記文

浴恩園ノ松其他

橋に浴恩園[1]と云へるあり、桑名侯松平樂翁の別業にして、北村季文等の記文又は和歌中、名所としての中に、初あきの森・松の小島・紅葉の下道・柳が浦を擧げたり。

寺院の庭園

上東門院ノ花木

法成寺入道御堂關白藤原道長の居邸上東門院[2]は、京の土御門南・京極西に在りて、一名京極殿又土御門殿とも稱せられ、南北二町歩を占め、花木泉石の秀麗を以て其名著るしく、一六六六(寛弘三)年一條天皇の行幸あり、翌(寛弘四)年三月、曲水宴を設けしが、一六七六(長和五)年同邸燒失したる爲、更に殿舍と共に苑池を再興し、一六七九(寛仁三)年法成寺を第中に構へ『池のめくりの樹木あり、枝毎に皆羅網かゝれり、花ひら柔かにして、風無けれとも動く、絲眞珠の植木は、葉瑠璃の色なり、玻瓈樹のたをやかなる枝は、池の底に見えたり』と記せるもあり。

金閣寺苑ノ櫻花木

近古一八八四(元仁元)年、西園寺公經は、山城國葛野郡衣笠山の麓に北山殿を經營し、歷世其所領とせしを、二〇六八(應永一五)年春、足利前三代將軍義滿、花を叡覽に供せん爲、北山[3]に十三處の新殿を構へ、御座の殿を八棟に作り、八龍を立てゝ金色に彩り、御殿の西北二方に、早咲の櫻を並樹に植ゑ、其庭には天下の花を集め、早咲後咲の色を交へたりと云ふ。二一〇八(文安五)年更に大に土工を起し、苑池花木の佳麗、泉石の明媚、當時天下に雙ぶ

①園藝考　②日本紀略、榮華物語　③山城志、雍州府志、山城名勝志、山州名蹟誌、京都名蹟誌、京都名所圖會都林泉名勝圖會、京華要誌、足利治亂記

ものなきの名園たらしめ室町花亭をも凌駕せり。義滿薨去後、北山殿を寺院(鹿苑寺)となしたるが、應仁の兵燹に櫻臺をも烏有に歸し、林泉亦池魚の災を免れざりしと雖、今日尙園池の名勝として、境內八景、名木三株(わひすれ椿・陸舟松・一位之木)を遺せり。

大德寺庭ノ樹木

一九七五(正和四)年、赤松則村は、京都の紫野に一寺を草創し、一九八四—五(正中)年代、之が規模を改めて大德[1]寺と號し、其南庭の南東隅に二箇の大石を立てゝ、夫より西に順次石を配置し、樹木を植ゑ、下草を刈込み、又南側築地に沿うて西東に岩石樹木を配置し、庭上一面に白砂を敷き、此時代の代表的平庭を作れり。

佛通寺庭ノ樹木

二〇五七(應永四)年、小早川春平は、安藝國豐田郡別迫村(高坂村)に佛通[2]寺を創建し、二一八五(大永五)年八月、制札中に『□□爲二寺家修造一伐二築山之木竝山中植木一失二境致一其外於二山林一取二材木已下一不レ可レ出二寺外一之事』と記して保護に努めたる築山の樹木等あり、二二一八—二九(永祿)年代、境內の山林は、廣四拾餘町歩、袤三拾餘町歩に亙り、賴杏坪は『十圍杉間月如レ燭。水聲破レ夢怪禽啼』と賦せり。

金地院庭ノ樹木

二〇五四—八七(應永)年代、桃山の舊構を京都に移して金地[3]院を建て、小堀遠州をして特色ある平庭を作らしめ、其南側中央に扁平なる巨石、左右に數箇の石を置きて石組を造り、樹木を按排して龜、鶴に擬せり。

常榮寺雪舟庭

二一二九—四六(文明)年代、大內政弘は、周防國吉敷郡宮野村常榮寺內に、畵僧雪舟をして、

①日本名園記　②佛通寺通志　③大日本地名辭書、日本名園記

銀閣寺ノ林泉

京都金閣寺の庭園に擬し、自然林の山裾の池を中心とせる芝庭を造營せしめたり。

二一四〇(文明一二)年、足利八代將軍義政は、京都上京に別業を築き、後土御門天皇より東山殿の號を賜ひしが、二一五〇(延德二)年、義政此地に薨じ、遺命により慈照寺とす。庭上の林泉布置の宜を取り、水石の舖設相阿彌の手に出で、大典禪師は『其經營則據二連嶂一、枕二廣池一、集二異卉珍木一貢レ之、備極二丘壑之趣一』と記し、末代造園の軌範とせらる。

三寶院庭ノ櫻

山城國下醍醐に在る三寶院は、醍醐寺座主の住院にして、寺誌に、二二五四(文祿三)年三月、豐臣秀吉當山遊覽の時、三寶院絲櫻の蔭にて、

名もしらぬさくらは寺をあらはしていつか忘れん花の面影

の詠ありたりとあり。二二五八(慶長三)年、義演座主の時、秀吉觀花の宴あるべしとて、金剛王輪院の殿堂庫院數宇を修造せしめ、且聚樂第の樹石を移し、雄麗の構營を爲せり。

高臺寺庭ノ諸木

近世二二六一(慶長六)年、豐臣秀吉夫人の本願により、洛東靈山に高臺寺を創建したるが、河邊に高き山を築き諸木を植ゑて、深山の中に在るの思をなさしめ、庭園は小堀遠州の作と稱せられ、菊澗の水を引き、樹石の按排巧妙を極めたり。

保春院ノ櫻

二三七四(正德四)年三月、仙臺藩なる保春院(陸前國宮城郡七郷村内)は、庭前の絲櫻の由緒(註九)に付、次の如き答申を爲せり。

『覺

絲櫻此庭ニ栽始ハ、萬治元戊戌ノ春也、當正德四甲午ノ春迄ニ五十八年也、御花壇ノ櫻ノ實ヲ種申候得而ハヘ出、三四年過、高サ一丈成ヲ移栽申候者有レ之、壽數ヲ以、相如レ此ニ申上候事

右絲櫻當時高サ五丈五尺餘

同圍七尺三寸

同枝ノ下東西八間餘・南北七間餘

右之通ニ御座候、以上

午ノ三月　日

保春院』

早池峯寺ノ庭松

二四〇三(寬保三)年夏、盛岡藩なる早池峯寺(陸中國稗貫郡内川目村内)は『三年亥夏初十日市氏親子より無類成る庭松貰ひ申候、前庭に植置申候、後來之形見、權現樣江十日市氏親子被ニ寄進一候間、武運長久子孫繁榮之御祈禱後住賴申事ニ候、尤枯レ不レ申候樣年々手入第一ニ候(中略)此松名木之所、子ノ松枯落木ニ罷成、扨々殘念々々不レ少候』(註一〇)との記錄を遺せり。

盛岡大慈寺ノ庭木

二四七六(文化一三)年四月、盛岡藩なる大慈寺は、同寺開山の忌日に際し、檀徒其他より庭木(註一一)として枝垂櫻・淺黃櫻・姬五葉松・紅梅・しとみ・海棠・さつき・きやら木・木蓮花・林檎・朴の木・蓮翹・桃の木・したれ柳・芭蕉・楓・合歡木・栗・桂・楢・くるみ木・せんたん・桐・きりしま等の寄進を受け、尙夫々左の代價を以て買入れたり。

六百文ふんこ梅、百文さつき、二百五十文ふんこ梅、百五十文同、百五十文櫻、三百五十文いふき、九百七十二文小松數本、三百文山つゝし、六十文ほうの木二本、六十四文かしわの木三本、二百文小松。

①大日本地名辭書　②雍州府志、山州名蹟誌、山城名勝志、山城志、京華要誌
③義演准后日記、大日本地名辭書、日本名園記　④大日本地名辭書、日本名園記

庶民の庭園

近世二三一九(萬治二)年、金澤藩は、定書〔註一二〕中に『材木・植木・石者會所之者手形を以、御門を可レ出』と規則して、庭木等の取締を爲したり。

金澤藩ノ庭木取締

(備考)　二三七二(正德二)年、筑前國の貝原益軒は共著書中に、庭園に草木をうゑて愛するも、又心を養ふ一助なりとて、其植へき樹木等に付て、記述するところありたり。卽ち

『園に草木をうへて愛するも、又心を養なふ一助なり、いとまあるとき少し心を用ゐて、あるにまかせて、求めやすき物をうふべし、得かたき物をしゐて得んとし、みたりに人にこひもとめ、あたひ多くついやし、其の多きと花のすくれたるにほこり、花のよきをあらそひたゝかはしむるは、事多くなり、心のわづらひとなり、心術をそこなふ、是樂みにはあらず、苦みを求むるなり。

園にうふる草木、異なるを好むへからず、又しげきはむつかし、作り木すへからす、只ひろきそのには、果樹・花木・葉樹品々植て、四時の推移るを觀るべし。又果を數品そへて家祭にそなへ、賓客をもてなし、人にあたへて用多し。…居室の小園には、しけらさる常葉なる小樹を少しはかり植ゑて右に伴なはしむへし、小園の內は草木多けれはむつかし、又庭に草木しけれは陰氣ふかく、夏は豹脚(ヒョウカ)多くして人をさす。

家園をおさめ、草木をうふるは、もとより氣を養なひ、心を樂しまんためなるに、心を用ひ過して心を勞し、功を費やし、家僕を勞せしむるは、心を養なふ物を以てかへつて心をくるしめ、隙を費やすは、損ありて益なし。

花草なとをうつしうふるは、勞なく活きやすし、されとも初うふるに、うふへき所をゑらんてうふべし。如レ此すれは、後日にうつしうへすしてよし、草も木もうつしうふるは、事多くむつかしく功をついやす、木をうふる事、尤はしめに

うふへき所をゑらんて、其上長して後までよき所に、他木との間遠くうふへし。はしめに所をゑらばすして、みたりにうふれは、後に長して處を得す、處をゑさせんとて他所にうつせは多く枯る、枯れさるもかしけてさかへす、所を得すとも、年久くしてさかへ長したる木をは、やむ事を得はうつすへからす、所を得させんとして事を好むへからす、もし小木をはしめうへて、所を得さるをは、長茂せさる時早くうつすへし、小木はうつして活きやすし。宅にはしめてうつらは、先つはやく果木をうふへし、次に他木に及ふへし、十年の計は木をうふるにあり。樹木をうふには菓を先とし、花を次とし、葉樹を又其次とす、果は尤も人に益あり、多くうふへし。取わき橘・柑・柚を多くうふへし、みのりて熟したるはうるはしき事花におとらず、柿・梨・栗・椒(サンショウ)なと好き品をもとめうふへし。花木は梅を先とす、紅梅もよし、櫻亦よし、早くちるうらめし、つはき花久しくさきて葉うるはし、挾(サヒ)は活きやすく、花早くひらく、海棠・酴醾・杜鵑花もよし。葉樹は杉・檜・樅・金松(イヌマキ)・羅漢松(ナンヨウマキ)・冬青樹(ナナメ)などよし、竹を北方に多くうふへし、火と風をふせぎ、又きりて時用に備ふ。前庭には柳・櫻・松・柏なとうふへし、しけきをいむ、陰氣ふかく、夏は蚊多くしてうるさし。……』

中津藩ノ植木等禁制

二四〇一―三(寬保)年代、中津藩は、廻船にて植木庭石〔註一三〕等其外遊道具の類積廻る事を禁止したり。

太田錦城園亭ノ諸木

二四五九(寬政一一)年十一月、太田錦城は、江戸兩國の矢之倉に園亭①を作り『堂前之庭、雜植嘉樹、碧桐五株、冬青二株、橘子三株、柯子一株、羅漢松一株、羅漢柏一株、丹青之樹一株、楓一株、柞一株、紫陽花二株、茶梅四株、又有二老梅一株一…屋後孟宗竹二竿、木芙蓉一株、櫻花四株、小櫻二株、楸一株、旣伐而萠蘖』と記せり。

盛岡藩ノ庭木制

二四六三(享和三)年三月、盛岡藩は、庭木根上り枯木等追々剪取り、樹木なきに至り、松等

植組申度き者あらば、願出次第植組入用の若松下附さるべく、庭の飾りも專ら身分に應じ、居體の程に準ずべきも、濫に諸山の若松を掘り、持賦るべからざる旨申渡(註一四)したり。

二四六四(文化元)年三月、同藩の重臣某は、御庭植木(註一五)に入用として、上田通代官所の內、山岸村錢神澤山より若松三拾本の下附を願出で許さる。

玉池精舎ノ庭林

二四七四(文化一一)年二月、村上詩佛は、江戸神田於玉ケ池に玉池精舍を作り『短簷の間に、辛夷・木蓮・老梅・苦竹・櫻之後長松修レ梧、喬木成レ列、皆嘉樹也、……過レ橋則稚松成レ林……詩屋之後雜樹成レ林……』と章せり。

津藩ト山莊

二四七九(文政二)年五月、津藩は、被二仰出一御主意(註一六)中に『世事に暇なき者も、我好む事ニは閑暇有レ之物ニて、諸見物又ハ漁獵或ハ山莊を儲け奔走する類、不レ可二枚擧一、素より文武之業も張詰には難レ成ニ付、何ニよらず、相應之樂ハ可レ有レ之歟、一張一弛心に由候ハハ、漁獵ハ骨節を養ふ益有べし、山莊の往來は養氣の助とも成へく候得共、其勤へき本職を疎かにして、遊事ニのみ日月を送るハ有間敷事ニ候、尙又山莊之周旋も有無得失之考有レ之度義ニ候』と記して、山莊に付て注意するところありたり。

篠谿園ノ梅林

明治の初年、岐阜市梅林町篠田某、篠谿園(②)を創設し、園中梅樹多きの故を以て、一にさゝが谿梅林の稱あり、爾來幾度か所有主を代へ今日に及べり。又二五六九(明治四二)年一月薨去し、武藏國荏原郡馬込村字千束村に埋葬されたる勝安房は、其晩年に楓樹(③)を洗足の別墅

勝安房別墅ノ楓

①太田錦城—玉池精舍記　②大日本地名辭書　③二舟事略

に植ゑ『植ゑ置かはよしや人こそとはすとも秋は錦を織出すらむ』と詠めり。

要約　要するに庭園林・庭園樹は、上古垂仁朝時代に發生したるも、屢帝都の遷移したると、建築の術進歩せざりしとの爲見るべきものあるに至らず、中古平安朝時代に入り、唐制に倣ひたる大內裏に禁苑を構へ、別に復た庭園の鼻祖と目せらるゝ神泉苑興り、次で雲林院・亭子院等の外、縉紳等の間には櫻・梅・桃等を以てせる繪畵的林泉創まり、又河原院別業の如き名勝模倣の樣式起れりと雖、多くは近畿地方を出でず、近古鎌倉時代禪宗の流行に伴ひ、造園にも枯山水等閑雅幽邃の趣を尙び、室町時代益々同風のもの所々に行はれ、恬澹其極に達し、樹木は多く松・梅・樅・杉・伊吹・扁柏・椎・樫・モチノキ・椿・サカキ・ツゲの如き常綠樹を充用し、櫻・梅・桃等の花卉減少せり、應仁以來戰亂の世となるや、庭園を顧る者なかりしが、安土桃山時代となり、夢窓國師(天龍寺開祖)・相阿彌・千利休出でゝ新案を凝し、庭園の再興を見たり、近世江戶時代、多少庭園に付制限したりと雖、仙洞御所等の禁苑を始め、公卿諸侯も各地に大小の施設をなし、花卉就中染井櫻の如きも再び混用せらるゝに至れり、而して明治維新後、大庭園名庭園は概して公園となれるに反し、庶民間の小庭園は却て一時に增加したる傾あり、然れども將來人口激增等の爲、庶民の庭園林は現代以上を超ゆるを許さゞるべし。

註一・二・三【改作所舊記】○東京市前田侯爵邸

註四【貞享元年日記】○弘前市津輕伯爵別邸
註五【享保七年日記】○同上
註六【享保十三年日記】○同上
註七【享保十五年日記】○同上
註八【樹萩】○弘前市新町岩見常三郎氏
註九【記錄龕書】○仙臺市伊達伯爵邸
註一〇【當寺要用留書三】○巖手縣上閉伊郡遠野町宮本愛次郎氏
註一一【寺實矩格八】○盛岡市外大慈寺
註一二【萬治以前御定書】○前田侯爵邸
註一三【律令要略】○中津市福澤記念圖書館
註一四【御側雜書】○盛岡市南部伯爵別邸
註一五【雜書】○同上
註一六【御用日記】○三重縣安濃郡安東村鈴木敏雄氏

二 屋敷林

名稱 四壁・合壁と稱する處あるも、又合壁山(山口)四壁山(福岡・鹿兒島)クネギ(熊本)居久根・居久根林・居久根山・居懸(ガヽり)(盛岡・仙臺・山形・上ノ山・白河・米澤・棚倉・湯長谷・笠間・多古)居藪・居林(二本松・中村・水戸)百姓居垣根・垣根の樹木(金澤)カイニヨ(金澤・富山)家森(越後・關東諸領)屋根林(松山)家懸林・居屋敷掛(高知)家根山(飫肥)坪屋敷(靜岡)坪木(盛岡)區木(ツボ)(巖原)屋敷添・藪山・立添(人吉)屋敷添山・屋敷添藪(盛岡・福岡)屋敷廻り木(小倉)附軒林(德島)とも云ひ、尙畔請(佐賀)請藪(巖原・島原・熊本)御藪(熊本)と唱ふる中、屋敷林に相當するもの多少存せるが如し。

(備考) 屋敷とは、家屋を造る一區の敷地にして、平治物語・吾妻鏡等より後世の書に多く記され、武家屋敷・百姓屋敷、或は上屋敷・下屋敷・家作地杯と名附け、明治維新後市街宅地・郡村宅地と概稱せるものなり。

意義 本林は、孤立せる農家其他都市の大住宅地の一隅、特に北又は西部に仕立てらるる森林にして、所により住宅地に隣接せる森林をも屋敷林と唱ふることあり。專ら住宅に對する風除け(北東に位置する屋敷林は春の大風、南西なるは冬の大風を遮るものとす)砂塵除け・潮除けの外、氣候調節(住宅の南東を開きて北西に屋敷林あるは、夏涼しく冬暖なりとす)の諸用に供せられ、又火事防ぎ・見透防ぎ・盜人防ぎに併せて、住宅の風致を添ふるを目的とし、近來更に防煙・防霧の用にも供するに至れり。從つて本林は、單に衞生的關係のみならず、風致的・保安

的の林系を兼ね有するものなり。加之、其落葉は堆肥、下葉下枝は薪料、間伐材等は小柱等とし、非常時には之を伐採して住宅の建築用となし、或は之を賣却して財政整理の一助となすが如きことあり。

垣内　百姓宅邊ノ栽樹

沿革　上古垣内と稱せられ、住宅の多くは樹林に圍まるゝを例としものゝ如きも、其史上に現はれたるは、中古一三六六(慶雲三)年三月、[1]文武天皇の勅に『百姓宅邊、栽レ樹爲レ林、竝周二三十歩不レ在二禁限一』とあるを嚆矢とすべし。一四六六(大同元)年閏六月、[2]平城天皇亦同樣の勅あり。爾來本林は墓林と共に制限を免れたりしを以て到る處に發生し、特に平野地方に著しかりしものゝ如し。一八一六―八(保元)年代、後白河天皇の御宇、百姓居屋舗にはしゝ除の爲、御年貢に立木植立(註一)を命ぜられたるが、其法たる屋舗外の地一畝歩に、二本宛の勘定を以て立付をなさしめ、之を帳面に記すことゝし、近古一八八二―九二(貞應元―貞永元)年代、後堀河天皇(註二)の御宇にも、右古法の如く行はれたるが如し。

居屋敷ノ立木植立

江戸幕府四壁竹木ノ制

(備考)　一九四三―八(弘安六―觀應元)年代、僧[3]兼好は其著に『家に有りたき木は松・櫻、松は五葉も好し、花は一重なる好し、八重櫻は奈良の都にのみ有りけるを、此頃ぞ世に多く成り侍るなる』と記せり。

近世、江戸幕府の成立するや、德川家康の遺制と傳へらるゝ百箇條(註三)なるものゝ中に『農民於二耕土上一不レ許レ構二屋敷一、四壁之竹木生覆時ハ、爲二諸作害一』『在々一村屋敷續之所、其境ニ大木枝茂り、隣家穀干之障、年貢上納之妨ニならは、先ツ拂レ枝或ハ爲二伐拂一』と

①續日本紀三卷　②日本後紀十四卷　③徒然草

幕領ノ屋敷林奬勵

なしたるものあり、其眞僞確ならざるも、當時屋敷林にして作物に支障を爲し、其枝拂又は伐木せしめたるもの尠からざりしを想はしむるものありと雖、一二三〇九(慶安二)年二月に至り、幕府は却て『里方は居屋敷の廻りに竹木を植、下葉成とも取、薪を買候はぬやうに仕るべき事』(註四)と令達して、少くも幕府領に屬する各地に屋敷林の成立を奬勵したり。

(備考)　一二三四五(貞享二)年、幕府方の[1]失名氏は其著に『百姓居村くねの木、むざと不レ剪樣に申付、萬百姓自普請入用の時は、指圖いたし可レ爲レ剪なり、或は殊の外繁り、田畑の樋(ヒヅ)にも成候はゝ、見分の上見つもり、此内何程剪うり可レ申由付百姓の勝手に可レ爲レ仕、竹も同前也』と記せり。

二三五四(元祿七)年正月、[2]御料御代官所の名主五人組御定書中に『自分居山林又ハ四壁之内ニても、大木我儘に伐採申間敷候、自然伐候はゞ不レ叶義有レ之候ハ、其品申上、御差圖を受伐可レ申候、勿論小木にても猥に伐荒申間敷候事』と規定せしめ、一層該林の助長を企圖せり。

(備考)　一二三七九(享保四)年初春、小林寛利は其著書(註五)中に『百姓大小共ニ屋敷に竹を不レ植しては、萬事ニ用の欠ル事有物なれは、少々ツゝ、成共植させてよし』と記し、又『役人心得違より、地頭少々入用にも、百姓之居屋敷の飾り・風除ケ・坪木にも不レ構伐取、百姓入用之節は、願書取次殊之外六ケ敷難儀ニ及ひ、百姓困究とならは、左樣の處にては樹木を不レ栽、山林悉ク荒、地頭詮途の用にもたゝす無益なる事と成へき也』と說けり。

二三八六(享保一一)年八月、[3]新田檢地御條目中に『屋敷の内、家下庭構の分、上畑の位付可レ爲、屋敷構の内畑は、見分の位を以、藪錢・林錢可ニ申付一候、若不相應之藪林仕立候はゝ可レ遂ニ

①豐年書　②日本財政經濟史料集二卷　③地方落穗集七卷

吟味ニ事』と規定せり。

（備考）二四〇六（延享三）年冬、寛然居士（註六）は『囲ニ四壁の樹あるは、家の利いふへからす、手足をうこかし仕立つへし、十年の計ハ樹を植るにありと古人もいへり、杉はことによろし、生立やすし、其葉は薪手を以てかくへし、又物あしゝ、材の節となる、山のそはなとことにより、山持たるものハ苗木ふせさらんハ無レ術なり』といひ、二四〇八―一〇（寛延）年代、御勘定所詰谷本教①は、其著書中に『四壁には檍・榎・椚を植べし、漆・櫨（ハゼ）・槻の類は悪し、木の下やけて作物不出来する物なり、間のしきりには桃の木よし、實ばへより三年目には五寸廻り程には成る、又くぬきの木を植て、林三ツ割にして三年に一ツ割ツ、伐て、毎年伐て間断なし、松・杉の類は、伐と根を掘て若木を植べし、水付或は日影険地の所には、柳の木を植てよし、國により土地にもよるべし、高柳・杉柳・河柳・丸葉柳・柾柳・窯柳・熊野柳・しだれ柳其類多し、其内高柳・杉柳よし、さし木に成なり、土の古きはつかず、土手を築き新敷してさすべし、熊野柳は鞭になる』と記し、二四一四（寶暦四）年清水幸德（註七）は『百姓大小共ニ屋敷に竹を不レ持は、萬事に事の欠たる物なれは、少宛なりとも藪を植させへき事也、但其屋敷の北西之方可レ然なり、東南をひらき西北を閉れは、夏冷しく冬暖なり、地面快きゆへに草木も能實のり、又西北を明く東南を塞けは夏暑冬さむし、地面かじけて實入少なし』又『山端・畑境・野原などに、何も木不レ植、屋敷近邊に四壁もなく、かじけたる村などには、漆・桑・茶など其外櫨木を植さすへし』と述べ、二四二三（寶暦一三）年、②武陽隱士は其著書中に、村方郷鑑認様之事として『一、四壁の桑・紙の木・茶園・樹木等にて金銀取候大積可レ書二載之一、四壁厚薄竝屋敷附樹木之内、柿・栗・柑類・梨子・葡萄・林檎・枇杷・椿之實此外何々大分中分可レ見二分之一』とし、地方役人をして之を所持せしむべしとせり。

尚年代及著者（註八）不明なるも『斯る居屋敷廻りに木を植るには、西北の方吉、藪は東北の方吉、萬事益有もの也』と記せるものあり。

而して江戸時代各地方に於る屋敷林の施設は、次の記述により其概況を知るを得べし。

①縣令須知　②續地方落穂集九

東北地方

弘前藩屋敷林ノ制

弘前藩　二三四三（天和三）年五月、藩は久渡寺海道の屋敷に、樫類を植付（註九）くべき旨を命じ、同年八月、弘前城下藥王院禰宜等屋敷の背後に杉を植付（註一〇）けたる者あり。二三四一―七（天和―貞享）年代、村々百姓屋敷には、竹木念を入れて植立（註一一）つべく、樹種は所により栗・澁柿等然るべしと令達し、二三九六（元文元）年二月、檢地仕様（註一二）の箇條中に『南に森を受くるか、又は屋敷廻りに竹木茂りて日影の所は、田畑共に耕作出來兼ぬるものなるを以て、縱上の田畑にても中或は下に打つべく、又新田場の田の中に百姓屋敷を構へ、廻りに竹木を植ゑて屋敷構へせる者には、屋敷の檢地を詰めれば百姓有付兼ぬるを以て、繩を緩かに打つものなり』と注意したるは、蓋し屋敷林の爲、作物收穫の減少、或は百姓の轉退を慮りて租稅を輕減し、以て本林の助長を企圖せるに外ならざるべし。二四〇五（延享二）年四月、靑森御假屋廻り土居柵立添へはヤチタモを、其他の明地へは漆・栗を植付（註一三）けしめ、二四四七（天明七）年正月、石森早道稽古場見透さゞる爲、先年植付けたる松、昨今盛木となりたる處、之を伐取りたる者ありしを以て、自今恣様の事無き様にと嚴しく觸出（註一四）さしめ、二四六一（享和元）年三月、藩より『村々生垣のみにては見付も宜しからざるに付、樹木を植付くべく、尤屋敷の義は悉く樹木を植付くれば、菜園の差障り

にもなるべきを以て、郡奉行に於て注意すべし』(註一五)と申渡せり。

盛岡屋敷林ノ制

盛岡藩　二三九三(享保一八)年三月、自分屋敷ひら落用心の爲、屋敷添山、水なしよりひら通猫前くら森こなかね切に、風除林立置度旨願出(註一六)てたる者ありしが、二四〇一(寛保元)年五月、藩は代官・山奉行等に對し、居屋敷に松・杉・漆・雜木の立林(註一七)を願出づる者あらば、勝手次第隨分精入立はやさせ申すべく、望により直に植立證文遣はすべき旨を達して、屋敷林の造成を奬勵し、二四〇三(寛保三)年十一月、諸士屋敷庭前等の杉・檜・松其外大木を剪取ることを堅く禁止(註一八)し、縦ひ屋敷内の樹木たりとも目立てる大木は剪取る可らず、尤も枝を剪拂ふとは勝手としたり。是れ近年庭前の大木等を濫伐する者あるが故にて、爲に城下も古々敷からざるのみならず、是等の樹木は第一風を除き、火事の防ぎにもなるを以て、銘々屋敷の内へ杉等を植立て、他日の用材にも供すべく、杉苗は願次第交附すべしと令せり。二四三三(安永二)年八月、北御野守なる自分居垣の内へ、先祖の植立置きたる六尺五寸廻より二尺五寸廻までの杉の木の幾分中、居宅修覆用に二本の伐採方を願出(註一九)てたるものあり、以て屋敷林保護の嚴制を窺ふに足るべし。二四六三(享和三)年十一月、田名部町の圖(註二〇)に各御山御役所等の屋敷林(杉)を載せたり。二四八〇(文政三)年十一月、一統心懸けて居久根畑邊へ、杉・漆・桑・楮の類を植立つべき旨(註二一)を達し、二四八二(文政五)年正月、甲子村(上閉伊郡)肝煎更代の節の御用物引渡中に、寛政元年書上以來植立てたる屋敷添杉御帳(註二二)あり。二四九〇(天保元)年、閉伊郡(上閉伊郡)青笹村の百姓專右衛門は　同村糠前に許可を得て新田を拓き、家屋敷棟を建築して農民工夫を移住せしめたるが、家周に必ず漆・桑・楮の類を植付けしめたるは、一に農家に屋敷林の必要を示せる一例たり。二五〇八(嘉永元)年正月、屋舗内居久根(註二三)より御用木を伐取らんとする時は、豫め木主へ其所用を告げ、又同木にして不用の時は、木主へ下附することゝせり。

仙臺藩久根林ノ制

仙臺藩　二二七五―八三(元和)年代、大崎・葛西時代の田地は、一木の遮るものなく見透しなりしが、伊達政宗之を領するに及び、初めて田畑の中の村落に悉く居久根を植付けしめ、以て能く風を防ぎ、氣候を調和し、用材とも爲し、村落の美觀をも添へしめたりと云ふ。二三〇六(正保三)年、遠田郡箆嶽村箆峰寺衆徒井上坊祖先の植付けたりと稱する屋敷圍の杉六拾本、同山本坊預り屋敷圍に杉四拾餘本(註二四)あり、屋敷林の普及したる一證となすを得べし。二三二五(寛文五)年六月、藩は仙臺惣屋敷定(註二五)中に『屋舗替或屋敷差上の砌、門圍をこぼち、或竹木を伐採り猥りなる作法堅停止たるも、家幷庭前の植木等を毀ち掘り移すことは苦しからず』又『惣て上り屋敷拜領せる者へは、其屋敷に有來る家植木共に下さる』と規定せり。二三四二(元和二)年十一月、藩は『如二前々一松・杉・檜・椴・榧・槻・桂・桐、在々御百姓居久根之内ニ候者猥りニ不二伐取一樣可レ被二申付一之、若又其身屋作等無レ據用事ニ付申請度旨於二申出一は、御郡司衆吟味之上、我等共書付を以て御印判相出爲レ伐可レ被

①上閉伊郡誌　②舊仙臺藩由林制度

ㇾ申事』〔註二六〕とし、一二三七二(正徳二)年正月、刈田郡八宮村〔註二七〕には、中ノ川山に源右衛門の居久根林(横拾二間・長三拾二間)大木之山に一ノ坂文平の同(横二拾五間・長九拾間)小平山に久左衛門の同(長八拾間・横五拾間)外拾三箇居久根林ありて、右は二三二〇(萬治三)年改めの當時より横長共に多少增加し居り、何れも屋敷圍に林立てたるものなり。一二三八八(享保一三)年八月、屋敷替幷屋敷引上の節の注意事項〔註二八〕中に『竹木を伐採るべからず』とし、一面に『惣て屋敷小路へ圍出したる竹あらは引込ますべく、又竹木枝小路へ指懸り妨けとなるは伐採すへし』と令せり。二四七三(文化一〇)年三月、加美郡王城寺村富塚長人上り居久根御林二箇所を見分して繪圖面〔註二九〕とし後證となせり。二五〇〇(天保一一)年、從來百姓居久根等に植栽の青木の取扱方〔註三〇〕往古の分中絶せしにより、藩は此年再調査の上更に決定したるが、卽ち右に生立せし立木の伐採方出願の場合は、目通回三尺以下にして且三拾本以下なるときは代官專決し、山林奉行直轄の箇所は山林方の元〆連名にて專決す、目通回三尺以上三拾本以上の場合は、各機關を經て出願せしめ、吟味の上許否を決せらるゝことゝなりたり。二五〇五(弘化二)年三月、領内の各郡奉行〔註三一〕は、分領中村々百姓共死亡又は行方不明の爲明屋敷となれる分、一箇村に兩三軒づゝあるべきを以て『杉苗屋敷圍ニ相成候樣、二重三重ニも當年より相應ニ年々爲ニ植立一候樣首尾可ㇾ有』とて、肝入組頭等に於て厚く之を世話し、擧村力を戮せて追々一方の居久根を取立つべし、苗木は附近より下附さるべきも、

苗木附近にこれ無き時は、何方よりか買求むべく、其入料は支給さるべしと達し、二五二(文久二)年九月、藩は更に居久根繁茂之儀〔註三二〕精々吟味し、年々植立高等取調べ申達すべしと布令したり。

新庄藩屋敷林ノ制
庄内藩屋敷林ノ制

(備考)　居久根山〔註三三〕とは、宅地續きの持山を云ひ(中略)其留木繁茂すれば之を官簿に記載し、伐木を制限するを例とせりと云ふ。

新莊藩　二四七九(文政二)年、屋舖の樹木は無運上〔註三四〕にて伐判叶ふこととなり居たり。

庄内藩　二三五七(元祿一〇)年八月、遊佐郡(飽海郡)北目村大組頭某は、同人屋敷廻に自植したる竹は、自今自由にするを得べく、末世藩より御手を入れられ間敷旨の證文〔註三五〕を所持し居るを書上げ、同年同月、藩は飽①海郡庶内郡鹿野澤村(蕨岡村内)來生彦左衛門の多年植林の功績を嘉して、宅地附近植立の諸木を賜ひ、左の如き證文を授けたり。

一屋敷廻植付被ニ下置一候杉・桐・竹竝自分之植付、自今以後自由可ㇾ致候、若御用之節ハ、竹御買上ケ被ニ仰付一候、相改者茂於ㇾ有ㇾ之者此證面を以可ニ申分一者也。

元祿十年丑八月十八日　　金野三右衛門　印

會津藩屋敷林ノ制

會津藩　二三二三(寛文三)年三月、百姓屋敷地の竹木類を無代取上げたる先封の仕來りを改め、年貢を徵する土地の諸木は、持主の自由に委し、御用にて召上ぐる時は、之が代物を下附〔註三六〕することとせり。蓋し從來同藩にては、百姓屋敷或は持畠等に栽植したる用木

①飽海郡誌

の桐・竹木は、山奉行に於て之を改め置き、藩用の節は無代價にて召上げらるゝ例なりしが爲、桐・竹木漸次減少するに至り、山奉行よりは不斷之を植立つべき旨申付くるも『惣而百姓屋敷畠共に、其地の年貢出候上、植木立込候得ば、木陰の畠不作いたし、殊に御用に遣候節は、代物も不レ被レ下、自分の用に伐採候節は過料出候事にて、重々無理に候故』と以て、百姓等は從前の通り植立つるを好まず。自然生の桐・竹木も取捨つるの狀態なりしを以て、藩も玆に省みる所あり、先封の仕來を改むるに至りしものなり。

（備考）　二三二三（延寶元）年、飯塚生清（①）は其著書中に『百姓四壁・持林・御公儀林・寺社領々内ノ茂リ……風除ケ火防ニ相成ル所ハ難レ切事モ是マタ見分ラ（自カカ）分明ナルベシ』と記せり。

福島藩屋敷林ノ制

福島藩　二三〇九（慶安二）年、里方（②）の屋敷廻りに竹木を植うべきを命ぜり。

二本松藩居藪ノ制

二本松藩　二四六八（文化五）年、山林（③）を荒すは往く〳〵國の衰微となり、容易ならざる儀なるを以て、御林は言ふに及ばず、百姓預りの山居、居藪の竹木たりといへども、猥に伐採すべからずと嚴命せり。

白河藩四壁竹木ノ制

白河藩　二三五三（元祿六）年二月、四壁（④）の竹木無斷伐採を嚴禁したり。

中村藩居藪ノ制

中村藩　二四四九―六〇（寬政）年代、居藪（⑤）伐採に付左の如く規定せり。

一居藪三間之内ハ手形無しに伐候ても不レ苦、杉・樅・桧・桐・槻・ひば・松・楠・漆・ゑんしゆ・かつら・さわら・姫松・檜、手形なくして伐爲レ取申間敷事、何ぞ家之障りか、田畑之障りニ成候ハヽ、見合手形なしに拔おろさせ可レ申事、尤枝葉は其主ニ被レ下候事。

一居藪三間之外ニ立候木、田畑之障りニ成候はゞ、手形ニ而拔落させ賣可レ申事、夫れにても障りに成、根を伐候共同前、但植置候木ハ植主へ被レ下候事、若し御用ニ立候時は格別

二四九九（天保一〇）年三月、同藩は、百姓屋敷廻り居園（①）に、當春より掛合中世話を加へて、屹度諸木（梅・桃・梨・柿・栗等之類迄）を植立つべき旨を達し、又其間伐等に付ても注意せり。

（備考）　同藩にては、居藪（②）に最も意を用ひたるものゝ如く、一戸二畝歩づゝは必ず之を仕立てしめ、若し空地なきときは、田畑を潰しても之に充てしめ、全く之を無稅地とせり。居藪（③）とは、宅地外の民有地に風除の爲竹木を植付けしむるものにして、勿論濫りに伐採を禁じ、若し所有者にして家屋新築或は修繕の爲竹木を要するときは、竹木奉行見分之上伐採を許し、木は伐木一本に付七本づゝ植繼がしむ、竹は毎年秋の彼岸前目通周尺を改め帳簿に明記し、其七寸以下の竹は二十本に付一本の割を以て伐採を許し、八寸廻り以上のものは御用竹として伐採を許さず、藩用の節は一戸より八寸廻り以上のものを一本づゝ納めしめ、立木も亦藩用の節は、藩の望に應じ伐木して納めしむるの制なりしと云ふ。

紺野文太左衞門ノ調書

二五〇四―七（弘化）年代、領内の紺野（④）文太左衞門は其調書中に『又近年新百姓御取立方により、來民中には諸國に足を止候者有レ之、彼等の申す事に、相馬御領分程いなさ風の烈しき場所は無レ之、日本一なるべしと申者有レ之候、尤加賀・越後の者多く、生國異の方に山を帶び、風當り相違有レ之故、第一はいなさを嫌ひ、異の方山を受けたる所に屋敷取を望み、さなきは不レ得レ止東南目前に杉・松・栗の木等を取立、不斷暗しとも不レ思住居致候者有レ之候、右等は全く

①田畠重寶記　②③④⑤福島縣林政紀要藩政篇

①②福島縣林政紀要藩政篇　③帝國林制史　④福島縣林政紀要藩政篇

國の習はしとも可レ申候得共、實にいなさは大毒にて身命にも拘はると心得候向も有レ之候、就ては又御領分の人は、巽の塞りたる住居は蔭地として、人身病を受け甚しきは短命なりと忌み憚るもの多く有レ之候、乍レ去癪氣又は頭痛持・血病人の類、いなさの障りと成るを以て勘辨致候得ば、甚しきは作物の害となるも理りにて候、併ら又村居田地住宅等の吟味は、南の方開け、西北の圍有レ之を上とし、右に反せるを下と致候、是等は商風を厭ふには無レ之、潮風は惡しきと云ふなるべし』云々と記せり。

關東及東海地方

（備考）二四五一（寛政三）年、高崎藩の大石久敬は、其著書中に『其村へ入り、四壁繁茂し、家居圍等の能きは宜き村なり』と記せり。

甲斐國幕府領ノ屋敷林

甲斐國幕府領　二四六二（享和二）年九月、甲斐國八代郡大島村に、百姓銘々持の竹藪〔註三七〕廿二箇所あり、右は百姓四壁の内又は刈生山・砂畑等に立置き、前々より貢納し來りたるものなり。

水戸藩居藪ノ制

水戸藩　二四九二（天保三）年四月、御立山寺社諸士持分竝百姓分付山共、木障伐定法〔註三八〕を制定して、夫々伐取らしむることゝしたるが、其中『往還へ付候居藪ハ一二間、居藪茂り田畠木障に相成候分は東南西二三間』と定めたり。

津藩屋敷林ノ制

津藩　二三〇八（慶安元）年九月、伊賀國在々所々にては、從來百姓屋敷邊のものと雖、大なる樹木は自由に伐採するを許さず、其下草さへも刈ることを許さゞりし爲、百姓等は地

下の弱るものと思量し、木をはやしても一年或は二年の後、人の目につかざる中に根抜する傾向ありしを以て、此月藩は『自レ今以後思々に少宛も自分の林を仕り、或はやしき（屋敷）の廻りにも一本宛も大木を植、枝は薪の用ニも仕、後々は草家の柱にも事かき不レ申候樣に致ニ覺悟一候へ、留山之外百姓自分ニ植候木林は、一圓此方より無ニ指引一百姓ニ任ニ致候一へ』〔註三九〕と申付け、斯くて村の木を繁からしめ、百姓をして子孫の爲木を大切にせしむべく努めたるが、翌二三〇九（慶安二）年三月、百姓四壁の木中御用木となるべきを改帳に登載せる仕來りを廢止し、同時に〔註四〇〕『百姓心〳〵に四へき（壁）竝私の林をも立、草屋の柱、薪之たよりニも可レ仕候、如何樣木を栽、林を立置候共、此方ゟ改申まじく候、如レ此申付事ハ、村もしけり、百姓のためによき樣にと申付候、組村の見かけあしく、むさと荒し候はゝ可レ爲ニ曲事一』と令達し、同年八月〔註四一〕には、四壁を荒らすことを禁じ、其植栽に付ても指導する所あり。二三一三（承應二）年、百姓四壁の挿木〔註四二〕に付て示達し、二三一九（寛文九）年七月、四壁竹木の伐採を制限〔註四三〕したり。

（備考）二四九〇―五〇三（天保）年代、伊勢の大塚昌伯（①）は、其著書中厚性策に於て『御領内の民家一軒にて桐苗一本或は二三本ヅゝ御上より御預けに相成、屋敷の隅に植置候へば、十年の内には大抵十匁程にも相成候、乍レ然寒氣強き所は此例にあらず』と說けり。

年代不明なるも、駿河國鹿玉郡新原村〔註四四〕の地頭は、民家をして災害なからしめん爲、

二段乃至三段歩の土地數箇所を與へて、之に樹木を挿植し、風火の患害を豫防せしめ、之を坪屋敷と稱へたり、而して僅に畑一畝歩に相當する輕租を徵するのみなりしを以て、村民大に之を德とし、爾來領主の代替毎に、該地生立の最良の樹木一本を御用木として公納したりと云ふ。

坪屋敷

北信地方

松代藩屋敷添竹木ノ制

松代藩　二四五九(寛政一一)年十月、信濃國埴科郡雨宮村屋敷添立木、本田に差障りあるを以て、間尺二間と定め、障り木殘らず伐採(註四五)すべきを命ぜり。二四七四(文化一一)年二月、同國小綱新田村頭取吾妻某は、同村御林中の居家風除用として、御林苗杉の內曲木五拾本の下附(註四六・四七)を願出で、翌年春之が交附を受け、屋敷廻の內へ植付を爲したり。

越後國幕府領屋敷林ノ制

越後國幕府領　二四〇〇(元文五)年三月、松平越中守預り地なる越後國頸城郡(中頸城郡)大崎鄕小出雲村の五人組御法帳(註四八)中に『竹木御林は申すに及ばず、百姓山林四壁にても猥りに伐採せざるべく、縱令百姓家普請用に使用する場合と雖、經伺の上、下知を得べし、我儘に伐取るまじき事』を規定せり。

高田藩ノ屋敷林

高田藩　二四七六(文化一三)年十一月、領內の五人組一札(註四九)中に『田畑居屋敷に至る迄少茂荒し申間敷候、面々居屋敷いたらさる(到る所カ)所竹木植連ね、鄕村能見得候樣可レ仕候事』との一項を記入し、二四七八—八九(文政)年代、越後國中頸城郡今町(直江津町)の大年寄①勝島某は、藩命により、今町より高田に通ずる往來八幡より石橋村に至る中間樹木なく、夏季炎熱高く冬季吹雪强く、倒死する者多かりしを以て、石橋原の中央に一屋を造り、周圍に松を植ゑて之が諸害を防ぎ旅人を救助せり、該松は今尙殘れるものありと云ふ。尙年月不明なるも同藩中頸城郡名香山村五人組帳(註五〇)の中に『御公儀樣御立林之儀ハ不レ及レ申、百姓居屋敷之竹木ニ而も、御公儀樣御用之外伐採申間敷候、漆木・櫨・桐・杉・松此外御用ニも立可レ申木之分、縱薪取場入會之山ニ有レ之候共、一切剪採申間敷候、自然屋作致候歟、其外不レ叶普請御坐候而、竹木入申候節ハ、御役人衆へ申上、御下知次第ニ可レ仕候、若猥伐取申候者勿論曲事ニ可レ被ニ仰付一候事』と加へたり。

金澤藩屋敷林ノ制

金澤藩　二三一九(萬治二)年五月、藩は『最前も申觸たる如く百姓居屋敷其外田畠の內に植たる竹木は、公義より構なきにより百姓勝手次第とすべく、尤大木を伐るときは山御奉行へ案內すべし』(註五一)と達し、同年六月、在々檢地之定(註五二)に『百姓居屋敷廻唐竹藪二尺より廣き道竝定石塚墓所を指除くべきこと』として租を減じ、同年十一月、令達(註五三)中に『上り屋敷家其外植木等にあらさせ間敷』『惣構の竹笋切あらさゝるよう切々人を廻し念を入れ、竹卷のこと前々の如く町夫に申付くべし』『惣構の竹は、御作事奉行切手次第に伐らせ申べし』とし、二三二〇(萬治三)年御定書(註五四)を以て『百姓頭振垣根廻り之樹木伐

①本所侯御偉績考附錄

取申度旨願出候節は、木數・間尺・木之名目等百姓願帳ニ御郡奉行奥書を以差越候時分、御作事所江右帋面遣レ之、御用ニ無レ之木ニ候得ハ勝手次第伐取候様御郡奉行江申渡候事』とせしが、後年に至り『當時大木の分ハ御作事所相尋申候、小木ハ相尋不レ申候、御郡奉行被申渡ニ候節は、右帳面御算用場印相渡申候』とせり。

居垣根七木雜木禁伐

二三二六（寛文六）年六月、一柳監物屋敷惣廻りに柳〔註五五〕を挿さしめ、二三三八（延寶六）年九月『御林竝持林持山〔註五六〕ニ而も、七木竝雜木ニ而も、此方江無レ斷壹本茂爲レ伐申間敷候事、勿論居垣根七木雜木同斷之事』として禁伐を令し、二三七一（正德元）年六月、能登國鹿島郡大槻村〔註五七〕に於ては、豫て村定を以て居屋敷廻りに木苗を植うるとせしに拘らず、植ゑざる者あるを不都合とし、此月改めて村定の厲行を約せり。同年八月御算用場〔註五八〕より『土藏屋敷居屋敷ニ而も竹木枝葉も田地之障りニ罷成候旨百姓相斷候は、卽刻枝下し又はこき取候様ニ可ニ申渡一候、百姓一往相斷候上無レ故致ニ延引一候はゝ、百姓中押込、むき取候様ニ可ニ申渡一候、尤其竹木ハ其所ニ指置、百姓取不レ申候様ニ急度可ニ申付一候』と令せり。

栗ノ伐採解禁

二三八三（享保八）年二月、先に能州四郡垣根廻等の栗をも禁伐木となせしに付、若木の内に刈取りて生立せしめざる傾あるを以て、改めて他郡同様百姓勝手に伐採〔註五九〕するを得ることとし、二三八八（享保一三）年三月、能登國山方其他の勤方を變更するや、御算用場より『百姓居屋敷垣根廻松・杉・唐竹等拜領いたし、御收納米たそくニ仕義ニ候、此義者改作所江

居垣根ノ樫木禁伐

直々相願申様』〔註六〇〕と達して、本納の場合垣根廻の樹木を伐採するを得るの特例を開きたるが、二三九八（元文三）年八月、御算用場は『百姓持山林又は居垣根の樫木は、寺社方竝百姓居垣根の内無レ據ものは格別、然らざる場合は伐採を指留むべき』旨指令〔註六一〕して、居垣根の樫木の保護に努め、二四二三（寶暦一三）年六月、去々年渡し置ける能州百姓垣根木帳に付、御作事方役人を廻して見分〔註六二〕せしめ、御用の分を調べしむ。二四四二（天明二）年十二月、藩は『元來百姓垣根竝持山の竹木は、御郡方様子も有レ之植置きたるものなれば、縱令御用木にもむさと伐取るべきものにあらず、就ては今後作事方役人等廻村見分の上、御用木に買上方強制する如きことあらば、其旨申告すべき旨』〔註六三〕を達して、御用の場合と雖、百姓居垣根の樹木を濫りに伐取らざるの趣旨を公示したり。

（備考）　二四四八（天明八）年復月、金澤藩なる越中國の宮永正運①、其著に『農家屋敷廻に木を栽るに多德あり、第一風寒を防ぎ、盜賊の要心と成、或は隣家の火災の難を防なり、枝葉は薪の絕間を助け、幹木は間を抜き伐て材用を足し、落葉は竈の賑と爲し、又田畠の糞の補ともなる事なり（中略）凡杉・雲母（ア）柏・檜・羅漢松・樅・姫子松・櫟・圓柏などの常磐木は、四時風の防と成て屋根を破らるゝ愁なく、夏は木蔭冷しく、農業の暇、莚一枚しきのべて午睡の夢を結ぶに便よし、又槻・桐・榎・鷄冠樹・椶櫚・檀・柵扶（シデ）・桂・杼・合歡木などは歲經るに隨て大木と成、材木にも用て益甚しく、條木は杭となして山田の嚙の崩を補によし』と記せり。

二四六〇（寛政一二）年五月、能登國羽咋郡本江村十村某は、山方御仕法取扱の諮問に對し『御林山の外、百姓稼山竝垣根廻等の諸木を勝手次第に伐採せしむるとは、榮立上可ならざる

①私家農業談

を以て、廻り一尺以上松・杉・栂・樫・廻り五尺以上槻・桐は所用已むを得ざる節、其組十村迄願書を出さしめ、御郡奉行所の認可を受けて伐採し、十村其極印を入るゝことゝし度、又御林藪の外百姓居屋敷の内等惣て唐竹は、百姓より十村へ屆出させ、十村承認後に伐取らしめ度』〔註六四〕と答申せり。二四六八（文化五）年六月、加賀國河北郡北川尻村某〔註六五〕は、先年許可を得て居屋敷續野毛山へ植付けたる松苗生育佳良なるを以て、手入・植増の爲居屋敷内其他實生松苗の厚立を掘取りて植付け、又枯苗の拔指・下枝伐拂の外、尚成林の上は居屋敷續植付林とせられ、御用木は勿論なるが、私用又は川除普請用等にも伐採し得るの件を豫め聞屆け置かれ度旨を願出で、翌年十月〔註六六〕及二四七一（文化八）年正月〔註六七〕に、植替の儀を許されたり。

居屋敷續植付林

（備考）二四七九（文政二）年二月、越中國の五十嵐篤好は其著に於て『垣根の樹木のことは、大木は先々よりあり、小木は養父植をかれしなり、西南は冬の大風をしのぎ、東北は春の大風を防ぐ爲なり、おろそかに思て伐べからず、既に養父の代に隣家藤四郎家火災ありしとき、樹木にて防ぎ、藏の上に火來れども類燒せざるなりと聞、されども前に云へるごとく不幸にして不レ私（知カ）借金出來せば、先道具を賣て不二行屆一ば樹を賣べし（中略）又百年の謀は樹を植べしと云ことあり、今養父の晩年に植置かれし木、予が代に柱とするに足り、早年に植れば其代の内に柱とするに足りぬべし』と記せり。

垣根諸木ノ蔭伐

二四九八（天保九）年閏四月、蔭伐〔註六八〕に付諸郡惣年寄へ宛て『諸郡共垣根竝畔等之諸木生茂り、田畠蔭に相成候個所多有レ之體ニ候、右蔭伐之義ハ先年より嚴重申渡置候之處、不屆至極ニ候』と達し、年寄等をして見分の上之が伐採を厲行せしめたり。

（備考）二四九八（天保九）年十一月、越中國石黒藤右衛門は、其著田地割制度中、居屋敷之事として『西北二方は三歩宛、木植詰申間敷事』又蔭引一卷之事として『居屋敷は南一間、西北二間又は二間五分惣地いたし、屋敷同樣取扱可レ申事』『蔭引には植木一圓不二相成一御定の事』と記せり。

福井藩四壁竹木ノ制

二五〇一（天保一二）年七月、垣根等七木にして田畑日陰となるは、目廻り三尺以上の大木は從來御郡所と改作所とへ願出づる扱〔註六九〕なりしを、以來改作所のみに提出せしむることに改めたり。二五〇五（弘化二）年三月、藩は居屋敷垣根等の七木を無レ據伐取度き者は、十村役より極印を受くべきを令〔註七〇〕せり。年代不明なるも、河北郡倉見村の喜多某〔註七一・七二〕は、其先代が藩より松苗を拜領して居屋敷廻り垣の内に植付けたる垣根松、目廻七寸より二尺九寸迄のもの八百六拾二本を、家政整理の補足とする爲伐取、賣拂ひたき旨願出でたり。

福井藩　二二六一（慶長六）年、山奉行大町靱負が、山林四壁竹木御締方を命ぜらるゝや、在々山林四壁の悉く伐荒されしを見て、百姓持小口三間に松苗壹本づゝを植付〔註七三〕けしめ、其後漸次山間等へも嚴重申付け、二三四一―三（天和）年代、國中大方松林となせりと言傳へ、二三三七（延寶五）年八月、此年より年々山方御條目〔註七四〕を在々寺院諸百姓へ讀聞かせ印形を取りしが、該御條目中『一、在々四壁之竹木一切伐荒申間敷事一、椚木百姓四壁竝山林ニ至迄立置伐取申間敷事』と記せり。二四三八（安永七）年、足羽郡南谷村に於ては、人

①農政全集　②福井縣史　①田地割制度

人屋敷の內、大道添等に限らず、若竹木を植出さば、見付次第早速こぎ取るべく、又四壁竹木家廻り田地掛へ日陰となる竹木あらば、山方見分の上越度とせしむべしと定め、二四五六(寛政八)年三月、藩は山奉行役勤向覺(註七五)中に、村方にして四壁の間に立木なきは、法に從ひて苗木を植付けしめ、尙竹木は改帳を作らしめ、其際地境に念を入るべきことゝせり。二五一六(安政三)年十二月、藩は下山廻御用勤方(註七六)中『下山廻之者ハ、最寄近郷二拾箇村三拾箇村相誘、其村々山林四壁竹木之次第相考候而、用水川除入用之竹木其村柄ニ應し割賦申候事』と規定せり。

越前國幕府領屋敷林ノ制

越前國幕府領　二三八〇(享保五)年十一月、福井藩御預所なる南條郡瀨戸村(宅良村內)の山方御法度(註七七)中『在々四壁の竹木竝持山之竹木共に、自分に伐取申間敷事、子細有レ之伐申度時は、山奉行へ其樣子相達可レ受二差圖一事』と規定したるが、之に反し、二四一九(寶曆九)年二月、坂井郡下野村(濱四郷村內)に於ては、閭頭共三拾五名の連署を以て證文(註七八)を作製し『此度之田畑地平均仕候ニ付、居屋敷四壁竹木之儀伐取申候筈、先達而證文相兗申候得共、風當り隣屋敷相對を以立置候樣ニ相談致候處、風當り「　」猥り相見セ申候間、尙又四壁之分不レ殘竹木伐取申筈ニ相談申候、若又我儘申候而四壁立置候者有レ之候はゝ、村方ゟ人足を以、村方へ竹木伐取申筈相定申事』と約定せり。

西尾藩四壁竹木ノ制

西尾藩　二三五六(元祿九)年三月、越前國南條郡坂口村に在りては、自分四壁の竹木にても濫に伐採せず、已むを得ざる場合は當局の差圖を請くべきを規定(註七九)せり。二四一四(寶曆四)年閏二月、同國坂井郡井向村惣百姓寄合の上(註八〇)『新居屋舖之儀は、地境拂申筈、陰引地一間ハ上畠出し可レ申候、但陰引より六尺內に竹木植可レ申筈』と定めたり。

大和國幕府領屋敷林ノ制

近畿地方

篠山藩屋敷林ノ制

(備考)　二三四九(元祿二)年、若林利明(註八一)は、其著書中五人組法式の章に『立林・居林・惣林等の下刈某月ノ某日ヨリ某日迄、雙方立合候而木ニ隨ヒ某重枝(ママ)マテ刈ヘキナリ、束把ハ定ノ員數配分スヘキ事』又『四壁ノウチ不用ノ草木植ヘカラス、空地ヲナサシムヘカラサル事』『四壁ノ內花梅・櫻・藤ノ類植ヘカラサル事』等を記せり。

大和國幕府領　二四〇五(延享二)年二月、幕府は百姓居屋敷の竹藪に對し、相應の藪錢(註八二)を申付くることゝせり。

(備考)　二四四七(天明七)年、中山元貞は其著書(註八三)中に『堂舍・伽藍・宮殿・屋室之前ニハ必溜池有ヘシ、始建時土ヲ取、其跡ヲ池トシ、植物ヲシ、模樣ヲ取、用水ニ備ヱ、林ハ北乾ノ間是ヲ取、風除ノ木楠・樫・榎・杉・樫・枇杷之類ヲ並木カ、リニ植、其外ニハ松・梅・櫻・楓・海棠・梨子・椿・榛之類ヲ、尺不レ高模樣ヨクアシライ植ヘシ』と記せり。

中國地方

篠山藩　年代不明なるも藩(註八四)の年中行事の一として『御家中屋舖ニ有レ之大木之枝打根切等又者屋舖切縮候類之節、御目附見分被二仰付一候事』として、屋舖木伐採に付ては

城内外々構の並木の場合と同様に取扱ふことゝせり。

鳥取藩人家圍松ノ制

鳥取藩　二四九二(天保三)年四月、藩は伯耆國河村郡(東伯郡)宇野村牓示籾藏邊及因幡國高草郡(氣高郡)賀露村牓示の人家圍(註八五)に松を植付しめたり。

岡山藩家廻リ草藪ノ制

岡山藩　二三二八(寛文八)年八月、在々家廻り(註八六)草藪は受藪に申付け、輕き受銀を徴すべし、受藪たりとて百姓心の儘に伐るべからざる旨令達して、輕徴の租稅を納めしむると共に濫伐を禁ぜり。

(備考)　二三二一―三二(寛文)年代、①山鹿素行は其著に於て『家宅のまはりに樹木をうへ、桑をそだて、畠に野桑を仕立て、朝夕のいとなみに致し、竹木の枝葉をあつめて薪とするなり』と、民の養たる樹藝の要諦を說破せり。

廣島藩屋敷林ノ制

廣島藩　二四九一(天保二)年九月、安藝國賀茂郡菅田村庄屋某等が野路山開地(註八七)の爲、山上へ移住の內命を受けたる際、場所選定の結果、廣村(同郡)論所土見中畑村込所之內かんのう坂なる田畠一町歩外に屋舖三段(但大迫風防竹木建共)を申請せるは、新開の農家に屋敷林の缺くべからざるを示せる一例なるが、二五〇三(天保一四)年八月(註八八)松・栗・椴・檜・杉・槻・楮・橡・槻・桑・栂・弓木を御用木とし、桐・樫・矢筒竹を御用木同樣とし、是等は山所は勿論、家廻りに存するものと雖、無願にて伐採するを得ざるとせり。

山口藩屋敷林ノ制

山口藩　二二六九(慶長一四)年十一月、檢地箇條(註八九)中に『竹木屋敷廻切あらし候ハヽ、給人・庄屋・百姓共ニ法度ニ可ニ申付一事』として屋敷林の伐採を禁じ、二三三七(延寶五)年十月、地方諸法度(註九〇)中、在鄉住宅之衆、屋敷廻りに所持する預り之山に付制限すると共に『屋敷廻りに自分之心遣苦勞を以て植そ立候御用木之類は、於ニ其所一入用之分者、御代官衆江申出、於レ無レ紛は御代官衆より申伺候上可レ被ニ差免一候事』とし、二三四〇(延寶八)年七月(註九一)『御藏入之百姓抱之立山竹木竝屋敷廻り之竹其外御用木採用自ニ往古一御法度之事、然共百姓家普請仕候節ハ、理之品によつて少宛ゆるし被レ遣候、此已後ハ竹木自由に採用仕度と存もの於レ有レ之ハ、畝反之積申付、一ケ年に纔之立銀被ニ召上一採用可レ被ニ差免一候、左候而百姓自由に賣拂ひをもゆるし可レ被レ遣候條、面々於ニ裁判所一沙汰仕可ニ申出一事』として、百姓家普請の際少許の伐採を許し、且立銀を納めしめて他に賣拂ふを得ることゝせしが、二三四九(元祿二)年十月に至り、諸士・寺社・地下人の屋邊の森林(註九二)は、伐採を許さゞる事として再禁伐を厲行し、二三七七(享保二)年、百姓抱の山竝屋敷廻り田畠縁り竹木(註九三)の儀に付、支障なき所柄を見立てゝ銘々抱の山を仕立て、田畠縁り屋敷廻りへも竹木を生立せしむべき旨達し、二三八一(享保六)年十二月、百姓等出精の爲著々奏效(註九四)したるが如く、二四〇九(寛延二)年三月に至り、百姓田畠縁或は屋敷廻り立置等の竹木自用(註九五)を許すことゝしたり。

四國地方

①山鹿語類

徳島藩屋敷林ノ制

徳島藩　二二六六(慶長一一)年四月、①阿波國美馬郡端々山に於る制札に『當谷中竹之儀、自レ今以後堅令二政道一急度可二林置一候、萬一無沙汰ニ仕、竹於レ無レ之者、其屋敷主竝隣端之者共可レ令二成敗一事』と記し、屋敷林としての竹の重要なるを公示したるが、二二九六(寛永一三)年十一月、那賀郡下大野村之内備前島上村某への拝領屋敷證文(註九六)に『其方居屋敷三反八畝、此高一石九斗竝居屋敷廻り竹木、右之通其方へ被レ下候』とあり、又二二九九(寛永一六)年三月、勝浦郡田野村本木某への證文(註九七)にも『田野浦村茶園物成米京升にて一斗五升也、同所其方居屋敷廻り藪之事、右二口此跡蓬庵様より其方へ被レ下候』とあり、何れも屋敷廻りに竹木を仕立てたるを例證せるものなり。二三五三(元禄六)年四月、阿波・淡路兩國に於る附軒林(註九八)等隱置けるものは、死罪・追放・科銀に處する旨を達せり。

高知藩家懸林ノ制

高知藩　二三二四(寛文四)年三月、山林諸木之定(註九九)に居屋敷掛の事として『屋敷幅に山六拾間を付すべし、但前々より林有る所の下へ新規に家を立てたる者ある時、其山は以前林を立てたる者の支配たるべき事』としたるが、二三五〇(元禄三)年三月にも、重ねて同様の令規(註一〇〇)を設け、伐採を自由ならしめたり。二三三四(延寶二)年、藩は田地方定(註一〇一)中に、芝山を領知作式等に望みて其内を少しく開發し、作目に成らざるを林となし度と申出るとも、先規よりの御定に從ひ、新林となすを許さず、其仔細は百姓等が牛馬追出し、肥草刈る場所の漸次狹まりて困難するを慮りての事なるが、家掛に付ては特別に『家

①阿波藩民政資料

臺を居候者は、庄屋・年寄共ニ相斷、爲二面隱一前々之通、家掛六拾間は林可レ申、左樣茂無レ之候は山之内開方ニ成候所迄を可レ遣事』とし、二三五〇(元禄三)年三月、百姓居屋敷廻りの竹藪(註一〇二)にして領知作職等に望むときは、定通り面かくしに幅一間殘すべく、若し少しも殘さゞるに於ては其田地を取返し屋敷主の控地とせしめ、又申請けたる野山の内少々田畠に開き殘部を林となすを許さゞるが、屋敷を構へ居住する場合に限り面かくし又屋敷掛りの山として六拾間を林とせしむるを得ることゝし延寶二年の定と同一とせり。二四八二(文政五)年、家懸林(註一〇三)を總て冥加米立とし、其際林の間數を制限せず、他に故障なき分は、總て同林の名稱を附することゝせるが、二四八九(文政一二)年十月、近來村々家懸林を無斷開發作付等する者あり、不埒の至なるを以て、今後之を嚴禁(註一〇四・一〇五)する旨布達し、二五〇三(天保一四)年迄に右開發を願出でたるもの、幡多郡に於て拾箇村に及びたるも、尚屆落の者無きを保せざるを以て、藩は同年十二月更に、村々詮議の上明年二月限り、開發の有無を屆出づべく、同時に近來村々にて底地無貢物の場所へ新に竹木を林立て、控山或は水持山・家懸林抔唱ふるものゝ如き、是亦明年二月限り其有無を穿鑿すべき旨、御山方より觸出し、二五〇四(弘化元)年秋、山方係役人同郡を廻村して巡閲(註一〇六)する所あり、二五二八―九(明治元・二)年代、同林の冥加米を廢して山稅立私山(註一〇七)とせり。

二五〇一(天保一二)年五月、幡多郡中村宮崎某(註一〇七)は、不破中山御留山に隣れる其居屋敷

が、山ハナ屋敷にて至つて風當り烈しきに付、自然御留山の樹林を伐拂はるゝに於ては、風雨の節迷惑勘からざるを以て、底地二拾ケ年限り御預ケ山とせられたき旨、支配頭奥書を以て御山奉行所に願出でたり。

九州地方

小倉藩屋敷林ノ制

小倉藩　二三四三(天和三)年十一月、筑前國京都郡長井手永(註一〇八)花隈村の屋敷廻り木數五百五拾八本(七寸廻り以上五尺四寸廻り迄)又同手永全體の屋敷廻り木數千六百拾三本(七寸廻り以上一丈廻り迄)を算せり。二五二九(明治二)年七月、同藩は、近年山野(註一〇九)別て伐荒し竹木乏しくなりたるに付、今後前年冬より諸木植付方に取掛るべしとて、特に屋敷内には其家主々々等、桐・櫁欄・竹の類其他材木薪の材料たるべきもの何にても植込むべく、桑の如きは屋敷廻り・圃廻り等の生籬代りに植込む樣世話すべし、植込の竹木を妨ぐるもの、又は無斷にて伐取るものは罰せらるべく、右は百姓等をして、今後屋立材木・薪等に不自由なからしめんが爲申付くるものなれば、出精して盛木の上は願次第伐採を許すべしと觸れしめたり。

福岡藩屋敷林ノ制

福岡藩

(備考)　二三五六(元祿九)年、筑前國の宮崎安貞は、其著書中に述べて『田家或田畠の畦に木をうへ、常にやしき廻り

にうゆるにも、西北の風寒を防ぎ、東南の暖かなる和氣を蓄へ、陽氣の內に滿る心得して栽ぬれは、其內に作る物の盛長も早くよくさかへ、土地も漸肥て磽土も變して後は良田となるべし(中略)惣して田舍やしきの廻りに木をうゆるに多くの德あり、風寒をふせぐのみならず、盜賊の防ぎとなり、或は隣家の火災の隔ともなり、枝葉は薪の絕間を助け、しん木は間をぬき伐て材木とし、落葉は殊に田畠の糞によき物なり、菓樹を西北の方に植、竹を東北の隅にうへて、根を西南の方にいかするはつねの事也』又『椎は殊に葉よくしけりさかへて多しほます、しんぼく強く風のふせぎによし、屋敷廻り庭にうへてもよし、實も木も他木の及ぶ物にあらず』といひ『山茶(ツバキ)は花を賞するのみならず、實を取て油とすれば、甚民の用を助く、山邊など屋敷廻り土地を見合せて多くもうゆべし、幹は材木ともなるものなり』と云へり。

屋敷添山

二三八六(享保一一)年、御立山・野山・草山坪數改めの際、御笠郡(筑紫郡)乙金村にては、村中四壁廻り藪竹木(註一一〇)を山奉行に書上げ、二四二〇(寶曆一〇)年五月、百姓四壁竹木伐採定(註一一一)を規定し、二四二七(明和四)年二月、郡奉行は、村々百姓屋敷四壁廻りが、雜木柴等生茂りて用木少くなりたるに付、今より百姓共銘々心懸け、楠・杉・檜・漆・桐・へら・しゆろ等の用木に仕立替(註一一二・一一三)ふべき旨申付け、二四五〇(寬政二)年七月、屋敷添山等の扱方(註一一四)を定め、二四七八―八九(文政)年代、屋敷添の山(註一一五)は預り主より證據を差出し、山を立茂らしむべく、藩の用木として伐採りたる時は、技葉は預り主に下附さるべき旨家老より達し、同時代、百姓四壁廻り楠・杉類の上木(註一一六)は、願出づるとも下附されず、但し其他の雜木は、屋敷內に在る者は下附さるゝ事となれり。二五一

○（嘉永三）年、御山御法度誓紙前書中に、四壁濫伐禁止の事（註一一七）あり。二五三四（明治七）年、福岡縣に於る山野稅中に藪稅（註一一八・一一九）あり、右は百姓銘々屋敷添なる私有地の藪に對する課稅にして、元福岡藩たりし早良郡西村にては、其課稅率一段に付五拾九錢七厘、同郡西入部村にては、同三拾八錢六厘となり居れり。

嚴原藩　二三四五（貞享二）年、以前は百姓居屋敷の立木にても、藩用の爲には些の厭ひもなく伐採せられたるが、此年以來、藩用の材木は之を山村より伐採し、諸人居屋敷の木は一切伐取を禁（註一二〇）じ、萬一田畑に有害の成木を伐除かしむる時には、百姓同樣の代銀を支拂ふことゝし、請藪の木の如きは尙更一木にも觸れざることゝなせり。

嚴原藩屋敷林ノ制

平戸藩　二三八一（享保六）年、藩は山守の起請文前書（註一二一）中に『椎かぶ、諸人屋敷廻りに植立以後掘替柱之爲め育つ樣に打廻り可ニ申聞一事』と記載せしめて、屋敷廻りに椎の繁殖を怠らざらしめたり。

平戸藩屋敷林ノ制

佐賀藩　二五二一（文久元）年七月、鶴田某（註一二二）より、同人屋敷裏中の圍杉、近來稍枯葉を見るに至りたるは、下男掃除燒の爲にして、場所柄重疊恐縮の至に堪へず、用捨を請ふ旨申出でたり。

佐賀藩屋敷林ノ制

島原藩　二三四九（元祿一二）年五月、藩は豐後領の村々に對して、四壁園の內藪林（註一二三）を免許し、二人持迄の木は庄屋・山留へ斷り、三人持以上は山奉行へ斷りたる上之を伐るべく、請藪內の木も同樣たるべし、四壁の內たりとも楠・杉・桐等は、濫に伐採すべからざる旨申渡したるが、二三六七（寶永四）年、島原村（肥前國南高來郡）にては、百姓四壁百七箇所（註一二四）を存し、段別一町一段歩に及び、杉・樫・楠・栗・雜木凡四百八拾本、數竹九寸廻より一尺廻迄のもの二百本許、小柄竹七寸廻より四寸廻迄のもの二百七拾束を算せり。二四三五（安永四）年、定書（註一二五）中『百姓四壁園之內、杉・楠・桐木、領分に少ク有レ之ニ付、伐採不レ申候樣』と規定せしが、二四五二（寬政四）年、南高來郡多比良村轟名（註一二六）より山奉行に宛て、四壁內なる雜惡木にして作障りとなるものを伐採して薪に賣拂ひ、夫食足しにも仕度と願出でたる者ありたり。

島原藩屋敷林ノ制

熊本藩　二三三〇（寬文一〇）年七月、藩は覺書（註一二七）中に『百姓屋敷廻り之木、其百姓植候分ハ植立候者心儘ニ剪可レ申候、從ニ前々一有レ之大木は剪申間敷候事』と規定して屋敷林の保育を圖れり。二三四四（貞享元）年六月『御藪の藪御用に入申分は引除置、其外の藪上・中・下に隨ひ運上米銀を相定、請藪に被ニ仰付一候間、御百姓共剪候而賣可レ出候事』と達したるが、請藪とは宅地の一隅又は田畑の畦畔等に、風・火災の防衛を目的とし、御藪の內を分割して當該受持主の出願に依り、管理保護を委託したるものにして、相當の代米を徵し、竹は受持主自由の處分に委し、立木の伐採には拂下代價を納付せしめたりと云ふ。二五二〇（萬延元）年四月、小國郡代は、北里手永萩原村（玉名郡）某受藪の杉二拾五本の代錢とし

熊本藩屋敷林ノ制

て、二拾目八分を上納せしめ之を引渡したり。

中津藩屋敷林ノ制

中津藩　二四一四(寶暦四)年十二月、在中御條目〔註一二八〕中に、四壁山藪等の竹木を伐又は枝葉下さらへ等致度願は、山之口役念を入れて申出づべき旨を規定し、二四二五(明和二)年五月、四壁運上に付て釋明〔註一二九〕せるものあり。

佐伯藩屋敷林ノ制

佐伯藩　二二六六(慶長一一)年正月『百姓ノ屋敷廻リ・同在所廻リニテ、山椒ノ木・柿ノ木・梅ノ木・梨ノ木ナト、材木ニモ薪ニモ一切伐ル間敷事、在所廻リ・百姓居屋敷廻リニテ、竹木伐ル事ハ總テ無用ナリ』〔註一三〇〕と達したり。

人吉藩屋敷林ノ制

人吉藩　二四三六(安永五)年三月、杉・檜にして家中拝領屋舗のものは伐採を自由とせしめ、在方に於るは伐木代の内二割銀を給與〔註一三一〕することとし、同年七月、城下小路の居屋敷に於る杉其他の樹木〔註一三二〕は、縦令御用木と指定しあるものと雖、居屋敷主自分に伐採するを許すことゝし、該小路は麓・原城・新小路・南小路・大手馬場・灰久保・老神馬場・新馬場・辻出水田・青井馬場と限り、二四四八(天明八)年七月、諸郷居屋敷内の雑木〔註一三三〕にして人家又は田畑の障りとなるものは、願出により見分の上伐採せしめ、其御用木たらざる分は之を無代にて下附し、若し無年貢地内のものなるときは代銀を上納せしむることゝせり。又杉・檜は總て先規によることゝし、桐は『別而屋敷廻り木立宜物に候間、折角成木候様心掛、尤御拂底もの之事ニ候條、杉・檜同様相心得可レ被ニ罷在一』と觸出せり。

同年十二月『赦免屋舗之竹木ハ、垣より外に廃出候分可レ伐レ之、立跡ハ何時も可レ拂之事』〔註一三四〕とし、一四五六(寛政八)年正月、屋敷添藪山〔註一三五〕漸次生育するに至れるが、何れも之を自分山と心得べからず、公領の事ゆゑ御用の節は伐取せらるゝことあるべき旨布達し、同年三月、手作配地の屋敷圍内の杉・檜等〔註一三六〕は、拝領屋敷に準ずることゝし、二四六三(享和三)年閏正月、小路方拝領屋敷内の杉・檜は、此月より以前の通随意伐採し得ることに復舊〔註一三七〕せられ、二四六六(文化三)年十一月、更めて寺社拝領屋敷たりとも、願の上伐採するを定法とする旨寺社奉行へ通達〔註一三八〕し、二四八五(文政八)年六月、諸郷銀懸り屋敷内の杉・檜の外、桐竝諸木拂方の節は、侍百姓の差別なく代銀半高下附さるべく、但御用木として伐採の節は従前の通りたる事、又諸郷屋敷添銀懸りにあらざる場所の分は、代銀の三分通り下付さるべく、但書同斷の旨諸郷へ廻文せり。

鹿児島藩居屋敷四壁山ノ制

（備考）當時無税〔註一三九〕の地へ一戸一己自費を以て屋敷の周圍に竹木を栽培したるを、屋敷添或は藪山と稱したるが、元來無税地たるの故を以て、維新藩政改革の際、右何れも共有地と定められたりと云ふ。

飫肥藩家根山ノ制

飫肥藩　家屋の周圍に仕立てたる竹木の叢を家根山〔註一四〇〕と稱し、幅三間と定めたりと云ふ。

鹿児島藩　二二三八五(享保一〇)年五月、御規模帳〔註一四一〕中に次の如く規定せり。

（前略）

一、衆中居屋敷四壁山諸竹之儀ハ、山奉行所構無レ之、屋敷主心次第可二伐取一事
一、右同斷居屋敷諸木之儀ハ、屋敷主仕立置候ても、山奉行支配にて候故、無二御免一伐取候儀曾て不二相成一筈
（中略）
一、私領屋敷茂領主持高之内ニて候、右之内ニ有レ之竹木は、領主ニても伐取候儀不二相成一御法ニ候得ハ、私領士ハ外城衆並之勤を茂致候譯を以、屋敷差免置事之由候ニ付、御用木外ハ難（雜カ）木ハ領主次第被レ爲候儀、外城衆中屋敷同前之首尾ニ申付候間、御用木且又勝之本木茂相改、一帳ニ記、山奉行所へ差出置候、其分ハ曾て不レ致二聊爾一樣、山方役人ゟ申出伐取樣、諸事外城衆中屋敷同前之格ニ可二申渡一事
一、私領士屋敷四壁山竹之儀も、前條同斷之首尾申付候間、是又領主へ可二申渡一事
一、當時有レ之私領士屋敷藪外ニ屋敷被ニ差免一候儀も有レ之候はゝ、其場之竹木、山奉行所へ可二申出一候、於二其儀一ハ見分之上支無レ之候はゝ可二差免一事
右之通、此節ゟ申渡候間、紛敷無レ之樣堅固ニ有レ之樣被二仰渡一候事

（備考）二四六四（文化元）年、曾槩[1]等は其著書中に『第館には四方に築地構へ、渠壍を通じ、常春の良き樹竹を環し植て、火災・颶風を防き救ふの處をなすへし、市坊の類比屋何十町も打連たらんには餘慶の處なしとも、間々に火除の空地を置て、枝葉の立さかゆべき竹木を仕立て、水氣を引べし、樹林蓊茂ゆれは自然と潤澤を生じて、火災多からざるは、田野のためしにてもしるべき事ぞ』と說けり。

①成形圖說

琉球藩屋敷圍ノにか竹

琉球藩　二五一四（安政元）年六月、諸事締[註一四二]中に『屋敷園之儀、にか竹にて仕合候は所々重寶不レ輕事候處、其勘辨無レ之、都て諸木紛植付置候故、にか竹之入用は他間切より買入を以相辨候由、甚以愚昧之仕形候條、漸々竹に植替、用分無レ支相辨候樣毎度可二致差引一事』として、屋敷園ににか竹の植付を奬勵したり。

要約　之を要するに、屋敷林は中古の初め宅邊の樹林として存在せるよりせば、恐らく其以前に發生せるものなることを推察するを得べく、爾來宅地は次第に增加し、莊園時代より封建時代に於て一層擴張せられ、貴族階級は勿論、大百姓大町人の興起に伴ひ、本林も亦相當に發達したるものゝ如し。而して該林の廣さは、時代と地方とによりて同一ならずと雖、庶民一戸に付一町歩を超ゆるもの極めて稀にして、狹きは五・六畝歩、廣きも五・六段歩に過ぎざるを普通とす。尤屋敷の間口によりて配置せられたるものには稍廣きもあり、又上層階級に至りては數町歩數拾町歩を擁する者尠しとせず。本林は概して人工を以て、新植・新挿・補植し、特に手入保護を加へたるものにして、其樹種は裏日本にありては杉を主とし、羅漢柏・竹・栗・桐・漆・ヤチダモ・ハンノキ・榎・櫟の外稀に樫を以てし、表日本にありては樫・樟・欅・イヌマキ・棕櫚・竹を充用し、所により杉・檜を用ひたるもあり。是等の樹木は、單純なるあり混淆せるありと雖、何れも密生して高く伸長せしむるを常とす。之が植付に對しては多くは當事者の自由と

し、願によりて苗木を下附し、或は植立證文を交附するもあり、又本林に對しては、藪錢等を徵收する所あるも、大抵四壁引（三畝歩以下は四面各一尺より二尺迄、以上は一間通を除去す）或は檢地の際打繩を緩にして租稅を輕減し、本林に隣接する田畑に對しても同樣とするを例とせり。加之伐採に對しては一部又は全部に制限を加ふるを普通とするも、所により大木と雖勝手にせしめ、其伐採木の如き自家用に供せしめ、公用の必要あるときも濫に徵發せず、若し公用木となす場合は代物を附與することゝして本林の成立を奬勵したり。然れども一面には植付を强制し、既に成立せるものに對して一切禁伐若くは伐採を制限し、或は樟・樫等特殊樹種に限りて留木とし、或は大木のみの伐採を停止したるあり、總て伐採は無斷に實行せしめず、伐採に際しては見分を行ひ、跡地に代植せしめ、伐採木一本に對して七本の代植を課せるもあり、若し禁を犯す場合には、當事者のみならず隣家をも從犯として罰し、甚だしきは所拂を以てせるもあり。斯くして撫育せる屋敷林も、人家又は作物に日蔭を與ふるときは、蔭伐を行はしめ、其枝葉を所有主に交附す、被害の著しきは根切せしむるもありたり。明治維新後、屋敷林の多くは民有に歸屬して、各所有者の自由經營に委せらるゝことゝなり、現今尙舊時代の儘保存に努むるものありと雖、地方によりては縣令を以て之が伐採を强要したるもあり、一般に減少の傾向あるのみならず、將來人口の增加に從ひて、次第に衰退すべき運命にあるものゝ如し。

註一・二【地方故實錄卷上】○農林省
註三【禁祕御遺狀】○新潟縣中頸城郡潟町村内藤善次郎氏
註四【憲教類典・教令類纂初集】○内閣文庫
註五【地方袖中錄中編】○農林省
註六【農書大全】○同上
註七【伊奈家傳書・農牧地方見聞格知集】○内閣文庫
註八【督農要略寫】○編者
註九・一〇【天和三年日記】○弘前市津輕伯爵別邸
註一一・一二【農地方覺書】○弘前市新町岩見常三郎氏
註一三【延享二年日記】○津輕伯爵別邸
註一四【要記祕鑑一三】○弘前市圖書館
註一五【享和元年日記】○津輕伯爵別邸
註一六【草井澤村某風除林立願書】○巖手縣利賀郡湯田村小田島寅吉氏
註一七【雜書】○盛岡市南部伯爵別邸
註一八【天量君令記】○盛岡圖書館
註一九【居垣内植杉伐採願書】○巖手縣九戸郡侍濱村久慈毅一郎氏
註二〇【田名部町圖】○同縣上閉伊郡遠野町海老久太氏
註二一【御廻紙留控】○同縣同郡甲子村野田又四郎氏
註二二【肝入代之節御用物御引渡帳】○同上

註二三　【御村請用書上帳】。嚴手縣上閉伊郡含守村監督
註二四　【山口錄帳】。宮城縣遠田郡涌谷村石川省員氏
註二五　【御文書寫】。仙臺市伊達伯餅邸
註二六　【御文書寫】。宮城縣鬱
註二七　【八宮村居久根御改書上帳】。宮城縣刈田郡蔵岡
註二八　【御屋敷方御定】。仙臺市唐木東四郎氏
註二九　【加美郡三城寺村當塚長入上り御林二ヶ所御繩圖
註三〇　【山林方緊要抜萃】。伊達伯餅邸
註三一　【刈田郡滑津村請御用永留】。宮城縣刈田郡土ヶ
註三二　【御郡村御取締向被仰渡御屆條寫】。同上
註三三　【舊仙臺藩山林制度問答筆記】。宮城縣鬱
註三四　【宋線俘手控覺】。山形縣東上郡新庄町齋藤氏旅
註三五　【遊佐鄉御舊記調】。酒田市光丘圖書館
註三六　【寛文三年）三月十六日、百姓屋敷地に有之分不類無代
諸木は、持主或に自由に御用に付候者上、候時は、代物可
諸鄉村百姓屋敷又は持畠等に田木の桐・竹木雜萱候者上、
前よりも地主にも少しも代物不ゝ爲、取候ニ付、桐・竹木
奉行より申付候得共、數而百姓數晶共に、植木立込候得ば
に遣候節は、代物も不ゝ遣ゝ下、自分の用に伏採候分は、
ゝ及ゝ申、自然生の桐・竹木も取拾候樣に至候、此段先規
ば加判の者共評議の上順路に可ゝ申付ゝ候、少々の儀に
來は百姓の心次第何木にても植立、其内御用木に可ゝ取
數無ゝ之樣にいたし候はゞ、澤山に木も植置、連々御用
致ゝ類燒ゝ候家の四方に有ゝ之候樣拵候得ば、燒候木をも
候得共、御訴訟は不ゝ申出ゝ候處、去年四月三日ゟ霜降
ゝ之、非法の樣に數間、評議の上不ゝ及ゝ御内聞ニ其文言
植立候ゝ一同致ゝ得心ゝ候樣に諸事ゝ候間、見以無ゝ調
註三七　【村差出明細帳】。山梨縣鬱
註三八　【天保令條】。水戸市彰考館
註三九・四〇・四一・四二・四三　【宗國史】。三重縣阿山郡
註四四　【山林沿革史】。鳥林省
註四五　【屋敷添立木處伐請書】。足野縣鹿部村郡宮縣村
註四六・四七　【五人組御法帳小出書抄】。編者
註四八　【越後國頸城郡大嶋郷小出雲村五人組御法帳】。
註四九　【五人組帳面白河那釜子村根本彪氏

註五〇　【越後國頸城郡五人組帳】　新潟縣中頸城郡名香

註五一　【羽黒政令九】　○石川縣羽咋郡柏崎村岡野忠保氏

註五二　【御普請會所御定】　○石川縣羽咋郡鵜川村岡部恒

註五三　【御普請會所御格帳】　○前田侯爵家

註五四　【改作所奮記】　○同上

註五五　【延寶年中改申御條目之留】　○同上

註五六　【湖水相談所留記】　○同上

註五七　【三百二條奮記】　○同上

註五八　【國部文書】　○岡部宗氏

註五九　【國部文書】　○右川縣河北郡笠谷村新田義雄氏

註六〇　【新田文書】　○右川縣河北郡笠谷村新田義雄氏

註六一　【樫木御林＝付御藁用場達書】　○岡部恒氏

註六二　【岡野文書】　○岡野忠保氏

註六三　【百姓恒根持山七木＝付申渡書寫】　○岡部恒氏

註六四　【山方御仕法】　○岡野忠保氏

註六五・六六・六七　【松林仕立方存寄一件】　○新田義雄氏

註六八　【郡方御觸】　○前田侯爵家

註六九　【國部文書】　○岡部恒氏

註七〇　【百姓篠山林立方之義被仰渡之御觸、右＝付林立方之義被仰渡之御觸、同仕法申渡帳一件留帳】　○岡野忠保氏

註七一　【屋敷繪圖面丙備忘控】　○新田義雄氏

註七三・七四　【山方御定書】　○福井縣立圖書館

註七五　【御仕置條々之事】　○福井縣坂井郡波寄町郷村橋野藤兵衛氏

註七六　【相定申證文之事】　○福井縣坂井郡波寄町郷村橋野藤兵衛氏

註七七　【山方御法度御書入別判形帳】　○福井縣立圖書館

註七八　【山方御法度御書入別判形帳】　○福井縣立圖書館

註七九　【山奉行役勤向覺】　○福井縣立圖書館

註八〇　【井向村檢地帳寫】　○同縣坂井郡波寄町郷村橋野藤兵衛氏

註八一　【若林農業書卷二】　○編者

註八二　【梁簎農業辭典・御觸留二】　○奈良市上ノ大路町杉原守茂氏

註八三　【野人私草】　○內閣文庫

註八四　【年中行事】　○兵庫縣多紀郡篠山町青山子假邸

註八五　【植物方日記】　○鳥取市池田侯舊別邸

註八六　【山林共遊會規約】　○編者

註八七　【野路出御閉地請狀帳】　○廣島縣賀茂郡中黒瀨村土肥元忠氏

註八八　【御山御書出し寫し】　○廣島縣立圖書館

註八九　【檢地御觸類】　○東京市毛利公舊邸

註九〇・九一・九二　【御書附】　○同上

章四　德川的林系　二　屋敷林

代銀上納ニ〆相濟候儀＝有レ之候事

一、百姓古野山之儀木伐作村木等＝頭出候分ハ、御法之通＝候得共、勿論地方拵候儀＝テ無レ之候得ハ、郡代ニ〆可レ申候、尤御林之儀ハ勿論、郡代ニ〆モ伐取候儀ハ不レ相成候、若シ心得違之者有レ之候ハヽ、急度可二申付一候事

一、御法之代銀上納ニ〆濟候儀ハ、勿論地方拵候儀ニテ無レ之候得ハ、郡代ニ〆モ伐取候儀ハ不レ相成候、若シ心得違之者有レ之候ハヽ、急度可二申付一候事

一、百姓古野山之儀木伐作村木等＝頭出候分ハ、御法之通＝候得共、勿論地方拵候儀＝テ無レ之候得ハ、郡代ニ〆モ伐取候儀ハ不レ相成候、若シ心得違之者有レ之候ハヽ、急度可二申付一候事

一、御法之代銀上納ニ〆濟候儀ハ、勿論地方拵候儀ニテ

註一二八【在中御條目併御書附】○中津市福澤記念圖書館
註一二九【訟平賦均錄】○同上
註一三〇【大日本農功傳】○編者
註一三一・一三二【杉檜之格錄】○熊本縣人吉町相良子爵別邸
註一三三【明細記】○同上
註一三四【上壺番】○同上
註一三五【人吉藩林制及慣行調】○熊本營林局
註一三六・一三七【明細記】○相良子爵別邸
註一三八【罰帳】○同上
註一三九【人吉藩林制及慣行調】○熊本營林局
註一四〇【飫肥藩林制調書寫】○編者
註一四一【御規模帳寫】○熊本營林局
註一四二【琉球産業制度資料寫】○那覇市沖繩圖書館

附 生 籬

名稱 久根(クネ)(仙臺・越後・秋田)生壻(イキクネ)とも稱することあるも、通例之を生籬(イケガキ)と云ふ。

(備考) カキ(垣)は限るの義、クニ・クネと同じとせらる。

意義 住宅地等の周圍に竹木を植付けて、境界を表示する外、見透防ぎ(隱蔽)盜人防ぎ或は防霜・防雪・防風・防火・防潮・防砂等の用に供するを目的とするものにして、其庭園林・屋敷林等と接續せる場合は、相互の效用を一層顯著ならしむることあり。隨つて生籬は森林にあらずと雖、庭園林・屋敷林等と相俟つて衞生的・保安的の林系の一部を構成するものと看做すを得べし。又刈込みたる生籬の枝葉は、燃料の一助となすと尠からず。

沿革 上古フシカキ(①)(青柴垣)カラカキ(韓垣)クミカキ(組垣)あり、又中古『吾妹子(②)か宿の籬』『我門(③)の片山椿』『鶯の通ふ垣根』等と詠まれ、既に久しき以前より籬の存したるを推知し得べく、一六九〇(長元三)年四月、六位(④)以下の第宅には檜皮葺と共に築垣を禁ぜられたるより、自然生籬行はれ、爾後石塀・土塀等增加せしなるべきも、是れ上流階級の間にして、百姓は概ね生籬を以てせしものゝ如し。

(備考) 二三五六(元祿九)年、宮崎安貞(⑤)は其著書に於て、生籬の樹種と各其效用・手入に就て『いけかきに作る木は臭橘(カラタチ)・枸杞(クコ)・五加(ウコギ)・秦椒(サンセウ)・梔子(クチナシ)・剌杉(トゲスギ)・楮・桑・櫻桃・細竹色々多し、此等の類よし、中にも臭橘・うこぎ・枸杞勝れて宜し、臭橘

①日本書紀、倭訓栞　②③萬葉集　④日本紀略　⑤農業全書卷九

は盗賊の防き是にこゆる物なし（中略）いか様下には刺ある物を厚くうへ、骨に横ぶちをしかと結たるは盗賊の用心となり、かひ〴〵しく見ゆるのみならず、實を取、葉を取、花もありて、山居・村居の屋敷廻りには、色々の籬を作りをきて、家事を助る計事ともなるべし、所によりて骨に梅・櫻もよし』又『刺杉は、籬に作りて生がきにはよし、本より枝付さかへしげりてふせぎとなるべし』と述べ、又二四四九（寛政元）年、中山元貞〔註一〕は其著書中に『墻籬風防には、ねづみもち・枇杷・さんご樹等を良しとす』と記せり。

弘前藩生垣ノ制

弘前藩　二三六四（寛永元）年十月、在々屋敷圍四壁に生垣を付け、諸木茂る様に植付くべきの處、近來之を伐取る者もあり、或は植付けざる者もあるを以て、自今家別詮議の上、四壁生垣を仕立つべき旨嚴命して、生垣の造成を強制〔註二〕したるが、二三七六（享保元）年八月、藩は更に在々所々に於る役所の柴垣を、生垣に改むる様命じたる所、惣代官より生垣に植うべき諸木〔註三〕として、うつ木・うこき・山ふき・ひやうひ・にか竹・ちしや木・からたち・唐竹・むくの木・すもゝの木・山升の木・ふたこ柴・はんの木・櫻・くこ等の申立あり、何れの木にても、其土地相應にして、手寄に在るものを挿木又は實生等として漸次植付くることゝし、翌二三七七（享保二）年三月〔註四〕、金木新田御藏屋敷前の柴垣は里うつきを植付け、追てやちは・たも植うべく、俵元新田御藏屋敷前の柵立、大間越・深浦・鰺ケ澤・青森各御假屋廻、金井ケ澤漆御番所廻、千年山御茶屋廻、野内及小泊湊御番所廻、淺蟲及高田村・浪岡村各御本陣廻、藤澤村及村市村山方番所廻、蟹田御役屋敷及同漆御番所明屋敷廻、今別町々奉行役所廻竝各代官役所廻には、何れもうつきを以て生垣を仕立て、所によりては之に山うつき・柳・うこき・ふたこ柴等を配することゝし、碇關海道之内釻ケ鼻・ちかい館・大鰐・湯川原御小屋廻等は、生垣とし難きに付、從來の通り柴垣としたり、尤富田・清水等の御鷹部屋は、犬猫の入るを防ぐ爲柴垣を保存することゝせり。

盛岡藩居くね垣ノ制

二三七八（享保三）年三月、前年植付けたる千年山御庭廻りの生垣〔註五〕薄く、枯痛みの箇所も生じたるに付、係役人の申立により、一間に六七本許宛、太さ五六寸廻、長さ五六尺のものを植付けを生垣に改むるに付、枝柳一間に六七本許宛、太さ五六寸廻、長さ五六尺のものを植付けしめ、二三八四（享保九）年十月、報恩寺々庵前の塀、風雨にて倒れたるに付、其跡へうつ木・うこ木の類を以て生垣〔註六〕を築くべき旨を命ぜり。

盛岡藩　二四〇九（寛延二）年九月、生木垣〔註七〕に使用する横木用として、小松五百本、及横木結付用として藤つら物千尋の入用を書上げ、二四六三（享和三）年、居くね垣〔註八〕添に生立ち御帳入無き樹木の伐採に際しては、寺社境内木品元剪御證文同樣、極印入にて許可することとし、二四六四（文化元）年十月、近年手寄の御山剪木となりて御用木にも差支へ、春木も遠山より剪出すことゝなりしに付、薪直段高騰して一統の難儀となれるを以て、特に近山を保育するの必要を生ぜるに拘らず、諸士居垣用の柴杭として年々剪出さるゝもの尠からず、之に依り是等の垣、特に裏通境垣は生垣に改む〔註九〕べしと令達し、二五一五（安政二）

年二月、當春より屋敷廻柴垣〔註一〇〕幾重にも心を用ひ、成る可く薄く結立置き、漸次桑・はつすひば或はつさ等と取代へ、生垣に改むる様心懸くべく、場所に寄り居垣薄く迷惑の向は、竹葭垣又は板塀土塀とするも苦しからず、柴杭長木等は濫に用ふべからずとの申渡あり、右に付東西兩根御山奉行より、生垣に用ふべき諸苗木を仕立置くべき旨を達したり。

仙臺藩久根垣ノ制

仙臺藩　二三三七（延寶五）年三月、遠田郡箆峰寺衆徒口上中に『當月七日の朝吉住村の者共大勢押懸けて、先年屋敷圍のウツギ久根をあらしたる旨』〔註一一〕を記載しあり、當時生籬としてウツギを植ゑたるの一例たり。二三四二（天和二）年、藩は、所々御假屋外、人屋・御藏場・材木藏・流木置場等の屋敷廻り垣を追々生垣に取立つべしと各郡奉行に申渡〔註一二〕して、生垣の造成に努めたるが、山林方の御藏廻には折々植繼ありしも、其外は兎角行屆かざりしを以て、重ねて嚴命〔註一三〕を下して施行せしめたり。又仙臺附近の畑物蔦垣は、以前は小柄竹〔註一四〕に限り用ひられしが、二五〇八―一三（嘉永）年代に至り、雜細木を賣買して之に充つるを流行したるを以て、藩は之を停止し、代ふるに小柄竹垣を仕立てしむることゝせり。蓋盛木最中の細木を年々伐立つるは、費用の無益なるのみならず、山林伐盡しの誘因ともなり、且細木の蔦垣は、永くも三年用ふれば朽弱るに反し、竹垣は四五年間之を用ひ得べく、又竹は三年目には用材となるに反し、細木は拾四五ケ年或は二三拾年を經るにあらざれば薪料用木ともなす能はず、不經濟の基なりといふに在り。

秋田藩ノ生垣

秋田藩　二三九四（享保一九）年以來、木垣たりし所へチシヤノ木を植ゑたるは、二四三〇（明和七）年閏六月、藩が諸越某外一名に對し、褒美銀を下賜したる際の覺書〔註一五〕中に『院內御休折廻し百三拾七間御構之所杉植立、同御馬出左右七拾一間、此木垣之所ちしや植立忠進申出、願之通被二仰付一、享保十九年寅年ゟ植立手入いたし、兩所とも致二成就一候義全く兩人出精』云々とあるによりて明かなり。

會津藩生垣ノ制

會津藩　二四四九―六〇（寬政）年代、山所手遠の場所にては、屋敷廻りの生垣〔註一六〕迄日受の場所には枝を透かし、或は刈詰、風除等の處を折々手入を加へ、繁茂する様注意せしむべきことゝせり。

福井藩生垣ノ制

福井藩　二五一二（嘉永五）年、越前國坂井郡下番村（本庄村內）は村定書①中に、居屋敷隣の垣は高さ三尺五寸と定め、一年に兩度伐拂ふべく、若持主の心得違を以て切拂はざる時は、隣より差圖すべく、又持主方內より垣修覆の節は、外に除歩一分、外支配の節は除歩三分、居屋敷にある諸木枝葉は、隣の支障とならざる様、竿立ちて切拂ふべき事、居屋敷內に新規諸木植付の節は、垣緣より內へ取込植付くべき事とし、翌二五一三（嘉永六）年三月又『居屋敷竝外屋敷共、道筋へ相掛り申候諸垣之義は、三月中に引込可レ申候、此段組下竝雜家ニ至迄不レ洩樣相極、若引入不レ申者有レ之候ハヽ、於二村方一夫々取計可レ致』〔註一七〕と記載して、生垣の仕立方に付て約定せり。

①福井縣史

金澤藩生籬ノ制

金澤藩　二三三五(延寶三)年二月、藩は一柳某屋敷廻にサイカチを挿木〔註一八〕するを許し、石川・加賀兩郡より之が挿穗の伐採を命ぜり。

高田藩生垣ノ制

高田藩　二四三六(安永五)年五月、藩は『御長屋之儀兼而御定之通、雨落ゟ三尺之外地は無レ之候處、近年長屋又は長屋裏之方ニ生垣等を付、自然與道幅狹く相成、往來之障り相成候所も有レ之候由』とし、生籬等は之を取拂〔註一九〕はしめ、又新規なるは豫め伺はしむることゝせり。

鳥取藩生籬ノ制

鳥取藩　二五一六(安政三)年十一月〔註二〇〕、梔(クチナシ)垣廻り一筋植の場は、二尺宛間を置き之を植ゑしむ。

高知藩生垣ノ制

高知藩　二三四五(貞享二)年正月、藩令を以て、御上下の節、道筋家々の前に俄に木葉をさして垣とするものあるが、間もなく枯れて殊の外見苦しきを以て、當春より杉小苗を植ゑ或は挿し、又は土用竹を植ゑて生垣とすべき旨〔註二一〕を達せり。

小倉藩生垣ノ制

小倉藩　二四八七(文政一〇)年四月、豐前國田川郡の郡掟〔註二二〕を以て、屋敷内の垣雜木の枝葉年々生茂れるを伐拂はず、彌が上にも年々植込み、垣笹を結添へ、他人の田畠の障りとなるをも厭はず、理不盡の仕方あるは相濟まぬ事なり、恁くては屋敷外廻りの田畠狹くなるのみならず、日陰となり作物不出來にて、年貢にも影響すべきを以て、斯の如き箇所は節々巡見して察當すべき旨、各庄屋中へ觸れたり。

中津藩ノ杉生垣

中津藩　二五二六(慶應二)年八月、藩老の奥方出産あり、其胞衣を書院南庭の杉垣〔註二三〕の内に納めたり、當時同藩にも杉垣の行はれたるを知るべし。

而して明治維新後、著るしく土塀等の減退したるに拘らず、生籬は廢止せられずして却て增加せる傾あり。之を舊弘前藩に付て觀るも、二五三三(明治六)年、青森縣南津輕郡唐竹村の如きは、村定書〔註二四〕を以て生籬の高さ等に付て規約し『村内往還通植木枝葉三間ゟ卑(低)キ枝葉不レ殘伐拂候筈、生垣三尺ゟ不レ高、同厚一尺五寸、尤胴木中外五寸ニ不レ過、堰流シ限、尤堰之義是迄之通ゟ新堰差留之事、垣元ゟ堰幅二尺ニ限候事』となし、之に背くものは過價として、滿一ケ月使番・遠番を命ずることゝせり。

(備考)　二五四三(明治一六)年八月、北原大發智(イ)は、大日本山林會の月次集會に於て演說し『生垣に充つる樹木を概別すれば、樫・杉・檜・サワラ・木槿・イヌツゲ・マサキ・樋・水松・サンゴジュ・枸杞・五加木・マキ・槙穀・カナメ・水蠟の十六種とし、此樹種中用ふるものゝ多少を平均するときは、杉四分・檜の類二分・外十四種にて四分とすべきが、杉垣を多く用ふる所以のものは、其苗の價廉にして成長速なるが故なり、然るに杉・檜の類は、其保存期の短きと人工を要する多きとの二點に於て、世人の之を廢せんことを望むものなり、蓋しカナメは大約八十年、木槿・サンゴジュ・マサキは四十年、枸杞・五加木は三十年、水蠟樹・槙穀樹は六十年、又柞木の如きは最も長く保つに反し、杉は十年乃至十二年にして粗々として枯死し、又他の種類の樹木は、一年一回乃至二回の刈込を以て足れりとするに、杉は四回の刈込を要す』とて、生垣料十六種樹につき共得失を比較し『要するに柞木・カナメ・水蠟樹・サンゴジュの四種を以て、最上の適當樹なりと信ず』と述べたり。

九十九里濱ノ生籬

出雲大社附近ノ生籬

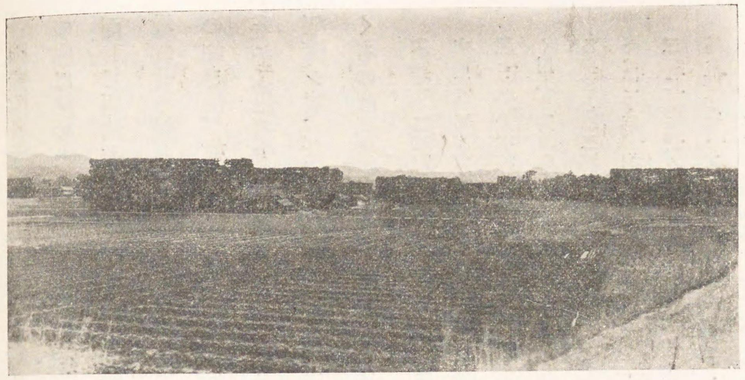

出雲大社附近の黒松生籬

尙現代に存生して著名なるもの尠しとせず、卽九十九里濱の沿岸に於る槇の生籬は、高き屋敷林を繞り、海岸にはシキミの生籬多く存し、南端なる大東岬には、椿の大木下に仕立てたる所あり、又出雲國には、大社の附近に於て特殊の黒松の生籬あり。其他全國到る處に多少之を見ざるはなし。

要約　之を要するに生籬は、上古以來行はれたるものにして、特に東北地方の如き雪又は風の強き所等に發達したるもの、如く、其樹種は杉・扁柏・羅漢柏・水松・女貞（ネズモチ）・樫類・槇・松・柚松の外、臭橘（カラタチ）・カナメモチ・溲流（ウツヤ）・五加木（ウコギ）・桑・莽草（シキミ）・サンゴジュ・柳・竹等を充用し、之が成立に付ては、或は藩の奬勵あり、或は强制に基けるものあるも、當事者の自發に因るもの亦多し。其枝葉等の繁茂して作物等の障りとなるは、何れも之が刈込をなさしめ、地方によりては村定等を以て規約せるもあり、斯くして生籬は現代のみならず、將來に於ても次第に發達すべきものなるべし。

註一　【野人私草】　○內閣文庫

註二　【津輕信政公事蹟】　○弘前市新町岩見常三郎氏

註三　【享保元年日記】　○同市津輕伯爵別邸

註四　【享保二年日記】　○同上

註五　【享保三年日記】　○同上

註六　【享保九年日記】　○同上

註七　【覺書】　○巖手縣九戸郡侍濱村久慈毅一郎氏

註八・九　【雜書】　○盛岡市南部伯爵別邸

註一〇　【覺書】　○同上

註一一　【山記錄帳五上】　○宮城縣遠田郡箟嶽村石川宥眞氏

註一二　【御定頭書】　○宮城縣廳

註一三・一四　【山林方緊要抜萃】　○仙臺市伊達伯爵邸

註一五　【御所預並組下持】　○秋田市秋田圖書館

註一六　【官要志寫】　○福島縣廳

註一七　【畦直シ地置證文】　○福井縣坂井郡本庄村字下番區

註一八　【改作所舊記】　○東京市前田侯爵邸

註一九　【安永五申より天明五巳迄萬年覺】　○高田市庄田稻美氏

註二〇　【植物方日記】　○鳥取市池田侯爵別邸

註二一【貞享二年分覺書】　○東京市山内侯爵邸

註二二【御郡觸御掟書】　○福岡縣田川郡添田町中村武弘氏

註二三【御用所日記】　○中津市山崎良太郎氏

註二四【明治六年内山理三郎廳用留】　○青森縣南津輕郡竹館村宇唐竹區

三　公園林

名稱　園林又は苑林等と唱へ得べきも、一般に公園と名附けらるゝ土地内に存立するの故を以て、茲に之を公園林と稱せんとす。

意義　公園林は、國又は公共團體等に於て、特に設定せる公園の地域内に仕立てらるゝ森林にして、平時に在りては、汚氣を濾淨し、喧噪を遮斷するのみならず、公衆の觀賞・享樂・運動・遊戲を助け、非常時に在りては、防火・防災・避難等の效あるを以て、特に熱閙せる都市には缺くべからざるものとせられ、近時郊外又は山嶽地帶等に設置せらるゝ公園内には、鬱蒼として生茂せしめざるは無く、場所によりて然らざるもありと雖、概して多少の樹木を配植し、草木・花卉・泉石・道路・休息所等と共に、公園施設の一大要素となすを通例とす。從つて本林は、衞生的の關係のみならず、風致的・保安的の林系を兼ね有するものとす。

沿革　當局の調査によれば、陸奥國三戸郡戸來村三嶽神社の神苑は、中古一五二三（貞觀五）年七月に創設せられ、公園樣のものとして最古きもの、如く、又近古、備中國玉島町圓通寺々庭は、二二一八―二九（永祿）年代に、近世、岩代國郡山市の共樂園は、二四一一―二三（寶曆）年代に開設せられたりと傳ふるも何れも定かならず。次に二四四一―八（天明）年代、松

陸奥國三嶽神社神苑

奥州白河ノ南湖

平樂翁は、其領地なる奥州白河（磐城國西白河郡關泉）に南湖〔註一〕を築き、衆と共に樂み併せて灌漑を計り、二四七三（文化一〇）年、羽後國酒田に日和山、二四九六（天保七）年、越後國北蒲原郡水原に天朝山ありしと言はる。二五〇一（天保一二）年七月、德川齊昭（烈公）〔註二〕は水戸に弘道館園（元水戸公園）、二五〇二（天保一三）年七月偕樂園（元常磐公園）を起し、樂翁の南湖と同じく上下をして偕に樂ましめんとせり。尙二四九〇―五〇七（天保―弘化）年代京都なる若王子神社神苑、二五一二（嘉永五）年陸中國東磐井郡藤澤町の愛宕、二五一九（安政六）年能登國鳳至郡輪島町鳳來山、二五一四―九（安政年代羽後國由利郡金浦町勢至、備前國和氣郡藤野村和氣神社境內、二五二一―三（文久）年代伯耆國西伯郡境町臺場に孰も公園樣のもの既に存したりと云ふ。

水戸ノ弘道館園及偕樂園

明治維新直後ノ公園

明治維新となるや、二五二八（明治元）年常陸國土浦町に土浦公園を、二五二九（明治二）年十月岩代國福島市に信夫山公園を、二五三〇（明治三）年上野國草津町に圓山を、二五三一（明治四）年筑前國秋月町重祐神社境內に梅園を、二五三二（明治五）年十月肥前國西松浦郡大坪村香橘神社境內に伊萬里公園を、同年豐後國臼杵町に臼杵公園を開設せり。

二五三三（明治六）年一月に至り、太政官は布告第一六號を以て『三府ヲ始メ人民輻輳ノ地ニシテ、古來ノ勝區、名人ノ舊跡等、是迄群衆遊覽ノ場所（東京ニ於テハ金龍山淺草寺・東叡山寬永寺境內ノ類、京都ニ於テハ八坂社・淸水ノ境內・嵐山ノ類、總テ社寺境內除地或ハ公有地ノ類）從前高外除地ニ屬セル分ハ、永ク萬人偕樂ノ地トシ、公園ト可レ被ニ相定一』と令達し、各府縣に候補地を撰擇せしめて公園を設備したり、是れ本邦公園と稱するものの濫觴なりとす。爾來公園に編入せられたるもの頗る多數に上り、大要左表の如し。

本邦公園ノ濫觴

二五三三（明治六）年編入

名稱	所在地	坪數	
一月	高遠	長野縣高遠町	四、六三五	町立
四月	城山	岐阜縣高山町	五四、四一九	町立
同	高知	高知市追手筋	四〇、八四〇	縣立、高知城址
六月	嚴島	廣島縣嚴島町	一、四四九、二一〇	縣立
七月	白山	新潟市	一〇、六八二	市立
九月	新發田東	新潟縣新發田町	三、〇三二	町立
十月	芝	東京市芝區	一五六、六三六	市立、三緣山增上寺境內及附近
同	上野	同　市下谷區	一八五、一八九	市立
同	深川	同　市深川區	七、七四六	市立、深川八幡神社境內
同	飛鳥山	同　市瀧野川區	一三、七二七	市立、飛鳥山
同	鞆	廣島縣鞆町	七七七、八七〇	縣立、仙醉島
同	高山	岐阜縣高山町	六五、八三一	町立
一	吹揚	今治市	——	市立

二五三四（明治七）年編入

二月	兼六	金澤市	三〇、四四二	縣立、蓮池、前田氏花園

六月　麹町　町　東京市麹町區

五月　松坂　市　松坂城址

四月　猪ノ鼻　市　千葉城址

三月　中津　市　中津城址

一五四四（弘治一四）年編入

同　佳　町　福島縣多紀郡福住村

九月　湖　町　福島縣白河町

同　南　町　岐阜縣養老郡養老村

同　聽　町　福島縣飯坂町

八月　國府樂園　町　愛知縣國府町

五月　奈良　村　奈良市及添上郡東山町

二月　奈良　市　奈良市及添上郡東山町

一五四〇（弘治三）年編入

一　福山　町　北海道松前郡福山町

一五三九（天文八）年編入

一　阿弖　村　北海道松前郡福山町

三月　函館　市　函館市

二月　函館　市　函館市

一五三八（天文七）年編入

一　惜樂　町　岐阜縣養老郡養老村

津　市　三重縣津市

一五三六（天文五）年編入

一　水澤　町　岩手縣水澤町

一五九九年　町　岩手縣千厩町

一一八〇年　市　千葉縣千葉市

一一六九年　市　千葉縣千葉市

一一六七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一六五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一六四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一六二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一五九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一五八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一五七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一五六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一五五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一五四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一五三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一五二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一五一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一五〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一四九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一四八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一四七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一四六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一四五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一四四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一四三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一四二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一四一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一四〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一三九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一三八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一三七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一三六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一三五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一三四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一三三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一三二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一三一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一三〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一二九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一二八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一二七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一二六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一二五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一二四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一二三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一二二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一二一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一二〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一一九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一一八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一一七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一一六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一一五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一一四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一一三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一一二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一一一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一一〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一〇九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一〇八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一〇七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一〇六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一〇五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一〇四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一〇三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一〇二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一〇一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一一〇〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇九九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇九八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇九七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇九六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇九五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇九四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇九三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇九二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇九一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇九〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇八九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇八八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇八七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇八六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇八五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇八四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇八三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇八二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇八一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇八〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇七九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇七八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇七七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇七六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇七五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇七四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇七三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇七二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇七一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇七〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇六九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇六八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇六七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇六六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇六五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇六四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇六三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇六二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇六一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇六〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇五九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇五八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇五七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇五六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇五五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇五四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇五三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇五二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇五一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇五〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇四九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇四八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇四七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇四六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇四五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇四四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇四三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇四二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇四一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇四〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇三九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇三八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇三七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇三六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇三五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇三四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇三三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇三二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇三一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇三〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇二九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇二八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇二七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇二六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇二五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇二四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇二三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇二二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇二一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇二〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇一九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇一八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇一七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇一六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇一五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇一四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇一三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇一二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇一一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇一〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇〇九年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇〇八年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇〇七年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇〇六年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇〇五年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇〇四年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇〇三年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇〇二年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇〇一年　町　岐阜縣養老郡養老町

一〇〇〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

九九九年　町　岐阜縣養老郡養老町

九九八年　町　岐阜縣養老郡養老町

九九七年　町　岐阜縣養老郡養老町

九九六年　町　岐阜縣養老郡養老町

九九五年　町　岐阜縣養老郡養老町

九九四年　町　岐阜縣養老郡養老町

九九三年　町　岐阜縣養老郡養老町

九九二年　町　岐阜縣養老郡養老町

九九一年　町　岐阜縣養老郡養老町

九九〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

九八九年　町　岐阜縣養老郡養老町

九八八年　町　岐阜縣養老郡養老町

九八七年　町　岐阜縣養老郡養老町

九八六年　町　岐阜縣養老郡養老町

九八五年　町　岐阜縣養老郡養老町

九八四年　町　岐阜縣養老郡養老町

九八三年　町　岐阜縣養老郡養老町

九八二年　町　岐阜縣養老郡養老町

九八一年　町　岐阜縣養老郡養老町

九八〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

九七九年　町　岐阜縣養老郡養老町

九七八年　町　岐阜縣養老郡養老町

九七七年　町　岐阜縣養老郡養老町

九七六年　町　岐阜縣養老郡養老町

九七五年　町　岐阜縣養老郡養老町

九七四年　町　岐阜縣養老郡養老町

九七三年　町　岐阜縣養老郡養老町

九七二年　町　岐阜縣養老郡養老町

九七一年　町　岐阜縣養老郡養老町

九七〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

九六九年　町　岐阜縣養老郡養老町

九六八年　町　岐阜縣養老郡養老町

九六七年　町　岐阜縣養老郡養老町

九六六年　町　岐阜縣養老郡養老町

九六五年　町　岐阜縣養老郡養老町

九六四年　町　岐阜縣養老郡養老町

九六三年　町　岐阜縣養老郡養老町

九六二年　町　岐阜縣養老郡養老町

九六一年　町　岐阜縣養老郡養老町

九六〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

九五九年　町　岐阜縣養老郡養老町

九五八年　町　岐阜縣養老郡養老町

九五七年　町　岐阜縣養老郡養老町

九五六年　町　岐阜縣養老郡養老町

九五五年　町　岐阜縣養老郡養老町

九五四年　町　岐阜縣養老郡養老町

九五三年　町　岐阜縣養老郡養老町

九五二年　町　岐阜縣養老郡養老町

九五一年　町　岐阜縣養老郡養老町

九五〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

九四九年　町　岐阜縣養老郡養老町

九四八年　町　岐阜縣養老郡養老町

九四七年　町　岐阜縣養老郡養老町

九四六年　町　岐阜縣養老郡養老町

九四五年　町　岐阜縣養老郡養老町

九四四年　町　岐阜縣養老郡養老町

九四三年　町　岐阜縣養老郡養老町

九四二年　町　岐阜縣養老郡養老町

九四一年　町　岐阜縣養老郡養老町

九四〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

九三九年　町　岐阜縣養老郡養老町

九三八年　町　岐阜縣養老郡養老町

九三七年　町　岐阜縣養老郡養老町

九三六年　町　岐阜縣養老郡養老町

九三五年　町　岐阜縣養老郡養老町

九三四年　町　岐阜縣養老郡養老町

九三三年　町　岐阜縣養老郡養老町

九三二年　町　岐阜縣養老郡養老町

九三一年　町　岐阜縣養老郡養老町

九三〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

九二九年　町　岐阜縣養老郡養老町

九二八年　町　岐阜縣養老郡養老町

九二七年　町　岐阜縣養老郡養老町

九二六年　町　岐阜縣養老郡養老町

九二五年　町　岐阜縣養老郡養老町

九二四年　町　岐阜縣養老郡養老町

九二三年　町　岐阜縣養老郡養老町

九二二年　町　岐阜縣養老郡養老町

九二一年　町　岐阜縣養老郡養老町

九二〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

九一九年　町　岐阜縣養老郡養老町

九一八年　町　岐阜縣養老郡養老町

九一七年　町　岐阜縣養老郡養老町

九一六年　町　岐阜縣養老郡養老町

九一五年　町　岐阜縣養老郡養老町

九一四年　町　岐阜縣養老郡養老町

九一三年　町　岐阜縣養老郡養老町

九一二年　町　岐阜縣養老郡養老町

九一一年　町　岐阜縣養老郡養老町

九一〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

九〇九年　町　岐阜縣養老郡養老町

九〇八年　町　岐阜縣養老郡養老町

九〇七年　町　岐阜縣養老郡養老町

九〇六年　町　岐阜縣養老郡養老町

九〇五年　町　岐阜縣養老郡養老町

九〇四年　町　岐阜縣養老郡養老町

九〇三年　町　岐阜縣養老郡養老町

九〇二年　町　岐阜縣養老郡養老町

九〇一年　町　岐阜縣養老郡養老町

九〇〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

八九九年　町　岐阜縣養老郡養老町

八九八年　町　岐阜縣養老郡養老町

八九七年　町　岐阜縣養老郡養老町

八九六年　町　岐阜縣養老郡養老町

八九五年　町　岐阜縣養老郡養老町

八九四年　町　岐阜縣養老郡養老町

八九三年　町　岐阜縣養老郡養老町

八九二年　町　岐阜縣養老郡養老町

八九一年　町　岐阜縣養老郡養老町

八九〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

八八九年　町　岐阜縣養老郡養老町

八八八年　町　岐阜縣養老郡養老町

八八七年　町　岐阜縣養老郡養老町

八八六年　町　岐阜縣養老郡養老町

八八五年　町　岐阜縣養老郡養老町

八八四年　町　岐阜縣養老郡養老町

八八三年　町　岐阜縣養老郡養老町

八八二年　町　岐阜縣養老郡養老町

八八一年　町　岐阜縣養老郡養老町

八八〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

八七九年　町　岐阜縣養老郡養老町

八七八年　町　岐阜縣養老郡養老町

八七七年　町　岐阜縣養老郡養老町

八七六年　町　岐阜縣養老郡養老町

八七五年　町　岐阜縣養老郡養老町

八七四年　町　岐阜縣養老郡養老町

八七三年　町　岐阜縣養老郡養老町

八七二年　町　岐阜縣養老郡養老町

八七一年　町　岐阜縣養老郡養老町

八七〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

八六九年　町　岐阜縣養老郡養老町

八六八年　町　岐阜縣養老郡養老町

八六七年　町　岐阜縣養老郡養老町

八六六年　町　岐阜縣養老郡養老町

八六五年　町　岐阜縣養老郡養老町

八六四年　町　岐阜縣養老郡養老町

八六三年　町　岐阜縣養老郡養老町

八六二年　町　岐阜縣養老郡養老町

八六一年　町　岐阜縣養老郡養老町

八六〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

八五九年　町　岐阜縣養老郡養老町

八五八年　町　岐阜縣養老郡養老町

八五七年　町　岐阜縣養老郡養老町

八五六年　町　岐阜縣養老郡養老町

八五五年　町　岐阜縣養老郡養老町

八五四年　町　岐阜縣養老郡養老町

八五三年　町　岐阜縣養老郡養老町

八五二年　町　岐阜縣養老郡養老町

八五一年　町　岐阜縣養老郡養老町

八五〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

八四九年　町　岐阜縣養老郡養老町

八四八年　町　岐阜縣養老郡養老町

八四七年　町　岐阜縣養老郡養老町

八四六年　町　岐阜縣養老郡養老町

八四五年　町　岐阜縣養老郡養老町

八四四年　町　岐阜縣養老郡養老町

八四三年　町　岐阜縣養老郡養老町

八四二年　町　岐阜縣養老郡養老町

八四一年　町　岐阜縣養老郡養老町

八四〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

八三九年　町　岐阜縣養老郡養老町

八三八年　町　岐阜縣養老郡養老町

八三七年　町　岐阜縣養老郡養老町

八三六年　町　岐阜縣養老郡養老町

八三五年　町　岐阜縣養老郡養老町

八三四年　町　岐阜縣養老郡養老町

八三三年　町　岐阜縣養老郡養老町

八三二年　町　岐阜縣養老郡養老町

八三一年　町　岐阜縣養老郡養老町

八三〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

八二九年　町　岐阜縣養老郡養老町

八二八年　町　岐阜縣養老郡養老町

八二七年　町　岐阜縣養老郡養老町

八二六年　町　岐阜縣養老郡養老町

八二五年　町　岐阜縣養老郡養老町

八二四年　町　岐阜縣養老郡養老町

八二三年　町　岐阜縣養老郡養老町

八二二年　町　岐阜縣養老郡養老町

八二一年　町　岐阜縣養老郡養老町

八二〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

八一九年　町　岐阜縣養老郡養老町

八一八年　町　岐阜縣養老郡養老町

八一七年　町　岐阜縣養老郡養老町

八一六年　町　岐阜縣養老郡養老町

八一五年　町　岐阜縣養老郡養老町

八一四年　町　岐阜縣養老郡養老町

八一三年　町　岐阜縣養老郡養老町

八一二年　町　岐阜縣養老郡養老町

八一一年　町　岐阜縣養老郡養老町

八一〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

八〇九年　町　岐阜縣養老郡養老町

八〇八年　町　岐阜縣養老郡養老町

八〇七年　町　岐阜縣養老郡養老町

八〇六年　町　岐阜縣養老郡養老町

八〇五年　町　岐阜縣養老郡養老町

八〇四年　町　岐阜縣養老郡養老町

八〇三年　町　岐阜縣養老郡養老町

八〇二年　町　岐阜縣養老郡養老町

八〇一年　町　岐阜縣養老郡養老町

八〇〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

七九九年　町　岐阜縣養老郡養老町

七九八年　町　岐阜縣養老郡養老町

七九七年　町　岐阜縣養老郡養老町

七九六年　町　岐阜縣養老郡養老町

七九五年　町　岐阜縣養老郡養老町

七九四年　町　岐阜縣養老郡養老町

七九三年　町　岐阜縣養老郡養老町

七九二年　町　岐阜縣養老郡養老町

七九一年　町　岐阜縣養老郡養老町

七九〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

七八九年　町　岐阜縣養老郡養老町

七八八年　町　岐阜縣養老郡養老町

七八七年　町　岐阜縣養老郡養老町

七八六年　町　岐阜縣養老郡養老町

七八五年　町　岐阜縣養老郡養老町

七八四年　町　岐阜縣養老郡養老町

七八三年　町　岐阜縣養老郡養老町

七八二年　町　岐阜縣養老郡養老町

七八一年　町　岐阜縣養老郡養老町

七八〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

七七九年　町　岐阜縣養老郡養老町

七七八年　町　岐阜縣養老郡養老町

七七七年　町　岐阜縣養老郡養老町

七七六年　町　岐阜縣養老郡養老町

七七五年　町　岐阜縣養老郡養老町

七七四年　町　岐阜縣養老郡養老町

七七三年　町　岐阜縣養老郡養老町

七七二年　町　岐阜縣養老郡養老町

七七一年　町　岐阜縣養老郡養老町

七七〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

七六九年　町　岐阜縣養老郡養老町

七六八年　町　岐阜縣養老郡養老町

七六七年　町　岐阜縣養老郡養老町

七六六年　町　岐阜縣養老郡養老町

七六五年　町　岐阜縣養老郡養老町

七六四年　町　岐阜縣養老郡養老町

七六三年　町　岐阜縣養老郡養老町

七六二年　町　岐阜縣養老郡養老町

七六一年　町　岐阜縣養老郡養老町

七六〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

七五九年　町　岐阜縣養老郡養老町

七五八年　町　岐阜縣養老郡養老町

七五七年　町　岐阜縣養老郡養老町

七五六年　町　岐阜縣養老郡養老町

七五五年　町　岐阜縣養老郡養老町

七五四年　町　岐阜縣養老郡養老町

七五三年　町　岐阜縣養老郡養老町

七五二年　町　岐阜縣養老郡養老町

七五一年　町　岐阜縣養老郡養老町

七五〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

七四九年　町　岐阜縣養老郡養老町

七四八年　町　岐阜縣養老郡養老町

七四七年　町　岐阜縣養老郡養老町

七四六年　町　岐阜縣養老郡養老町

七四五年　町　岐阜縣養老郡養老町

七四四年　町　岐阜縣養老郡養老町

七四三年　町　岐阜縣養老郡養老町

七四二年　町　岐阜縣養老郡養老町

七四一年　町　岐阜縣養老郡養老町

七四〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

七三九年　町　岐阜縣養老郡養老町

七三八年　町　岐阜縣養老郡養老町

七三七年　町　岐阜縣養老郡養老町

七三六年　町　岐阜縣養老郡養老町

七三五年　町　岐阜縣養老郡養老町

七三四年　町　岐阜縣養老郡養老町

七三三年　町　岐阜縣養老郡養老町

七三二年　町　岐阜縣養老郡養老町

七三一年　町　岐阜縣養老郡養老町

七三〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

七二九年　町　岐阜縣養老郡養老町

七二八年　町　岐阜縣養老郡養老町

七二七年　町　岐阜縣養老郡養老町

七二六年　町　岐阜縣養老郡養老町

七二五年　町　岐阜縣養老郡養老町

七二四年　町　岐阜縣養老郡養老町

七二三年　町　岐阜縣養老郡養老町

七二二年　町　岐阜縣養老郡養老町

七二一年　町　岐阜縣養老郡養老町

七二〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

七一九年　町　岐阜縣養老郡養老町

七一八年　町　岐阜縣養老郡養老町

七一七年　町　岐阜縣養老郡養老町

七一六年　町　岐阜縣養老郡養老町

七一五年　町　岐阜縣養老郡養老町

七一四年　町　岐阜縣養老郡養老町

七一三年　町　岐阜縣養老郡養老町

七一二年　町　岐阜縣養老郡養老町

七一一年　町　岐阜縣養老郡養老町

七一〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

七〇九年　町　岐阜縣養老郡養老町

七〇八年　町　岐阜縣養老郡養老町

七〇七年　町　岐阜縣養老郡養老町

七〇六年　町　岐阜縣養老郡養老町

七〇五年　町　岐阜縣養老郡養老町

七〇四年　町　岐阜縣養老郡養老町

七〇三年　町　岐阜縣養老郡養老町

七〇二年　町　岐阜縣養老郡養老町

七〇一年　町　岐阜縣養老郡養老町

七〇〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

六九九年　町　岐阜縣養老郡養老町

六九八年　町　岐阜縣養老郡養老町

六九七年　町　岐阜縣養老郡養老町

六九六年　町　岐阜縣養老郡養老町

六九五年　町　岐阜縣養老郡養老町

六九四年　町　岐阜縣養老郡養老町

六九三年　町　岐阜縣養老郡養老町

六九二年　町　岐阜縣養老郡養老町

六九一年　町　岐阜縣養老郡養老町

六九〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

六八九年　町　岐阜縣養老郡養老町

六八八年　町　岐阜縣養老郡養老町

六八七年　町　岐阜縣養老郡養老町

六八六年　町　岐阜縣養老郡養老町

六八五年　町　岐阜縣養老郡養老町

六八四年　町　岐阜縣養老郡養老町

六八三年　町　岐阜縣養老郡養老町

六八二年　町　岐阜縣養老郡養老町

六八一年　町　岐阜縣養老郡養老町

六八〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

六七九年　町　岐阜縣養老郡養老町

六七八年　町　岐阜縣養老郡養老町

六七七年　町　岐阜縣養老郡養老町

六七六年　町　岐阜縣養老郡養老町

六七五年　町　岐阜縣養老郡養老町

六七四年　町　岐阜縣養老郡養老町

六七三年　町　岐阜縣養老郡養老町

六七二年　町　岐阜縣養老郡養老町

六七一年　町　岐阜縣養老郡養老町

六七〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

六六九年　町　岐阜縣養老郡養老町

六六八年　町　岐阜縣養老郡養老町

六六七年　町　岐阜縣養老郡養老町

六六六年　町　岐阜縣養老郡養老町

六六五年　町　岐阜縣養老郡養老町

六六四年　町　岐阜縣養老郡養老町

六六三年　町　岐阜縣養老郡養老町

六六二年　町　岐阜縣養老郡養老町

六六一年　町　岐阜縣養老郡養老町

六六〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

六五九年　町　岐阜縣養老郡養老町

六五八年　町　岐阜縣養老郡養老町

六五七年　町　岐阜縣養老郡養老町

六五六年　町　岐阜縣養老郡養老町

六五五年　町　岐阜縣養老郡養老町

六五四年　町　岐阜縣養老郡養老町

六五三年　町　岐阜縣養老郡養老町

六五二年　町　岐阜縣養老郡養老町

六五一年　町　岐阜縣養老郡養老町

六五〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

六四九年　町　岐阜縣養老郡養老町

六四八年　町　岐阜縣養老郡養老町

六四七年　町　岐阜縣養老郡養老町

六四六年　町　岐阜縣養老郡養老町

六四五年　町　岐阜縣養老郡養老町

六四四年　町　岐阜縣養老郡養老町

六四三年　町　岐阜縣養老郡養老町

六四二年　町　岐阜縣養老郡養老町

六四一年　町　岐阜縣養老郡養老町

六四〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

六三九年　町　岐阜縣養老郡養老町

六三八年　町　岐阜縣養老郡養老町

六三七年　町　岐阜縣養老郡養老町

六三六年　町　岐阜縣養老郡養老町

六三五年　町　岐阜縣養老郡養老町

六三四年　町　岐阜縣養老郡養老町

六三三年　町　岐阜縣養老郡養老町

六三二年　町　岐阜縣養老郡養老町

六三一年　町　岐阜縣養老郡養老町

六三〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

六二九年　町　岐阜縣養老郡養老町

六二八年　町　岐阜縣養老郡養老町

六二七年　町　岐阜縣養老郡養老町

六二六年　町　岐阜縣養老郡養老町

六二五年　町　岐阜縣養老郡養老町

六二四年　町　岐阜縣養老郡養老町

六二三年　町　岐阜縣養老郡養老町

六二二年　町　岐阜縣養老郡養老町

六二一年　町　岐阜縣養老郡養老町

六二〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

六一九年　町　岐阜縣養老郡養老町

六一八年　町　岐阜縣養老郡養老町

六一七年　町　岐阜縣養老郡養老町

六一六年　町　岐阜縣養老郡養老町

六一五年　町　岐阜縣養老郡養老町

六一四年　町　岐阜縣養老郡養老町

六一三年　町　岐阜縣養老郡養老町

六一二年　町　岐阜縣養老郡養老町

六一一年　町　岐阜縣養老郡養老町

六一〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

六〇九年　町　岐阜縣養老郡養老町

六〇八年　町　岐阜縣養老郡養老町

六〇七年　町　岐阜縣養老郡養老町

六〇六年　町　岐阜縣養老郡養老町

六〇五年　町　岐阜縣養老郡養老町

六〇四年　町　岐阜縣養老郡養老町

六〇三年　町　岐阜縣養老郡養老町

六〇二年　町　岐阜縣養老郡養老町

六〇一年　町　岐阜縣養老郡養老町

六〇〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

五九九年　町　岐阜縣養老郡養老町

五九八年　町　岐阜縣養老郡養老町

五九七年　町　岐阜縣養老郡養老町

五九六年　町　岐阜縣養老郡養老町

五九五年　町　岐阜縣養老郡養老町

五九四年　町　岐阜縣養老郡養老町

五九三年　町　岐阜縣養老郡養老町

五九二年　町　岐阜縣養老郡養老町

五九一年　町　岐阜縣養老郡養老町

五九〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

五八九年　町　岐阜縣養老郡養老町

五八八年　町　岐阜縣養老郡養老町

五八七年　町　岐阜縣養老郡養老町

五八六年　町　岐阜縣養老郡養老町

五八五年　町　岐阜縣養老郡養老町

五八四年　町　岐阜縣養老郡養老町

五八三年　町　岐阜縣養老郡養老町

五八二年　町　岐阜縣養老郡養老町

五八一年　町　岐阜縣養老郡養老町

五八〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

五七九年　町　岐阜縣養老郡養老町

五七八年　町　岐阜縣養老郡養老町

五七七年　町　岐阜縣養老郡養老町

五七六年　町　岐阜縣養老郡養老町

五七五年　町　岐阜縣養老郡養老町

五七四年　町　岐阜縣養老郡養老町

五七三年　町　岐阜縣養老郡養老町

五七二年　町　岐阜縣養老郡養老町

五七一年　町　岐阜縣養老郡養老町

五七〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

五六九年　町　岐阜縣養老郡養老町

五六八年　町　岐阜縣養老郡養老町

五六七年　町　岐阜縣養老郡養老町

五六六年　町　岐阜縣養老郡養老町

五六五年　町　岐阜縣養老郡養老町

五六四年　町　岐阜縣養老郡養老町

五六三年　町　岐阜縣養老郡養老町

五六二年　町　岐阜縣養老郡養老町

五六一年　町　岐阜縣養老郡養老町

五六〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

五五九年　町　岐阜縣養老郡養老町

五五八年　町　岐阜縣養老郡養老町

五五七年　町　岐阜縣養老郡養老町

五五六年　町　岐阜縣養老郡養老町

五五五年　町　岐阜縣養老郡養老町

五五四年　町　岐阜縣養老郡養老町

五五三年　町　岐阜縣養老郡養老町

五五二年　町　岐阜縣養老郡養老町

五五一年　町　岐阜縣養老郡養老町

五五〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

五四九年　町　岐阜縣養老郡養老町

五四八年　町　岐阜縣養老郡養老町

五四七年　町　岐阜縣養老郡養老町

五四六年　町　岐阜縣養老郡養老町

五四五年　町　岐阜縣養老郡養老町

五四四年　町　岐阜縣養老郡養老町

五四三年　町　岐阜縣養老郡養老町

五四二年　町　岐阜縣養老郡養老町

五四一年　町　岐阜縣養老郡養老町

五四〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

五三九年　町　岐阜縣養老郡養老町

五三八年　町　岐阜縣養老郡養老町

五三七年　町　岐阜縣養老郡養老町

五三六年　町　岐阜縣養老郡養老町

五三五年　町　岐阜縣養老郡養老町

五三四年　町　岐阜縣養老郡養老町

五三三年　町　岐阜縣養老郡養老町

五三二年　町　岐阜縣養老郡養老町

五三一年　町　岐阜縣養老郡養老町

五三〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

五二九年　町　岐阜縣養老郡養老町

五二八年　町　岐阜縣養老郡養老町

五二七年　町　岐阜縣養老郡養老町

五二六年　町　岐阜縣養老郡養老町

五二五年　町　岐阜縣養老郡養老町

五二四年　町　岐阜縣養老郡養老町

五二三年　町　岐阜縣養老郡養老町

五二二年　町　岐阜縣養老郡養老町

五二一年　町　岐阜縣養老郡養老町

五二〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

五一九年　町　岐阜縣養老郡養老町

五一八年　町　岐阜縣養老郡養老町

五一七年　町　岐阜縣養老郡養老町

五一六年　町　岐阜縣養老郡養老町

五一五年　町　岐阜縣養老郡養老町

五一四年　町　岐阜縣養老郡養老町

五一三年　町　岐阜縣養老郡養老町

五一二年　町　岐阜縣養老郡養老町

五一一年　町　岐阜縣養老郡養老町

五一〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

五〇九年　町　岐阜縣養老郡養老町

五〇八年　町　岐阜縣養老郡養老町

五〇七年　町　岐阜縣養老郡養老町

五〇六年　町　岐阜縣養老郡養老町

五〇五年　町　岐阜縣養老郡養老町

五〇四年　町　岐阜縣養老郡養老町

五〇三年　町　岐阜縣養老郡養老町

五〇二年　町　岐阜縣養老郡養老町

五〇一年　町　岐阜縣養老郡養老町

五〇〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

四九九年　町　岐阜縣養老郡養老町

四九八年　町　岐阜縣養老郡養老町

四九七年　町　岐阜縣養老郡養老町

四九六年　町　岐阜縣養老郡養老町

四九五年　町　岐阜縣養老郡養老町

四九四年　町　岐阜縣養老郡養老町

四九三年　町　岐阜縣養老郡養老町

四九二年　町　岐阜縣養老郡養老町

四九一年　町　岐阜縣養老郡養老町

四九〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

四八九年　町　岐阜縣養老郡養老町

四八八年　町　岐阜縣養老郡養老町

四八七年　町　岐阜縣養老郡養老町

四八六年　町　岐阜縣養老郡養老町

四八五年　町　岐阜縣養老郡養老町

四八四年　町　岐阜縣養老郡養老町

四八三年　町　岐阜縣養老郡養老町

四八二年　町　岐阜縣養老郡養老町

四八一年　町　岐阜縣養老郡養老町

四八〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

四七九年　町　岐阜縣養老郡養老町

四七八年　町　岐阜縣養老郡養老町

四七七年　町　岐阜縣養老郡養老町

四七六年　町　岐阜縣養老郡養老町

四七五年　町　岐阜縣養老郡養老町

四七四年　町　岐阜縣養老郡養老町

四七三年　町　岐阜縣養老郡養老町

四七二年　町　岐阜縣養老郡養老町

四七一年　町　岐阜縣養老郡養老町

四七〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

四六九年　町　岐阜縣養老郡養老町

四六八年　町　岐阜縣養老郡養老町

四六七年　町　岐阜縣養老郡養老町

四六六年　町　岐阜縣養老郡養老町

四六五年　町　岐阜縣養老郡養老町

四六四年　町　岐阜縣養老郡養老町

四六三年　町　岐阜縣養老郡養老町

四六二年　町　岐阜縣養老郡養老町

四六一年　町　岐阜縣養老郡養老町

四六〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

四五九年　町　岐阜縣養老郡養老町

四五八年　町　岐阜縣養老郡養老町

四五七年　町　岐阜縣養老郡養老町

四五六年　町　岐阜縣養老郡養老町

四五五年　町　岐阜縣養老郡養老町

四五四年　町　岐阜縣養老郡養老町

四五三年　町　岐阜縣養老郡養老町

四五二年　町　岐阜縣養老郡養老町

四五一年　町　岐阜縣養老郡養老町

四五〇年　町　岐阜縣養老郡養老町

四四九年　町　岐阜縣養老郡養老町

四四八年　町　岐阜縣養老郡養老町

四四七年　町　岐阜縣養老郡養老町

四四六年　町　岐阜縣養老郡養老町

四

四四三六―一　市立・蒼城址

五〇〇年

岡　市立　城山　唐丸島市

一三〇〇(徳治三)年頃

三　月　高根　愛知県額賀町

一　今宮　坂本町　東京市日本橋區　七月

一三一四(正和三)年頃

十一月　野澤城山　長野県上伊那郡　七月

一三一八(文保二)年頃

五月　利休僧　京城県利休僧村　五月

六月　道後　愛媛県道後湯町　七月

七月　住野　栃木県佐野町　十一月

一三一九(元応元)年頃

五月　青年團　四七〇

一三六六　市立

一三二〇(元亨元)年頃

五月　僧　東京市文區　四月

六月　千年　愛　五月

一　八月　額山　三重県額山町　五月

一　大師　京都市　三〇六五

一　川崎市　市立

一三二七(嘉暦二)年頃

一　後楽園　岡山市　三四六

八月　千歳(伊形市第二)　山形県赤澤町　四月

一三三〇(元徳二)年頃

六月　鹿兒島　鹿兒島市　八月

一　熱　海　静岡県熱海町　一

一三四六(貞和二)年頃

三四六六　市立

一三四七(貞和三)年頃

三　月　石　山　滋賀県滋賀郡石山町　一九〇

四　月　勝國ヶ岡　群馬県呂楽郡赤羽村(今、津山市)　五六〇

六　月　水　川　埼玉県大宮町　六八

七　月　中　島　札幌市　一三八

八　月　千歳(伊形第二)　山形市　一四一

一三四八(貞和四)年頃

一　後楽園　岡山市　三四六

一三五〇(観応元)年頃

八　月　鳥帽子　山形県赤澤町　四月

九　月　鹿兒島　鹿兒島市　八月

一　熱　海　静岡県熱海町　一

一三五一(観応二)年頃

十　月　合　浦　宇森市　三九九

一三五二(観応三)年頃

九　月　岐　早　岐早市　一〇四

十二月　長　野　長野市　七四五

一　月　野　長野市　一三七

一三五三(観応四)年頃

三　月　石　山　滋賀県滋賀郡石山町　一九〇

四　月　勝國ヶ岡　群馬県呂楽郡赤羽村(今、津山市)　五六〇

六　月　水　川　埼玉県大宮町　六八

七　月　中　島　札幌市　一三八

八　月　千歳(伊形第二)　山形市　一四一

一三五四(文和三)年頃

九　月　岐　早　岐早市　一〇四

十二月　長　野　長野市　七四五

一　月　野　長野市　一三七

一三五五(文和四)年頃

三九九　市立・元蒼通原野等

五一一　村立　長川村

一、五〇〇　町立　一

九、九三一　町立　九

一　縣立、秋田城址

四〇六、一二一　市立、舊城址　一二四、五一一　縣立、明治三十年六月追加

一　町立　〇〇六

一、四八六、〇〇〇　市立　三

一、四八六、〇〇〇　村立　千葉縣野田町清水

一二、四五、一一　町立　野田清水

一、九六〇、一一　町立　舊城址

一三、一二八　町立　茨城縣笠間町

一、四五一　市立　笠間城山

一、四五四　町立　舊山縣戸出町

四、五四　町立　富山縣戸出町

一二、四八、一一　町立　鉢

一、四五一　市立　滋賀縣

四、〇七五　町立　五

一、四八六、〇〇〇　村立　三　鹿兒島縣姶良郡中種子村

四、〇七五　町立　五　兵庫縣三田町

一、四八六、〇〇〇　村立　三　牧

一、四八六、〇〇〇　町立　小

一、四八六、〇〇〇　村立　三　野田清水

一二、四五、一一　町立　野田清水

一、九六〇、一一　町立　舊城址

一三、一二八　町立　茨城縣笠間町

一、四五一　市立　笠間城山

一、四五四　町立　舊山縣戸出町

四、五四　町立　五

一、四八六、〇〇〇　村立　三　牧

一、四八六、〇〇〇　町立　小

一、四八六、〇〇〇　村立　三　鹿兒島縣姶良郡中種子村

四、〇七五　町立　五　兵庫縣三田町

一、四八六、〇〇〇　町立　三